

令和3年第429回定例会

# 矢吹町議会会議録

令和3年9月10日 開会

令和3年9月21日 閉会

矢吹町議会

## 令和3年第429回矢吹町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月10日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
組合議会報告	6
議員派遣報告	6
町政報告	7
報告第11号の上程、説明、質疑	10
報告第12号の上程、説明、質疑	10
報告第13号の上程、説明、質疑	11
承認第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案の上程、説明(議案第37号～議案第40号、認定第1号～認定第8号)	14
散会の宣告	18

### 第 2 号 (9月13日)

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19
職務のため出席した者の職氏名	20
開議の宣告	21
一般質問	21

芳賀慎也君	21
関根貴将君	29
富永創造君	36
三村正一君	48
会議時間の延長	65
安井敬博君	65
散会の宣告	81

### 第 3 号 (9月14日)

議事日程	83
本日の会議に付した事件	83
出席議員	83
欠席議員	83
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	83
職務のため出席した者の職氏名	84
開議の宣告	85
一般質問	85
青山英樹君	85
総括質疑	101
議案・請願の付託	105
散会の宣告	106

### 第 4 号 (9月21日)

議事日程	107
本日の会議に付した事件	107
出席議員	107
欠席議員	108
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	108
職務のため出席した者の職氏名	108
開議の宣告	109
日程の追加	109
承認第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
議事日程の報告	112
議案第37号、請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	112

議案第38号の委員長報告、質疑、討論、採決	113
認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	114
議案第40号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	117
発言の訂正	120
日程の追加	120
同意第3号の上程、説明、採決	121
同意第4号の上程、説明、採決	122
発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
閉会中の継続調査の申出について	124
議員の派遣について	124
副町長挨拶	125
閉会の宣告	125
署名議員	127

令和 3 年 9 月 1 0 日（金曜日）

（第 1 号）

## 令和3年第429回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和3年9月10日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸報告  
日程第 4 町政報告  
日程第 5 報告第11号 令和2年度矢吹町継続費精算の報告について  
日程第 6 報告第12号 専決処分の報告について(専決第16号 損害賠償の額を定めることについて)  
日程第 7 報告第13号 専決処分の報告について(専決第17号 損害賠償の額を定めることについて)  
日程第 8 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて(専決第15号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算(第4号))  
日程第 9 発議第 7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)  
日程第10 議案の上程  
議案第37号・第38号・第39号・第40号  
認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号  
(町長提案理由説明のみ)
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

### 出席議員(14名)

1番	芳 賀 慎 也 君	2番	関 根 貴 将 君
3番	高 久 美 秋 君	4番	藤 井 源 喜 君
5番	堀 井 成 人 君	6番	鈴 木 浩 一 君
7番	富 永 創 造 君	8番	三 村 正 一 君
9番	加 藤 宏 樹 君	10番	鈴 木 隆 司 君
11番	青 山 英 樹 君	12番	熊 田 宏 君
13番	安 井 敬 博 君	14番	角 田 秀 明 君

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	藤田豊君
教育長	鈴木健生君	代表監査委員	佐藤昇一君
企画総務課長	佐藤豊君	まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君
税務課長	小磯剛君	会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君
保健福祉課長	阿部正人君	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木辰美君
商工推進課長	佐藤浩彦君	都市整備課長	福田和也君
上下水道課長	柏村秀一君	教育次長兼 教育振興課長	国井淳一君
子育て支援 課長	小椋勲君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏家康孝	副局長	加藤晋一
--------	------	-----	------

---

### ◎開会の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第429回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

9番 加藤宏樹君

10番 鈴木隆司君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程につきましては、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、報告いたします。

第429回矢吹町議会定例会が本日9月10日に招集になりましたので、それに先立ちまして、9月8日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案につきまして企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出がありました日程案については議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。その結果、会期を本日9月10日から9月21日までの12日間とし、会期日程についてはお手元に配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開催し、その対応について協議をすることといたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（角田秀明君） お諮りをいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日9月10日から9月21日までの12日間をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月10日から9月21日までの12日に決定しました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

---

### ◎諸報告

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、去る8月6日に開催されました西白河地方町村議会議員研修会の席上、西白河地方町村議長会会長から自治功労者として、安井敬博副議長、加藤宏樹議員が表彰されました。

それでは、表彰されました議員の伝達を本席において行いますので、暫時休議いたします。

（午前10時04分）

---

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午前10時09分）

---

○議長（角田秀明君） 配付資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、決算書、事務報告書、本定例会提出事件書、例月出納検査結果報告書、一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査意見書、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算意見書、請願書、議案等説明のため出席を求めた者の報告書及び白河地方広域市町村圏整備組合議会における議案書等の写しは、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告をいたします。

さきの6月定例会において議決されました発議第6号 国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書につきましては、6月21日付で各関係機関に送付いたしました。

---

### ◎監査報告

○議長（角田秀明君） これより、例月出納検査結果及び令和2年度一般会計、特別会計の決算審査及び財政健全化審査の意見書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査の意見書、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算審査意見書について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査及び令和2年度決算審査と、その決算審査に併せて実施しました財政健全化等

の審査結果報告であります。

初めに、例月出納検査結果の報告をいたします。

令和2年度5月分及び令和3年度5月分の出納については6月25日に、令和3年度6月分の出納は7月20日に、7月分出納は8月24日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、令和3年4月1日から6月30日までの第1四半期分を7月21日に行いました。

出納検査に当たっては、会計管理者兼総合窓口課長及び上下水道課長から関係書類の提出を求め、各月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をご覧くださいと思います。

続きまして、令和2年度矢吹町各会計歳入歳出決算審査及び財政健全化審査の意見について申し上げます。

審査の対象ですが、1、一般会計、2、国民健康保険特別会計、3、公共下水道事業特別会計、4、土地造成事業特別会計、5、農業集落排水事業特別会計、6、介護保険特別会計、7、後期高齢者医療特別会計の7件であります。

審査は、7月28日、29日、30日、8月2日、3日、4日の6日間で行いました。

審査結果ですが、令和2年度矢吹町一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書に記載のとおり、一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び基金の運用の決算状況は、その計数に誤りはなく、関係書類も整備され、各会計の管理は適正であります。

総体的には、国の動向や厳しい財政状況を踏まえ、第6次まちづくり総合計画等に位置づけられた事務事業に積極的に取り組み、住民福祉サービスの向上と財政の健全化を両立しながら着実に執行され、各会計とも黒字をもって決算されたことは評価します。

しかしながら、歳入においては、唯一の自主財源である町税が前年比0.1%増加しているものの、今後とも累積する町税等の収入未済額の解消など、自主財源の確保を中心とした健全な財政運営が求められます。

また、自治体財政の健全性を目的に創設された健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算出されないものの、実質公債費比率が11.5%となっており、前年と比して減少傾向にありますが、今後も引き続き適切な財政運営を期待します。

さらに、将来負担比率が89.5%となっており、前年と比して14.2%減少しており、基準数値を下回り、財政の健全化計画の策定を要しないものと認められますが、引き続き財政運営の健全性や硬直化につながる判断比率の低下に向けた方策に努めていただきたいと思います。

なお、公共下水道事業、土地造成事業、農業集落排水事業特別会計については、資金不足がなく、経営はいずれの会計も良好な状態にあると認めます。今後も、依存財源に頼ることのない自主財源の確保に基づいた安定した経営を望むものであります。

なお、詳細につきましては、一般会計等決算審査意見書をご覧くださいと思います。

続きまして、令和2年度矢吹町水道事業会計決算審査及び経営健全化審査について申し上げます。

審査は7月21日に実施しました。

審査の結果ですが、提出された決算書及び決算附属書類を審査したところ、決算は法令に準じて作成され、財政状況及び経営成績表も明確に示されており、新会計制度に基づいた会計処理、計数にも違算はなく、決算は適正であると認めました。

なお、提出された資金不足額の算定調書については、公正な判断の下、法令の規定に基づき、適正に作成されたものと認めました。

続いて、意見書に記載しましたが、令和2年度決算では、住宅等の改修等に伴う節水型設備の普及によって、以前に比べ給水量は期待できない状況にあり、こうした給水収益の伸び悩みとなっているものの、営業外収益の増加により1,167万1,000円の純利益となっております。

なお、当年度純利益については、全額翌年度に繰り越す予定であります。今後の経営に当たっては、給水収益の向上策を重点に考慮し、企業としての経営的観点を念頭に置いた安定した経営を望みます。

本年度は、有収率が昨年を僅かに下回るものの、安定した供給状況にありました。

水道料金の未収金については、負担の公平性や公営企業としての健全な財政運営から、引き続きその解消に努めていただきたいと存じます。

また、審査に付されたキャッシュ・フロー計算書や水道事業会計の資金不足比率を示す、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、実質的な資金不足はなく、おおむね良好な経営状態にあると認められます。

しかしながら、現行の給水収益は、人口の減少や節水意識の向上などによって水の需要が減少傾向にあり、当面は増加が見込めず、一方で施設設備等の老朽化による多くの投資的経費が見込まれることから、今後の事業運営に当たっては、諸経費の節減や事業の効率化、合理化をなお一層推進され、健全な経営と安全かつ良質な水の安定供給に努めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、水道事業会計決算等審査意見書をご覧くださいと思います。

また、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算については、配付意見書のとおりであります。

以上で、例月出納検査及び令和2年度各種会計決算審査及び財政健全化等の審査意見の報告を終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

---

### ◎組合議会報告

○議長（角田秀明君） 次に、私から令和3年8月6日に開催されました令和3年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会についてご報告をいたします。

本定例会は、専決処分承認を求める議案1件、条例の一部を改正する条例の議案4件と水道用水供給事業会計決算認定に関する議案1件及び報告2件が提案され、原案のとおり可決、認定されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しました資料をご覧くださいと思います。

これにて、私からの報告を終了したいと思います。

---

### ◎議員派遣報告

○議長（角田秀明君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告をいたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了といたしたいと思えます。

---

### ◎町政報告

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

第429回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、角田議長をはじめ議員の皆様にご挨拶申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第429回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますのでご了承ください。

1ページをご覧ください。

初めに、町民の皆様には、手指消毒などの基本的な感染防止対策及び飲食を伴う懇親会や会合、感染拡大地域への不要不急の外出自粛など、ご理解とご協力をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。

本町では、8月25日現在、46例の新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されております。

なお、直近では9月9日現在、昨日、62例の陽性者が確認されております。

全国的に感染が拡大する中、福島県は8月5日に福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を発出しまして、8月8日から8月31日までの期間、不要不急の外出自粛や、接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店等の営業時間の短縮など、県独自の対策を行っているところであります。

なお、対策期間につきましては、昨日9月9日に9月30日までの延長が決定されております。

本町における新型コロナウイルスワクチン接種状況につきましては、感染後、重症化しやすいとされる65歳以上の高齢者を優先しまして、5月13日から矢吹町文化センターにおきましてワクチン接種を開始し、7月末には65歳以上の希望する方全ての接種が完了いたしました。

また、7月上旬からは、60歳から64歳までの方、次に基礎疾患をお持ちの方、40歳から59歳の方、12歳から39歳の方の順に接種を進めております。

なお、県外の大規模接種会場、そして職域接種、教育関係に従事する方など、町外で接種を受ける方についてということをお考えまして、クーポン券を当初の予定時期から前倒しをして、7月中旬までには対象となる全の方に送付いたしました。

8月25日現在の接種状況は、1回目の接種を終えた方は9,020名、58.0%。2回目の接種を終えた方は7,351名、47.3%であります。

なお、直近の9月9日現在、昨日の接種状況は、1回目の接種を終えた方は1万250名ということで、66.3%ということになってございます。そして、2回目の接種を終えた方は8,092名、52.3%となっております。

今後も、国からのワクチンの供給量に合わせと書いてもありますが、実際には国からのワクチンの供給量が

極めて厳しく、このままにしておけばよく言われている11月を越えてしまうということも考えられるので、ただいま供給増と確保に向けて、各レベルで厳しい折衝を国・県と行っている状況です。希望する多くの町民の皆様が速やかにワクチンを接種できるよう全力を挙げて努めてまいります。

次に、令和3年度矢吹町店舗応援キャンペーンについてであります。7月1日より受付を開始し、8月25日現在、92店舗に認定証を交付し、うち83店舗に249万円を給付しております。

なお、これまた直近、9月9日昨日現在、118店舗に認定証を交付し、うち86店舗に258万円の給付を行っております。

また、キャンペーンの新たな取組としまして、アクリル板の貸出しを行い感染拡大防止、そして7月15日には、公益財団法人福島県生活衛生営業指導センター局長の大島正敏氏を招きまして、感染症対策のポイントや貸出しを行うアクリル板の有効な活用などについて講習会を、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上でホテルニュー日活において開催し、約30名の事業主の参加がありました。

次に、令和3年度矢吹町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金についてであります。8月1日から受付を開始し、8月25日現在で38事業者に380万円の給付を行っております。

なお、直近の9月9日現在でいいますと、57業者に570万円の給付を行っております。

今後も、新型コロナウイルス感染症の状況と、そして町内事業所の実情を把握しながら、経済活動の支援に努めてまいります。

3ページをご覧ください。

次に、福島県沖地震関連についてであります。

罹災証明書及び被災届出証明書についてであります。本年2月13日に発生した福島県沖地震による被災家屋の罹災証明書の申請受付を2月17日から開始し、2月24日から内閣府が示す基準に基づきまして外観目視等による現地調査を実施しております。

調査に基づく結果は、2月26日から交付を開始しまして、8月13日現在で全壊1件、中規模半壊14件、半壊18件、準半壊174件、一部損壊は499件ということで、合計706件を数えてございます。

なお、直近ということで9月9日、昨日現在でいいますと、準半壊が175件と1件増えておりまして、一部損壊が500件。これまた1件増えて、合計で708件ということになってございます。

被災届出証明書につきましては、届出により271件を交付しております。

次に、被災住宅修理支援事業についてであります。制度内容に基づき、罹災証明書により決定される被害の程度に応じた支援に取り組んでおりまして、制度の内容につきましては、町のホームページ、そして新聞の折り込み、そして回覧等でできるだけ周知を図りながら、6月1日から申請受付を実施し、8月25日現在92件の申請を受け付けておりまして、うち67件につきましては給付を完了しております。

なお、9月9日の直近、昨日現在では115件の申請を受け付けておりまして、うち84件の給付を完了している状況であります。

また、対象者の申請漏れなどがないように、広報やぶき9月号に再度記事を掲載いたしまして周知の徹底を図ったところでありまして、今後も支援が速やかに行われるように努めてまいります。

次に、土木施設等に係る災害復旧についてであります。土木施設では、町道の松倉・大池線等につきまし

て11件中10件の工事発注を行い、4件が完了しております。

なお、町道松倉・大池線の復旧工事におきましては、通行止めを行うなど地域及び利用者の皆様には大変ご不便をおかけしましたが、工事が完了いたしまして、8月4日には通行止めが解除となっております。皆様のご協力に感謝をいたします。

都市施設では、大池公園の園路等につきまして4件発注し全て完了。町営住宅では、善郷内住宅等について13件発注し、全て完了しております。

また、瓦礫撤去及び応急対応の道路補修等につきましては19件発注し全て完了。小規模災害の道路復旧工事におきましては13件中11件発注し、11件完了してございます。

全体では、60件中57件発注し51件完了。残りの災害復旧工事につきましても、関係機関と調整を図りながら年度内の復旧に努めてまいります。

5ページをご覧ください。

次に、令和3年成人式についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により1月10日から延期となっておりますが、また5月にも延期という形になっておりまして、感染症対策を十分に行った上で、8月15日に矢吹町の文化センター大ホールにおいて開催いたしました。

今回の成人式は、新型コロナウイルス感染症の感染が全国的に第5波拡大として拡大している中、開催の可否について実行委員の新成人の若い皆様と幾度となく慎重に検討を重ねたというより激論を重ねた結果、成人式として通常の開催が困難と判断し、規模、内容を縮小し、令和3年成人証書及び記念品授与式として開催いたしました。

式は、主催者挨拶、成人代表挨拶、成人証書の代表授与と、内容を極力縮小するという事で、皆様にもご参加いただくことができなかったことは大変残念というか、申し訳なかったように思います。ただ、この状況で済んでご理解いただきたいと思えます。

事前の健康チェック、これは帰町前、式当日の抗原検査等の感染対策を十分に行い、成人者73名が出席いたしました。また、緊急事態宣言等により出席が困難な成人者、それから会場に入場できない保護者の皆様に式典を見ていただけるよう、ライブ配信を、動画配信を行っております。

成人者の皆様には、晴れの舞台を通常どおり開催できなかったことをおわび申し上げるとともに、今後の活躍を期待し、社会に貢献される自覚を持たれることを、大変若い人たちには期待しておりますので祈念いたします。

こういったコロナの中で、非常にコロナの感染が広がっていく中で、しかし行事、様々なイベント、そしてスポーツも含めて大会等、社会を沈滞させないでどうやって組織を維持していくかということを含めて、こういった形での開催の仕方、そして感染拡大を防止しながらどのように行っていくかということは大変大きな課題で、これも一つの試金石かというふうに思っております。

ここまで、町政報告から7点を抜粋し報告申し上げました。矢吹町の地方創生に向け、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

その他12項目につきましては、お手元に配付いたしました第429回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 以上で、町政報告は終了いたします。

---

#### ◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより報告第11号 令和2年度矢吹町継続費精算の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） それでは、ご説明をいたします。

日程第5、報告第11号 令和2年度矢吹町継続費精算の報告についてであります。本件は平成30年度から令和2年度の3か年の継続事業で行った複合施設整備事業に係る精算報告であり、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書のとおり報告するものであります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第11号 令和2年度矢吹町継続費精算の報告につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

---

#### ◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより報告第12号 専決処分の報告について（専決第16号 損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明させていただきます。

日程第6、報告第12号 専決処分の報告についてであります。専決第16号 損害賠償の額を定めることについて。

本件は、令和3年5月24日午後1時30分頃、矢吹町曙町地内の駐車場内において、公用車から降車するため車両ドアを開けたところ、隣接する駐車場所に後方から進入してきた相手方の車両とドアが接触し、同車両に損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は18万2,032円であり、相手方との示談は成立しております。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年7月30日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づきまして報告するものであります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第12号 専決処分の報告について（専決第16号 損害賠償の額を定めることについて）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

---

### ◎報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより報告第13号 専決処分の報告について（専決第17号 損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第7、報告第13号 専決処分の報告についてであります。専決第17号 損害賠償の額を定めることについて。

本件は、令和3年8月5日午前6時30分頃、矢吹町北町地内の羽鳥幹線水路上部に植樹したツツジの維持管理として刈り払い機で草を刈っていたところ、飛び石により隣接する建物のガラスに損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は1万4,520円であり、相手方との示談は成立しております。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年8月18日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第13号 専決処分の報告について（専決第17号 損害賠償の額を定めることについて）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

---

### ◎承認第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（専決第15号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明させていただきます。

日程第8、承認第14号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第15号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,930万8,000円を追加し、総額を77億2,227万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金1,930万8,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、民生費を新型コロナウイルス感染症対策に係る子育て世帯生活支援特別給付金事業により1,930万8,000円を増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（専決第15号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第14号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第9、これより発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、おはようございます。

発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）について説明をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いております。この中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災、減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠であります。

以上のことから、国においては令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望いたします。

1、令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう自主的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源分配すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出しようとするものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号の意見書は提出することに決しました。

---

◎議案の上程、説明（議案第37号～議案第40号、認定第1号～認定第8号）

○議長（角田秀明君） 日程第10、これより議案の上程を行います。

議案第37号、第38号、第39号、第40号、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明させていただきます。

日程第10、初めに議案第37号 矢吹町税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は市町村の認定を受け、中小企業が新規に取得した設備等の固定資産税を最大3年間ゼロとする先端設備等導入制度が、生産性向上特別措置法の廃止によりまして中小企業等経営強化法へ移管されたことから、条例において引用している法令名等について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第38号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カード再交付手数料に係る規定を削除するものであります。

次に、議案第39号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億4,129万9,000円を追加いたしまして、総額を79億6,357万7,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税1億9,267万6,000円、国庫支出金8,473万6,000円、繰越金1億円をそれぞれ増額いたしまして、県支出金3,911万9,000円、繰入金4,371万7,000円、町債6,328万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を決算剰余金処分に係る公共施設等整備基金原資積立金等によりまして1億8,541万円の増額、民生費を放課後児童クラブ事業に係るネットワーク環境整備等によりまして1,154万5,000円の増額、衛生費を新型コロナウイルスワクチン接種事業によりまして2,266万6,000円の増額、災害復旧費を福島県沖地震に伴う被災建造物解体工事等によりまして4,705万円の増額、農林水産業費をふくしま森林再生事業に係る放射線量の低減に伴う事業見直し等によりまして3,917万円減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに消防施設災害復旧事業債を140万円、駅施設災害復旧事業債を160万円それぞれ追加するとともに、公共施設等適正管理推進事業債を200万円ちょうど、農業施設災害復旧事業債を970万円それぞれ増額し、臨時財政対策債を7,798万7,000円減額するものであります。

次に、議案第40号 令和3年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、収益的収入につきましては、既定の額に126万2,000円を増額し、収入予算総額を4億950万円といたしまして、収益的支出につきましては、既定の額に126万2,000円を増額し、支出予算総額を4億3,040万2,000円とするも

のであります。

収入の内容につきましては、営業収益81万2,000円及び営業外収益45万円を増額するものであります。

支出の内容につきましては、営業費用126万2,000円を増額するものであります。

次に、認定第1号 令和2年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。令和2年度矢吹町一般会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込み、急速な景気の悪化を経験することになりました。感染症の拡大防止を図りつつ、働き手と働く場のマッチングを促進すること等によって雇用を守りながら早急に経済活動のレベルを引き上げることは、引き続き最重要課題であります。感染症拡大の経験を踏まえた暮らし方や働き方の転換、ネット配信やテレワーク等のデジタル技術を活用するなど、新たな日常の構築を一つの契機にして、実践、定着することで需要を生み出し、人々の安全と安心の確保と経済活動の拡大を両立していくことが期待されております。

また、政府は東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて国民の命と暮らしを守り抜くとしております。引き続き、感染拡大の抑制を最優先に対策を徹底するとともに、経済の影響に対しては重点的かつ効果的な支援に万全を期すなど、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげるとしてあります。さらに、経済財政運営と改革の基本方針等に基づきまして、ポストコロナも見据えまして、グリーン社会、デジタル改革、地方の所得向上など、集中的な改革、必要な投資、これを行い、再び力強い経済成長を実現するとしております。

こうした状況の中で、令和2年度は矢吹町復興計画の発展期の最終年度として、東日本大震災からの復興・創生に取り組むとともに、令和元年東日本台風、さらに新型コロナウイルス感染症の対策に最優先として取り組みながら、第6次矢吹町まちづくり総合計画の後期基本計画、この初年度として、町の将来像である「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現へ向け、計画に位置づけた重点プロジェクト及び事務事業の確実な推進を図り、震災以前、その以上の活力あるまちづくりを目指し各種事業に取り組みました。中でも、中心市街地の復興・まちづくりの推進として、矢吹町複合施設ココットの供用開始など発展に向けた基盤づくりが大きく前進しました。

一般会計の決算状況は、歳入面におきましては、地方交付税が特別交付税の減により43.3%の減、国庫支出金が定額給付金給付事業国庫補助金及び社会資本整備総合交付金事業補助金等の増により175.7%の増、財産収入が土地売払収入等の増によりまして203.2%の増、繰入金が財政調整基金繰入金等の増により104.5%の増、町債が都市再生整備計画事業債の増により116.5%の増となりました。

歳出面におきましては、総務費が特別定額給付金等の増によりまして118.1%の増、そして商工費が商品券発行事業等、昨年11月からの商品券ございましたが、そちらの増によりまして149.4%の増、そして土木費が都市再生整備計画事業等の増によりまして72.8%の増、災害復旧費が令和元年東日本台風災害復旧の増により109.9%の増となりました。

なお、令和2年度の決算収支は、歳入が121億2,466万3,000円、歳出が115億8,702万3,000円、差引きで5億3,764万円の黒字決算となりました。

今後の町政運営に当たりましては、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、第6次矢吹町まちづくり総合計画の着実な実現と、震災以前、そして以上の活力あるまちづくりを目指した取組を進め、住民福祉サービスの向上、そして財政健全化の両立に努めてまいります。

次に、認定第2号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

令和2年度における決算額は、前年度対比で歳入6.8%、歳出5.3%の減額となりました。また、被保険者の主な医療費につきましては、被保険者数が若干減少傾向にあるとともに、コロナ禍による受診控え、これが影響しまして前年度対比7.3%の減額となりました。

平成30年4月からは新たな国民健康保険制度がスタートしております。新制度では、福島県が財政運営の責任主体となりまして、町は引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課収納及び保険事業等の地域におけるきめ細やかな事業運営を担う役割分担によりまして事業を実施しました。予防事業では、人間ドックの実施や医療費通知、そして広報紙、パンフレットによる啓発活動を実施しました。保健事業では、有所見者を対象に保健師による個別保健指導を実施し、生活習慣病の発症や重症化予防のための取組を行いました。

なお、令和2年度の決算収支は、歳入が17億1,458万円、歳出が16億8,020万2,000円、差引きで3,437万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第3号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

居住環境の向上と自然環境の保全に努め、公共用水域の水質の改善を図るため、下水道汚水管渠の整備を行いました。

令和2年度は、前年度に下水道工事を行った一本木地内におきまして、舗装本復旧工事を2,424.6平方メートル実施いたしました。また、中町、小松、曙町地内におきまして、管路63.2メートル、マンホール2基、マンホール蓋20基の更新工事を実施しました。

令和2年度末現在、公共下水道受益地5,336世帯の水洗化可能世帯のうち4,330世帯が排水設備工事を行いまして、区域内の水洗化率は81.1%となりました。

なお、令和2年度の決算収支は、歳入が5億4,408万7,000円、歳出が5億3,072万6,000円、差引きで1,336万1,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第4号 令和2年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和2年度矢吹町土地造成事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

町が宅地分譲を行い設置した公園及び緑地において、定期的な巡回点検等の維持管理を行いました。

なお、令和2年度の決算収支は、歳入37万4,000円、歳出ゼロ、差引きで37万4,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第5号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

農村生活環境の向上と自然環境の保全並びに公共用水域の水質の改善を図るため、5つの地域に整備した農業集落排水処理施設の経費縮減を図りながら適正な維持管理を行い、生産性の高い農業の実現と活力ある農村

社会の形成に努めております。

令和2年度は、農業集落排水処理施設機能強化事業により本村処理場の機械器具の更新及び前年度に下水道管路更新工事を行った箇所につきまして舗装本復旧工事を実施したほか、三城目地区の下水道管路更新工事を実施いたしました。

令和2年度末現在、大和久地区、本村地区、三城目地区、寺内地区、松倉地区合わせて754世帯の水洗化可能世帯のうち610世帯が排水設備工事を行い、農業集落排水整備区域内の水洗化率は80.9%となりました。

なお、令和2年度の決算収支は、歳入3億1,011万円、歳出3億116万円、差引き895万円の黒字決算となりました。

次に、認定第6号 令和2年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。令和2年度矢吹町介護保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

令和2年度は第7期介護保険事業計画最終年としての事業運営を行いました。保険料につきましては、第6期から据え置き基準年額6万5,900円とし、収納率は99.5%となりました。

保険給付につきましては、給付費総額が前年度より3.9%の伸びとなりました。給付費総額の内訳は、居宅サービス給付費が37.8%、地域密着型サービス給付費が13.2%、施設サービス給付費が41.6%、その他7.4%となり、施設サービス給付費の割合が増加しております。要介護認定状況につきましては、65歳以上の高齢者の14.9%が認定を受けておまして、前年度より認定率が0.2%上昇しております。

また、令和3年度から令和5年度までの次期介護保険事業計画を策定し、今後3年間の介護サービス給付費、地域支援事業費等の推計を行った結果、次期保険料については引き続き据え置くということにいたしました。

なお、令和2年度の決算収支は、歳入が15億5,775万9,000円、歳出が15億460万7,000円、差引きで5,315万2,000円の黒字決算となっております。

次に、認定第7号 令和2年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和2年度矢吹町後期高齢者医療特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

高齢化の進展による医療費の増大に対応するため、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートし、福島県内全ての市町村で構成する福島県後期高齢者医療広域連合が財政運営をしております。75歳以上の高齢者は、従来の医療保険制度から独立した後期高齢者医療制度に加入し、県内で同じ保険料率が適用され、個人ごとに算定された保険料は原則として年金からの差引きによる特別徴収となります。

医療費の負担割合は、国と地方自治体による公費負担が5割、現役世代の保険料が4割、そして高齢者の保険料が1割となっております。

なお、令和2年度の決算収支は、歳入1億8,723万4,000円、歳出1億8,715万1,000円、差引き8万3,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第8号 令和2年度矢吹町水道事業会計決算認定についてであります。令和2年度矢吹町水道事業会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

令和2年度の給水戸数は5,224戸で、前年度に比べ16戸、0.31%減少しました。給水人口は1万6,026人で前年度に比べ50人、0.31%減少となりました。

水道利用状況は、年間配水量194万1,503立方メートル、年間給水量は159万109立方メートルでありました。

収益的収支につきましては、収入総額は3億9,357万4,891円で、前年度に比べ432万9,420円、1.09%の減少となりました。主に加入金や雑収入の減少によるものでございます。

支出総額は3億8,190万3,731円で、前年度に比べ387万6,931円、1.00%減少しました。主に維持管理費の削減等の推進、そして減価償却費の減少及び企業債償還金の減少によるものです。この結果、収支差引額、こちらが1,167万1,160円が当年度純利益となります。

資本的収支につきましては、収入総額6,475万2,088円に対し、支出総額が1億3,778万1,144円となりまして、7,302万9,056円の収支不足額が生じましたが、これにつきましては、消費税調整額と過年度分損益勘定留保資金、これで補填をいたしました。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午前11時13分)

令和 3 年 9 月 1 3 日（月曜日）

（第 2 号）

## 令和3年第429回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和3年9月13日(月曜日)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	富永創造君	8番	三村正一君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	安井敬博君	14番	角田秀明君

#### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	藤田豊君
教育長	鈴木健生君	企画総務課長	佐藤豊君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	税務課長	小磯剛君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	阿部正人君
農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木辰美君	商工推進課長	佐藤浩彦君
都市整備課長	福田和也君	上下水道課長	柏村秀一君

教育次長兼  
教育振興課長

国 井 淳 一 君

子育て支援  
課 長

小 椋

勲 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝

副 局 長 加 藤 晋 一

---

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問の時間について確認をさせていただきます。

一般質問は、一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせをいたします。

質問時間終了3分前には予鈴を1回鳴らします。30分終了時に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中であっても、質問は打切りとしますので、ご了解いただきたいと思えます。

なお、一般質問は、登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻るようになります。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

---

◇ 芳 賀 慎 也 君

○議長（角田秀明君） 通告1番、芳賀慎也君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） 議場の皆様、おはようございます。また、傍聴席の皆様、大変ご苦労さまでございます。毎回、ありがとうございます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、罹患された皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症が長期化しており、現在第5波という波を迎えておる中、先が見えない状況の中、医療に従事される方々、また、日々感染拡大防止にご尽力されている皆様に深く敬意と感謝の意を表します。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きく2つ質問させていただきます。

まず1つ目は、新型コロナウイルスワクチン接種の今後の予定についてでございます。

国の方針に基づき、本町としても11月中には、ワクチン接種希望者の接種完了を予定しておりました。しかし、予定していたワクチンの発注量に対し、国からのワクチン供給が予定していた量を下回り、ワクチン接種予約の進捗が思わしくない状況となっております。

8月、9月と本町でのコロナウイルス感染者が大幅に増えてきている状況の中で、早くワクチンを接種したいという町民の方が多くおられるのが現状でございます。今後、国からのワクチン供給のめど、予定どおり11月のワクチン接種完了は可能であるのかをお伺いいたします。

続いて、大きな2つ目の質問に移ります。

新型コロナウイルスの感染拡大が止まらない中、町内の小中学校において2学期が始まりました。

感染力の強いインド由来のデルタ株が拡大し、子供たちへの感染の可能性も広がってきており、感染の状況は日々刻々と変わってきております。学校は、子供たちのために最悪の状況も考えて準備をしておくことが必要であると思います。学校で感染者が出た場合、また休校措置となった場合など様々な状況を考えて今後の対応、対策に備えていく必要がございます。

まず、1つ目の質問です。

コロナウイルス感染が拡大した場合の、学校での学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休校の基準はどのようになっているのかお伺いいたします。

それでは、2つ目です。

臨時休校となった際の子供たちの学びの保証はできているのかという質問です。

最後に、3つ目の質問です。

休校は学習や心身への影響が大きいため、極力避けるべきではあると思いますが、そのためにも学校でのクラスターなどが発生しないよう努めていく必要がございます。コロナ慣れという状況も出てきている中、ここで改めてデルタ株にも有効な従来の感染防止対策を徹底していく必要があると思いますが、いかがお考えかお伺いします。

質問については、以上になります。ご答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

傍聴に来ていただいた皆さん、大変お忙しい中、ありがとうございます。励みになります。

また、コロナ禍に苦しんおられる方々に、心からお見舞い申し上げます。また、引き続き、この大変な状況下で日夜奮闘していただいております医療関係者はじめ関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルスワクチンについてのおただしでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染しやすく重篤化しやすいとされるデルタ株を中心とした変異株が全国的に蔓延し、多くの都道府県で緊急事態宣言、または、まん延防止等重点措置が適用されるなど、第5波と言われる感染症の感染拡大が、各地の医療提供体制を逼迫しており、危機的な状況にあります。

このような感染状況の中、福島県では県独自の福島県非常事態宣言及び福島市、郡山市、いわき市に適用される福島県まん延防止等重点措置が、8月8日から9月30日までの期間として8月5日付で発出されておまして、県全体で感染拡大防止策を講じることで、現在は、こうした対策の効果が少しずつ現れつつありますが、

感染者数は高止まりで推移しており、予断を許さない状況にあります。

本町におきましても、これまでに9月12日現在、66名の感染者の報告があったところであります。先月は、20名の感染者を確認し、第5波と言われる感染拡大の影響を大変大きく受けているのかなというふうに思っております。

本町のワクチン接種につきましては、65歳以上の高齢者で希望する方の接種を予定どおり、これは大変順調に、皆様のご協力もありまして7月末というより、その前に実質的にかなり早く完了しまして、優先接種として、その後60歳から64歳の方、基礎疾患をお持ちの方、そして40歳から59歳の方及び12歳から39歳の方を順次、予約の受付を行いまして、全ての年代で希望する方が速やかに接種できるよう、協力いただく医療機関のご理解の下、当初のスケジュールをかなり前倒して実施する接種計画を策定し、また、そういったローテーション等を組んで接種を進めていたところであります。

芳賀議員からおただしのありました問題の供給量、この状況、そしてワクチン接種の完了時期についてであります。国からの供給量は、現在、この接種計画に沿ったワクチンが供給されていないことから、文化センターでの集団接種及び医療機関での個別接種の接種予約数を制限しまして、言わばお医者さんと様々なローテーションを組んだり、実は六、七月の2倍、3倍といったスピードで組めなかったのは、せっかく枠をつくったのに、そこに予約が入れないのです。玉がない。それで、接種実施日の調整をしているところであります。

本町のワクチンの供給に関する取組としましては、本町の接種計画に基づく、希望するワクチンの量が納入されるよう、福島県保健福祉部に7月27日、8月27日に要望する等、実はこれは、こう書いてありますが、不断に各レベルにおいて、副知事から、国会議員から、県議等から県の担当部署まで各レベルにおいて国・県の関係者への働きかけを行ってございまして、その結果、県が事前に示したワクチンの供給量が増量されて、集団接種の予約ができる人数の枠を開けて増やすことができたということなんです。これは、実は、町民の皆さんからよくご質問があるので、若干付言いたしますと、8月は特に前半、後半で1クール、1クールでやるんですが、それが5箱、5箱頼んで1箱しか来ない。それで、1箱が1,170余りですので、約2回やると600人弱分なんです。これが、後半に入ると、5箱頼んで2箱、そして9月の前半はゼロという、ちょっと踏み込んだことを申し上げますが、そうでないと皆様のイメージが湧かないので、申し上げますとそういうことであります。先ほどのような交渉の働きかけにより、そこから2箱ほど追加されました。先ほどの計算でいくと、1箱が約600人掛ける2回分弱なんです。ですから、約1,200人弱分の枠を開けることができた、そういうことを日々やっているわけです。そのことをぜひ、ご理解いただきたいなというふうに思っております。

このことをちょっと念頭に置いていただいて、町内の医療機関のご協力及び町外での職域接種などにより、9月12日、昨日日曜日、日曜日もワクチン接種をやってございますの、現在で、1回目の接種率は67.6%ということで、7割弱まで進んでまいりました。この後ろのほうに、9月12日現在の対象者の人数と、それから、接種人数と、1回目、2回目接種率等が書いてございます。それで、2回目についても55.9%、約56%ということで、かなり進んできたのかなというふうに思っております。

このペースで進むということで見通しは、先ほどのようにワクチンがどれだけ国、あるいは県から供給されるか次第でありますので、現在はどちらかという、遅れていて感染拡大が進んでいた、言ってもいいかと思

いますが、郡山市とか福島市とか、ああいったところを中心に供給というふうにも一部聞いております。ですから、この辺りを足並みをそろえるということもありまして、その辺りの見通しが容易ではないんですが、町が希望する量のワクチン供給を確保できれば、できれば11月には十分に希望する町民の皆様のワクチン接種が完了する見込みだというふうに考えております。

このことについては、また付言を若干いたしますが、国のほうでは、ワクチンは大変有効だと、それを言うていただくのは大変いいんですが、もう進んできたから出口、あるいは緩和ということ、最近非常にあちこちで言っているんですが、ワクチンをしっかり供給していただかないで緩和というのは、非常に危険だと私は個人的には思っておりまして、何とか、まずはワクチンを供給してほしいというふうに思っております。

本町としましては、今後も、希望する量のワクチン供給の確保に向けて、厳しい状況ではありますが、これまで以上に、国または県に強く要望してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） 皆さん、おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休校の基準は明確となっているのかとのおたけでありますが、新型コロナウイルス感染症において、変異ウイルスがデルタ株に置き換わるなど、子供たちへの感染がこれまで以上に懸念される状況となっており、教育委員会といたしましても、危機感を強めております。

8月20日から2学期がスタートしておりますが、始業に当たり、町立小中学校にこれまで以上に基本的な感染症対策を徹底するように指示するとともに、8月27日付、文部科学省から発出された最新のガイドラインを基に、児童生徒に陽性者が確認された場合の対応について確認したところであります。

教育委員会としての具体的な取組といたしましては、域内の感染状況を鑑み、できる限り子供たちの学びを止めないという方針に立ち、児童生徒が陽性となった場合、基本的な対応として、すぐに学校全体を臨時休校とはせず、まず、当該児童生徒の在籍する学級のみを、保健所と学校医の指示を仰ぎながら濃厚接触者を特定するまで閉鎖するとともに、陽性者の所属するクラブ活動や部活動を中止いたします。

次に、複数学級で陽性者が出た場合は学年閉鎖とし、さらに複数学年で陽性者が出るなど、校内で感染拡大が見られる場合は臨時休校といたします。子供たちの健全な育成のため、学級閉鎖、学年閉鎖や臨時休校の措置を取らなくても済むよう、登校前の検温、手洗いと手指の消毒、マスクの着用、換気、校内消毒の徹底など、感染症対策に十分に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、休校になった際の子供たちの学びの保障はできているかとのおたけでありますが、臨時休校の場合はオンライン授業等、子供たちの学力保障の取組をすることを想定しております。

昨年度、2学期に三神小学校に配備してあったタブレット端末を町内の小中学校に貸し出し、全ての町立小

中学校でオンライン会議システムZ o o mを使った実験授業を実施しております。実際にオンライン授業を実施することになれば、各家庭のW i - F i 環境を利用することになりますので、今週末には児童生徒に配布してあるタブレット端末を持ち帰らせ、接続テストを実施いたします。

なお、各家庭のW i - F i 環境の有無は調査済みであり、家庭にW i - F i 環境のない児童生徒には、端末のみでインターネットに接続できるL T Eモデルのi P a dを配布しておりますので、各家庭のインターネット環境に左右されずオンライン授業が可能となります。

ただし、接続や操作については児童生徒、教職員ともにまだまだ不慣れなところが多いため、通常の授業からタブレット端末の活用を図るように確認しております。また、休校中は児童生徒、教職員に過度な負担がかからないように、オンライン授業と学習プリントを併用することも必要だと認識しております。

さらに、今後は家庭でのオンライン授業だけでなく、タブレットにA Iドリルをインストールして、タブレット端末で5教科の学習を自分で進められるよう、年内には予算計上したいと考えております。

日頃から感染拡大による万が一の状況に対応できるよう、速やかに進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、コロナ慣れという状況も出てきている状況で、学校クラスターの回避、感染防止対策の徹底について、どのように考えるかのおただしであります。第1に、感染源を絶つことが必要であると考えます。

校内にウイルスを持ち込まないため、発熱や風邪症状がある場合、また、家族に風邪症状があったり感染が疑われたりする場合は、登校・出勤しないように各校に指示するとともに、保護者に対しても無理をして登校しないことや家庭内での感染症対策の徹底について、メール配信や文書で協力を依頼しております。

第2に、感染経路を絶つことも必要であります。

登校後は換気、ソーシャルディスタンスの確保、手洗い、消毒、マスクの着用といった3密の回避についてマンネリ化しないよう、改めて児童生徒に指導を徹底したところであります。さらに、国に先行した町独自の取組といたしまして、各校保健室に唾液検体による抗原検査キットを準備し、感染が疑われる教職員や児童生徒がすぐに検査できる体制を整えております。

第3に、抵抗力を高めることも必要であると考えます。

本町でもワクチン接種が進んでおり、12歳以上の小中学生への接種が始まったところですが、12歳以下の幼児、児童に接種はできないこと、全国的にワクチン接種後のブレイクスルー感染の報告があることから、感染症対策とともに、児童生徒、教職員の健康の保持増進を進めることが大切であると認識しております。議員おただしのとおり、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減して学校運営を継続することは、子供たちの健やかな成長に不可欠であります。

最新の知見に基づきながら、子供にも感染しやすいとされるデルタ株が広がってきていることを念頭に、緊張感を持って対策を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） それでは、再質問させていただきます。

まず、ワクチン関係についてなんでございますが、先ほどの町長ご答弁の中で、ワクチンの供給量が伴っていないということで、引き続き国・県の関係者に働きかけを行って、今後もご尽力されて何とか町民の安全・安心のために、ワクチンの確保をというのを引き続きお願いしたいと思っております。

前回6月議会ของときにも、コロナウイルスワクチンに関する一般質問をさせていただいたんですが、そのときに予約方法がインターネット予約ということで決まっております、電話予約は基本的にはしない。しかし、それでも問合せの電話が多くかかってくるのではないかとご質問をさせていただいたんですが、今9月、一般の方の予約がインターネットで開始されていると思うんですが、その中で、インターネット予約なんですが、それもやっぱり電話での問い合わせというのは、実際どの程度ございましたか、お伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 芳賀議員の再質問にお答えいたします。

電話の問合せにつきましては、正確な数は把握しておりませんが、予約自体についての問合せは一日大体10件未満あると思います。

ただし、ネット予約のほかは葉書予約、葉書予約については日時を指定した予約ではなくて、開放に合わせて保健福祉課のほうで割り振るという予約方法になってしまっておりますけれども、現時点では、9月に開放した最新の開放、約1,000人分、9月下旬分開放しましたが、1,000人分、僅か40分で埋まるような状況であります。

先ほど、昨日現在の接種率、説明申し上げましたけれども、今週中には70%到達する見込みであります。あと今月中には、78%程度に到達する見込みであります。そういったことで、町民の皆さんの予約は、本当に開放すればすぐ予約が埋まるという状況でありますので、できるだけ早い機会にワクチンを確保したいというふうに考えております。

なお、町民の皆さんについては、早い時期に予約したいというお気持ちがあると思いますので、それに十分お応えしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） 先週、9月10日にワクチン接種の追加予約があったかと思うんですが、阿部課長の答弁の中で、予約が40分で埋まってしまったということなんですけれども、本町の一日のワクチン接種は、最大何名まで対応可能なのかお伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 芳賀議員の再質問にお答えいたします。

最大の接種の可能な数というところではありますが、今の文化センターを使ってということをお前提にいたし

ますと、昨日の接種が最も多い人数になっております。それで、午前中に3レーン、3人の先生方に来ていただいています。午後に2人の先生に来ていただいております。それで、合計492人の接種をしております。ただし、平日ですと、大体平均すると200名程度の方の接種ということで実施しております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） それでは、次の再質問に移ります。

8月頃からブレイクスルー感染というのが各地で確認されておりますが、ワクチンを2回接種した後に感染してしまうものがございますが、その対策も含めた3回目のワクチン接種の有効性についてもいろいろ今、議題が上がっていますが、本町では、今、どのような3回目接種について検討をなされているのかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 芳賀議員の再質問にお答えいたします。

3回目の接種については、具体的な検討には入っておりません。

ただし、国のほうからは、来年には高齢者の3回目接種についての可能性ということが示されておりますので、事務方としましては、接種は年内に終わる予定ではおりましたけれども、年明け3月まで文化センターを会場として確保しているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） これから秋が訪れますけれども、受験シーズンということで、これから高校受験であったり、大学受験を控えている受験生へのワクチンの優先接種などは検討されておりますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 芳賀議員の再質問にお答えいたします。

受験生の優先接種につきましては、今回の開放に先立ちまして、中学3年生、高校3年生に個別の通知をしております。既に優先接種を開始しております。対象者として、300名弱に通知をしております。接種状況につきましては、まだ具体的には把握しておりませんが、それらにつきましても、今後把握しながら、より接種をしていただくようなお知らせをしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） 受験生に個別で、優先接種でご対応いただいているということで安心しました。

それでは、続いて学校のほうのコロナ禍における学校教育についてのほうの再質問のほうをさせていただきます。

先日、中学校の校長先生とお話したのですが、先ほど教育長の答弁の中にもございましたけれども、町のほうで、抗原検査キットを即時に教職員、生徒人数分、用意していただくなど早期対応について、非常に感謝しておられました。ありがとうございます。

そのコロナ対策の徹底ということで、3密の回避、マスクの着用、アルコール消毒、不要不急の外出の自粛、学校行事の予定が状況によっていろいろ変ってくるなど、子供たちの生活や活動にもいろいろと制限だったり、負担がかかっているのではと思うんですが、子供たちのほうのメンタルのケアというのはどのようになされているのかお伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 芳賀議員の再質問にお答えいたします。

児童生徒へのメンタル面での対応ということでございますが、まず先生からの小まめな声掛け、児童生徒については、先生のほうで目をいろいろ見ていただいているという状況があります。あと、感染が心配だという家庭につきましては、無理をして学校に来なくてもいいような、学校に来ることを求めないような対応をしております。欠席をした場合でも欠席とは扱わないような形を取っております。

実際に、今現在、タブレットの持ち帰りについては、段階的に進めておりますので、学校に来られない場合も、そういったタブレットを活用しながら、授業等について遅れないような対策は取っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） 今、子供たちへのメンタルのケアをご質問させていただきました。

子供たちもそうなんですけれども、教職員の方についても、通常の業務、授業等に加え、子供たちへの感染症対策、体調管理の徹底、正しい知識の指導、学校の環境整備であったり、教室内の環境整備など、コロナ対策ということで、様々な対応をなされていると思います。

教職員の方々も校内からコロナウイルスを広げてはならないという思いで、日々努力なされていると思います。その教職員の方々へのメンタルケアという部分も重要になってくると思われまます。生徒たちを支えている教職員の方々がまいってしまっは、学校が回っていきません。

教職員の方々への精神的メンタルケアについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 芳賀議員の再質問にお答えいたします。

教職員の精神的な負担の軽減というところでございますが、まずは校内における消毒作業であったり、そういった各種感染防止対策につきましては、先生方の負担にならないように、昨年度に引き続きまして、今年度もスクールサポートスタッフを各小中学校に1名配置しております。スクールサポートスタッフの方にも、その消毒作業のほかに、様々な教職員の先生方の負担軽減のために、学習へのサポートであったりとか、そういった部分についても併せて行っていただいているところでございます。

また、町内に勤務する教職員の方々には、ワクチンの優先接種を勧めております。7月上旬から接種を開始しておりまして、2学期が始まる前には、2回目の接種が全て完了しております。

こういったところで、感染リスクであったりとか、精神的な負担の軽減が図られているのかなというふうに考えております。

あと、先生方については、ストレスチェックも行っております。メンタルヘルス調査を年1回実施しておりまして、そういった対応でメンタルヘルス不調者の早期の把握に努めております。そういった対応を、今後もし引き続き行ってサポートを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○1番（芳賀慎也君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、1番、芳賀慎也君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は10時55分からにします。よろしく申し上げます。

（午前10時40分）

---

○議長（角田秀明君） 再開します。

（午前10時55分）

---

#### ◇ 関根貴将君

○議長（角田秀明君） 通告2番、2番、関根貴将君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 議場の皆様、おはようございます。また、早朝より傍聴にお越しいただいた皆様、ありがとうございます。

質問の前に、現在においてもコロナウイルスの脅威は去ることなく、福島県においても日々、感染者が出ており、いまだ余談を許さぬ状況であり、日本国民、そして矢吹町町民の命を守るべく、日々、対策・対応に当たられている町執行部の方々はもちろん、全国の医療従事者に敬意と感謝を申し上げます。また、感染した方々の一日も早いご回復を心よりご祈念いたします。

それでは、通告に従い2点の一般質問をさせていただきます。

1、水道事業の現状と将来の見通しについて。

令和元年10月1日に水道法が改正され施行されました。改正理由として、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足などの水道事業の課題に対応し、水道事業の基盤強化を図るためとありますが、今回の改正法の中で広域連携の推進や官民連携の推進などがあり、官民連携の推進では、民間事業者に施設の運営を委ねる公共施設等運営権方式（コンセッション方式）に関する規定が盛り込まれ、このことが水道の民営化を進めるものだと話題になっております。実際、今年7月5日、宮城県において水道事業の運営権を民間に売却する、「みやぎ型管理運営方式」が県議会本会議で可決され、日本国内の自治体で初めて上水道が民営化されることとなりました。

このような状況を踏まえ、当町における水道事業に対する現状と今後のお考えをお尋ねいたします。

(1) 当町における水道事業の課題や問題点などがございましたらお示してください。

(2) 当町における水道事業の今後の展望として、広域連携や上下水道等の民営化について、現時点ではどのようなお考えであるかをお尋ねいたします。

(3) 県内の市町村において、水道民営化に対する考えを明確にし、国に意見書を提出したり、町のホームページに掲載している自治体もあるが、当町においても町民の方に対し周知させていくという考えはありますか伺います。

大きな項目の2番目、通学路の安全対策取組について。

2018年6月18日に起きた震度6弱を観測した大阪北部地震では、小学校のブロック塀が約40メートルにわたって通学路に倒れ、登校中の女児が下敷きになった事件や、今年6月28日、千葉県八街市では下校途中の児童の列に大型トラックが突っ込み、2名の男児が死亡し、女児1名が意識不明の重体、2人が重傷を負う痛ましい事故がございました。

これらを受け、政府は8月4日に9月末までをめぐり、通学路の安全点検を実施する方針を決定されましたので、当町における通学路の安全点検の結果と対応策、これまでの取組などについてお伺いいたします。

(1) 各小中学校から通学路の危険箇所に対する要望などもあると思います。その要望を基に通学路の安全点検が実施されていることと思いますが、今年度において何件ほどの要望があり、いつ、どのような関係機関とどのような点検をし、結果として何件の危険箇所を把握できているのかお尋ねいたします。

(2) 各小中学校までの通学路には、歩道がない路側帯だけの道路が多数見受けられますが、グリーンベルトなどのカラー舗装や車線分離標のコーンポストやポラード等を設置するお考えはあるか、お伺いいたします。

(3) 各小中学校への通学路路側帯に、カラー舗装といった車道と歩道の境目を目視できるものを設置するだけでも、運転者側への注意喚起につながると思うのですが、それらを設置するに当たっての予算など把握しているのであればお示してください。

以上となります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、2番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、本町における水道事業の課題や問題点についてのおただしでございます。

水道事業は、原則、市町村が水道料金を収入の根幹とする独立採算制により運営を行っておりますが、現在、主な課題として捉えておりますのが、人口減少がさらに進んだ場合、利用する給水量が減り、水道事業収益の減少により経営状況が厳しくなること及び施設の更新、老朽化対策等の費用の増加が想定されているところであります。

本町では、現在、平成29年3月に策定した矢吹町水道事業経営戦略におきまして、令和8年度までの経営について、人口減少や料金収入減少等のシミュレーションを行っております。また、施設の老朽化対策として、令和3年5月に策定した矢吹町水道施設長寿命化計画において、できる限り長く使用するというを基本に、予防保全型の管理運営を行い、適切な維持管理、適切な時期に補修・改修を行う施設の長寿命化を図るという方針を示しているところであります。

また、水道事業の経営状況につきましては、令和2年度の決算状況は、当年度純利益が1,167万1,160円でありまして、おおむね良好な経営状況であると認識しております。

その一方、今後の人口減少に伴う水需要の低下や料金収入の減少等が課題としてありまして、施設規模の適正化や再構築、長寿命化計画に基づく適正な維持管理、更新、有収率の改善、そして漏水対策などに速やかに取り組む必要があります。なお、併せて将来的な広域化や民間活用の推進の検討を進めてまいりたいと考えております。

水道は、暮らしになくてはならないライフラインとして社会的に極めて重要な生活基盤であり、安全でおいしい水を、適正な価格で継続的に、安定的に供給することが町の使命であります。引き続き、水道事業の課題や問題点等に適切に対応し、何よりも安全・安心で命を守る水ということを第一に、町民サービスの向上に寄与してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、水道事業の広域連携や上下水道等の民営化についてのおたしでございます。

令和元年10月に施行された水道法の改正では、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道事業が直面する課題に対応するため、広域連携や官民連携の推進が位置づけされております。

法改正では、都道府県の役割として「水道事業者間の広域的な連携を推進するよう努める」と示されており、現在、福島県では、平成29年度から県内各方部において水道事業の基盤強化・広域連携に関する検討会を開催しております。県南地区では、今年度は8月24日にオンライン会議が開催されまして、県南地区を枠組みとした広域連携等に係る課題の把握や情報交換が行われたところであります。

民営化による主なメリットについては、施設の統廃合や経営効率化による経費削減であり、資金や人員不足を補えることから、自治体の財政負担が軽減され、利用者には質の高いサービスを提供できることなどがあります。また、主なデメリットとしては、民間事業者が運営するため、参入するのは利益が見込める都市部が中心とみられること、そして大地震、あるいは気候変動による豪雨災害時に、こういった緊急的な事態が起こったときに、どのようにその対応を行うのかということなど、町と民間との役割などを明確化する必要もあり、役割分担等ですね、課題であるというふうに認識してございます。

本町では、現在、水道については、白河地方市町村圏整備組合の受水団体として、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町とともに広域的な連携が行われておりまして、堀川ダムを利用した水道水の安定供給、施設の

合理化、効率化が図られておりまして、これまでの枠組みを基本に、新たな広域連携の在り方にも注視しながら、より効率的・効果的な広域連携を推進してまいりたいと考えております。

また、下水道につきましても、福島県では、汚水処理事業の広域化・共同化計画検討会を平成30年9月に設置し、県内を5つの方部に区分し、本町では県南方部として、農業集落排水から公共下水道への編入や、市町村をまたいだ農業集落排水の連携など、幅広く検討を行っているところであります。

しかしながら、広域連携の枠組みとして想定される各市町村において、水道料金や導入しているシステム、財政状況、そして施設整備水準等、これらの違いがあり、解決すべき課題が多く、検討会を開催しておりますが、広域連携等について具体的な検討がなかなか進んでいないというのが現状であります。

本町の上下水道事業の広域連携や経営主体を民間の経営体に移行する民営化につきましては、まだ検討が始まったばかりでございまして、まずは、福島県や関係市町村と連携を図り、課題を精査し、検討を深めることが今後取り組むべきことと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、水道民営化に対する方向性などの周知に関するおたけであります。

今回、水道法の改正では、官民連携の推進として、水道施設の所有権を市町村が保持したまま民間事業者によるその施設の運営を委ねる公共施設等運営権方式、いわゆるコンセッション方式に関する規定が盛り込まれておりまして、民間事業者自らの創意工夫により、自由度の高い事業運営が期待されております。宮城県では、全国で初めて、これまでの業務委託を見直し、県が所有権を保持したまま、上下水道と工業用水の運営権を民間企業に売却するコンセッション方式を採用した「みやぎ型管理運営方式」が構築され、令和4年4月に事業化を開始することとなっております。

しかし、一部報道では、民間事業者が運営権を持つことで、水道料金の値上がりやサービス低下が心配されておりました。海外においては民間事業者の撤退などがあり、水道事業を再公営化した事例の報告がございます。また、先行している自治体では、民間事業者が引き受けられる規模のスケールメリット、それだけの規模がないとメリットが出ない、例えば、先ほどの宮城県ならあるのかどうか、そういったことがあります。だから、矢吹町単独でやってみようか、そういったことがございます。それが重要視されており、単独自治体ではなく、広域の事業として、民営化が検討されております。

本町では、福島県が開催する連携に関する検討会において、広域連携や経営主体を民間の経営体に移行する民営化の検討が始まった段階であり、関係市町村間で水道料金や施設整備水準、こういったものの違いがあるということ。そしてまた解決すべき課題も多いということで、現時点では、福島県や関係市町村と連携を図り、まず課題を精査し、検討を深めることが、今後取り組むべき課題ではないかというふうに認識しております。

本町の水道事業の民営化の考え方につきましては、先進事例を研究し、福島県や関係市町村と検討を重ねた上で、その上で、広報や町のホームページ等により町民の皆様にはしっかりとお伝えしたいというふうに考えております。

今後とも、水道事業の経営状況等を周知しながら、経営効率化による経営基盤の強化を図り、将来にわたり安全・安心な命を守る水、水道水を安心して提供できる取組、これらを前提としての民間活用、民営化を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、通学路の交通安全対策についてのおたけであります。町では通学路の安全確保のため、国の防災、

安全社会資本整備交付金の活用や臨時地方道整備事業により、歩道整備事業に取り組んでおりますが、新たな歩道の整備には事業費の確保や用地補償のため、調整等に時間を費やすことが課題として考えられております。

近年の通学路の整備につきましては、旧石川街道の一本木29号線、羽鳥幹線水路上部の八幡町善郷内線、白河信用金庫矢吹東支店北側の一本木32号線等の車道拡幅及び歩道設置などに取り組んでおります。

議員おただしの歩道のない路線の路側帯にグリーンベルトなどのカラー舗装については、道路内での車道と路側帯を視覚的に区分し交通事故防止を図るものでありまして、用地の確保を必要としないため、暫定的な効果が期待できる安全対策でございます。また、コーンポスト、それからボラード等の設置につきましても、通行車両の注意喚起、それから歩行者の安全確保におきまして、有効な手段であると認識しております。

これまでも一本木29号線の交差点改良に併せて、小針医院南側に仮歩道の設置や横断歩道の待機スペースを確保する工事を実施しております。また、これまで幅員が狭く、見通しの非常に悪い小松地内の五差路交差点におきましても、支障となる建物の補償を行い、昨年度、暫定の交差点改良工事により、道路の拡幅と明確な歩車道分離するというによりまして、小学生など歩行者の安全確保を図っております。その他、コーンポストにおいては、町道松倉・大池線等の危険箇所を設置し、通行車両の注意喚起と歩行者の安全確保を図っております。

なお、道路構造上の道路幅員及び路肩幅員が十分確保できる路線においても、自動車通行の障害になってしまうおそれもあり、設置に際しては現地を調査し、検討する必要があると考えております。

今後も、通学路の安全確保につきましては、重要な施策と位置づけ、町内各小学校や中学校、交通教育専門員等との連携を図りまして、子ども見守り隊の皆様など、地域の協力も得ながら、子供たちの安全確保のため、事故の未然防止に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、通学路路側帯、このカラー舗装等の設置についてのおただしでございます。

町内でも施工実績があるカラー舗装工事の費用につきましては、交通量や道路の現況により異なりますが、幅が約50センチメートルで、1メートル当たり約1万2,000円の施工費になっております。また、コーンポストにつきましては、1基当たり約5万円の施工費であります。

通学路における安全対策の実施につきましては、道路施設として歩道設置や街路灯、区画線、注意・警戒標識等は、各道路管理者が対策を実施し、横断歩道や停止線、規制標識などの交通規制に係るものにつきましては、福島県公安委員会が対策を行いまして、おのおの道路管理者が予算を確保し実施しております。運転者の注意を促す措置として設置されておりますグリーンベルト等のカラー舗装につきましては、自動車等の運転者にも目視で分かりやすく、有効性として効果が期待できる安全対策であるものとの認識をしております。

今後も、子供たちの通学路の安全確保のため、交通教育専門員等から危険箇所を伺い、優先すべき箇所の把握に努めてまいります。交通安全施設対策等について、有利な補助事業の調査を行い、また、要望を受けている箇所については優先的に取り組むとともに、新たな要望箇所については計画的に対応してまいりたいと考えております。

なお、児童数が多い善郷小学校区内につきましては、モデル事業として、来年度よりグリーンベルト等の設置について事業化を図り、年次計画により着工してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、関根議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） それでは、2番、関根議員の質問にお答えいたします。

今年度の通学路安全点検の実施状況についてのおただしであります。本町における通学路安全点検は、通学路交通安全プログラムに基づき、矢吹町通学路安全対策推進会議の関係者によって実施されております。

交通安全プログラムは、平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、地域が一体となって通学路の安全確保を推進するために策定された基本的方針であり、関係機関の連携を図るために通学路安全推進会議が設置されております。

推進会議は国土交通省東北地方整備局、福島県県南建設事務所、白河警察署、矢吹交番所、都市整備課、まちづくり推進課、教育委員会それぞれの担当者及び矢吹町交通教育専門員、計15名で構成されております。

今年度は4月に小学校区ごとに安全調査を依頼したところ、交通量の多い場所や歩道のない場所、2月の地震により損壊した道路、消えかかっている横断歩道や白線、用水路や貯水池に隣接するガードレールの隙間など、20か所の危険箇所の報告があり、この報告を基に5月13日に第1回推進会議を開催して、関係機関に改善・補修を依頼しております。

その後、7月13日には、各小学校の教頭先生の道案内で通学路合同点検を実施し、推進会議のメンバー全員で危険箇所の現地視察を行っております。現地視察では、横断歩道や白線の引き直し、補修等が完了し、13か所で改善が図られておりました。現在把握している危険箇所は、見通しの悪い交差点や歩道のない道路等、7か所です。なお、昨年度は報告18件、おおむね対策が完了した場所が10件、今年度継続して改善を要望している場所が8件です。

改善要望箇所の中には、道路幅員の計画場所もあり、加えて道路構造や予算の関係で改善が難しい場所もありますが、児童生徒に安全な登下校について継続した指導を行いながら、交通事故の絶無を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、関根議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

水道事業民営化についてですが、この質問をするに当たり、福島県では今のところ民営化する予定もなく、県南地方、当町においても大義こそあれ、いまだ方向性は決まっておられませんので、時期尚早な質問であるとは思いましたが、2013年、当時の副総理兼財務大臣がアメリカのシンクタンクCSIS（戦略国際問題研究所）において、日本の水道を全て民営化しますと発言しておりました。それから8年の時が流れた今、宮城県で全国初となる水道民営化が決定され、今後、全国にその流れが広がっていくのではないかと、私は大変、危惧いたしております。

様々な公共施設などに用いられるPFI制度、民営化、または民間委託が悪いと言うつもりはございません。

自然の恵みである水、我々命あるものにとって欠かせない水という資源は、国、そして地方自治体が守っていかなくてはならないものであると、私は思いますので、今回質問させていただいております。

外国で推し進められた水道民営化は、企業の利益優先などもあり、インフラ整備もままならず、質の低下や水道代の高騰など、多くの問題を抱える結果となりました。

そこで、町長にご答弁願いたいのですが、人口減少による水の需要の減少や水道施設の老朽化に伴って、水道事業が財政的に大きな負担となった場合であっても、町民の生命・生活を脅かすような施策はあってはならず、矢吹町民に安心・安全な水の供給を続けることが大切であると思いますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 関根議員の追加質問にお答えします。

今、まさに、私がお答えしましたように、民営化につきましては、かなり、まだ議論が整わない、あるいはそれについての様々なスケールメリットということも含めて、なかなか、宮城県ではスタートしておりますが、それ以降のところは、福島県内ではなかなかなんです、やはり大事なものは、水道事業というのは、まさにライフラインであり、かつ、先ほどのおいしい水とか適正な価格でというのがありますので、やはり何といっても、安全・安心な水を安定的に届けなくてははいけないと。

これは、私も若干の海外の事例等も見ておりますが、やはり最初は、法律、そしておいしい水を安い価格でということをやっていたところは、カリフォルニアであるとか、ああいったところで結局、そういったところを、事業目的を果たすよりは短期的な利益に走ったり、あるいは、先ほどお話ししたような、やっぱり災害時の問題、それから、インフラをどう長期的に保っていくか。短期的に見た場合、インフラ整備、非常に難しいということも含めて、課題は大変多いかなというふうに思っております。ですから、まだ先の話ではあろうと思っておりますが、今申し上げたような安全・安心で命を守る水ということをきちっと踏まえながら、そして、かつ安定的に長い目で見て、供給できて、町民が安心できるものということを大切にしながら考えていきたいというふうに思っています。ただ、民営化における法的であるとか、様々な知恵が出てくる部分であるとか、そういったことについては十分に検討してまいりたいと思います。ただ、基本は、私はそちらのほうかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

今後、検討していきますので、よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 答弁の中でもありましたように、本町の水道事業は健全な運営となっており、今年2月の福島県沖地震の影響による修復・修繕工事のため、大きな支出等はございましたが、令和2年度決算では、1,100万円ほどの黒字決算となっております。今後も町独自で、安心・安全な水の安定供給であってほしいと願います。

水道事業に関しましては、検討及び議論が始まったばかりとのことですので、水道事業民営化についての質

間は、以上といたします。

それでは、通学路の安全確保についての質問に移ります。

本町には、4つの小学校があるわけですが、その中でも一番児童数が多い善郷小学校への通学路は、役場から保育園に向かう道と、光南高校から大池に向かう道の2本の道が通学路の主要道となっており、交通量も少なくはない道路にもかかわらず、歩道がない道路となっております。

数年後に、道路を拡幅し整備する計画があることは承知しておりますが、少なくとも十数年後の話ではないかと思えます。善郷小学校への入り口付近には急カーブがあり、通勤時間と重なる時間でスピードを出す車両もあり、少しでもハンドル操作を誤った場合には、大惨事が起きる可能性が高い箇所もございます。

答弁の中で、善郷小学校区内について、モデル事業として来年度よりグリーンベルト等の設置について事業化を図り、年次計画により着工してまいるとありますが、カラー舗装工事の費用として、1メートル当たりおよそ1万2,000円の施工費とあり、1キロメートルで1,200万円ほどとなるため、高額な予算となるわけですが、児童と町民の安全を守るためにも、ぜひ実施していただきたいと思えます。

町長のこの事業に対する現在の思い、またはお考えをお聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 関根議員の追加質問にお答えいたします。

善郷小学校の区域内でモデル事業としてということで、グリーンベルトの設置について事業化を図ることです。

これにつきましては、お話ししましたとおり、ただ、これをモデル事業としてこれからやっていくとして、例えば全区域を全部一遍にやれるかとか、そういったことについては、これから検討が必要だと思っております。ただし、やはり、非常に危険な区域の多い中で、いろいろ、あちこち各小学校のスクールゾーンである中で、まずは、一番様々な要望の多い善郷小学校の区域内においてこのモデル事業を行い、グリーンベルトの設置については予算化を図って始めたいというふうに思っています。

ただ、全区域どこまでできるかというのは、また、これは皆さん、様々な検討をした上でと思っておりますので、この辺りのご理解とご協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 毎年、日本のどこかしらの通学路で児童が巻き込まれる事故が発生しており、矢吹町においても、いつ痛ましい事故が発生してもおかしくないと思えます。行政ができる最善の対策を行い、町民の安心・安全を確保していただきたいと思えます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、2番、関根貴将君の一般質問は打ち切ります。

---

◇ 富 永 創 造 君

○議長（角田秀明君） 続いて、通告3番、7番、富永創造君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 富永創造君登壇〕

○7番（富永創造君） 議場の皆さん、こんにちは。

質問だけということですので、答弁のほうはこの後、食事後、午後ということになります。

まず、通告に従って質問させていただきます。

項目の1番で、大池公園の再生についてであります。

大池公園、整備がどんどん進められておまして、再生というよりは創生、新たな視点からの創生ということになるかと思えます。水・花・緑が香る公園として、昭和59年から平成16年にかけて整備が行われてきているのが大池公園であります。四季折々の景観が楽しめ、また多様な生き物や植物が共存し合った自然豊かな公園として町民の憩いの場になっております。晴れた日などは、緑の芝生の上でシートを敷いて、家族がお昼を取っている風景、また三々五々、健康のためでしょうか、散策を楽しまれている方、そして、最近では、松林の中はキャンプ場になっております。そこで、若い方が大勢、テントを張って野外活動を楽しんでおられます。これ、五、六年前は考えられません。私自身、冬になると、大池公園をジョギングします。その五、六年前は、キャンプしている風景はありませんでした。最近、はやっているのでしょうか。また、大池公園の場所がキャンプをする方にとっては、絶好の場所になっているのかもしれませんが。

そういった中で、平成30年に策定された大池公園整備計画は、公園利用者のアンケートや大学や専門家、団体を含む町民によるワークショップなどを実施し、まとめられたものであります。その中の必要な施設、機能という点では、最も多かったのは自然保全、昔の環境再生や子供の遊び場であったことが、また要望等が指摘されております。

矢吹町の知名度・印象を高めるためにも、大池公園敷地だけではなく、隣接する田んぼの、学校でおなじみの田んぼや周辺地域の道路を含むエリアを観光・文化資源として認識されることで、さらに「モノ」から「コト」の充実につながり、強いては関係人口の拡大に貢献でき、にぎわい創出の仕掛けにもなるといった、そういった視点から、大池公園の再生、大池公園の創生が考えられるのではないかと、私は考えております。

そこで質問ですが、大池公園整備計画3年経過の検証と成果をお尋ねいたします。

2つ、周辺農道整備でさらなる大池公園の魅力を生み出せないか。

続けて、大きい項目の2番目です。

複合施設の利活用状況についてです。

今年10月で1周年を迎えます矢吹町複合施設、愛称はKOKOTTO。2月13日の地震では、多少傷つけられたものの、職員スタッフの利用者への対応サービスもよく、コロナが収まれば利用者はさらに増えるだろうと期待できます。

この状況下の中、私も施設利用の当事者として、施設の外観、会議室、1階マルチルーム、図書館の使い勝手などを実体験できました。利用に当たって、「こうあったらいいのにな」といった点もあります。また、他の利用者からも施設利用での改善点の指摘を受けております。

以前の私の一般質問で、矢吹町中央公民館の文字をメインエントランス等に表記できないかを尋ねたことが

あります。答弁では、中央公民館、図書館を含めた名称の表示の必要性を十分認識しているとのことでしたが、現施設の外観からは、その文字の表示を見つけることができておりません。

中央公民館の自主企画で、あゆり祭などがあったと思いますが、施設運営側から〇〇教室や〇〇の会、〇〇スタディーツアーなどの文化団体につながるように、種をまくこと、つまり、町民からのニーズを把握し、学習計画、学習内容立案・編成するということで地域の文化への貢献ができる存在になるのはいいことではないかと考えております。

そこで、お尋ねいたします。

- 1、複合施設から中央公民館、図書館の表示がされていないが、その理由をお伺いいたします。
- 2、施設利用者からの改善の声などにどう対応しているのか。
- 3、施設運営側から企画された事業計画はあったのか。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 先ほど、富永君からありましたように、答弁は午後からというようなことで、ここで昼食のため暫時休議をいたしたいと思います。

再開は午後1時からです。よろしく申し上げます。

（午前11時41分）

---

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 1時00分）

---

○議長（角田秀明君） 午前中に引き続き、富永創造君の一般質問を行います。

答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、7番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、大池公園整備計画についてのおただしであります。平成30年6月に策定されました大池公園整備計画では、公園利用者のアンケートや大学、専門家、公園を利用する各種団体を含む町民によるワークショップ等を実施しながら、様々な意見による評価やニーズの分析を行い、統一感を持った整備、環境保全、魅力増進に資する整備計画を策定したところであります。

整備計画では整備、管理、活用を大きな区分とし、緊要度が高く効果がすぐ現れるものを短期3年、現在の利用者や既存団体が参加型で取り組めるものを中期5年、主体形成など時間をかけて熟成させたほうが持続するものを長期10年と位置づけを図りまして、年間を通して四季折々の自然が楽しめる景観形成や、憩いの場等の創出を計画的に遂行する整備計画となっております。

短期3年の計画では、用水導水親水テラス・パーゴラ等の整備、景勝松の景観整備等がありますが、公園施設の長寿命化計画による優先的な取組や、近年多発した台風災害や地震災害等の復旧作業を最優先に行っていたことから、計画どおりの実施が困難な状況でありました。

さらに、新型コロナウイルスの流行による緊急事態宣言の発令や、まん延防止対策により各種イベントの開催については、自粛せざるを得ない状況にありまして、整備計画のスケジュール等の見直しの検討が必要であると考えております。

このような状況の中、整備計画に沿った事業メニューとして、大池公園内をジョギングや散策のできる「快適一周ウオーロード」について補助金を活用しながら整備を行い、利用者ニーズ調査により大池公園に必要な施設、機能として最も回答の多かった自然保全のための取組として、アカマツの病害虫防除対策や大賀ハスの繁殖や再生に係る対策につきましては、ホームページ等を活用した周知を行っております。また、指定管理者による景観や水質悪化の要因であるヨシ、ガマ草の抜根処理等についても実施しているところであります。

今後は、大池公園整備計画で示している短期計画や中長期計画について、公園を利活用している関係機関とともに、にぎわい創出について検討や協議を図りながら、住民の憩いの場としての活用はもとより、自然保全に努めながら皆様に愛される公園づくりを目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、大池公園の周辺農道整備による魅力創出についてのおただしであります。

大池公園は、1年を通じて、散策路を主としたジョギングやウオーキング等に町内外から大勢の方が訪れ、健康増進に貢献しております。例年、春には桜並木、夏には大賀ハスやスイレン、アジサイ、秋には彼岸花等の花々が咲き、四季を通して町内外の来場者を楽しませており、SNSを活用しながら魅力を発信しているところであります。大池公園周辺では、青々とした田園風景や、震災後の一時期ではありましたが、スイセンや菜の花等の花畑による壮大な景観が広がり、多くの方が訪れております。

議員おただしの周辺地域の水田や畑の利活用、農道整備等の具体的な構想や整備計画については、現時点では策定しておりませんが、地域の皆様のご理解とご協力をいただき、大池公園や周辺地域をも含めたエリア全体を総合的に検討していくことが、大池公園を中心とした観光や交流につながるものと考えており、にぎわいの創出や集客の仕掛けにもなり得るものであると認識しております。

今後は、大池公園の将来性、地域資源の利活用等を含め十分に調査・検討を深め、さらに大池公園の魅力について積極的な情報発信を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、富永議員への答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） それでは、7番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、中央公民館、図書館の表示についてのおただしですが、複合施設の表示物につきましては、施設を利用する方々が安全かつ円滑に移動できるように、その情報伝達手段となる標識や案内板等のデザイン及び配置場所を決めるサイン計画を、専門デザイナーの監修の下、整備したところであります。しかし、サイン計画については、主に内部のみの計画であり、外側からどのような施設なのかが分かるような表示板等の設置が不十分であるのが現状であります。

複合施設の4つの機能である公民館機能、図書館機能、観光案内機能、子育て支援機能を、町民の方々のみならず、通行する方、町外の方に対しても分かりやすく、施設の外側に表示する必要性は認識しており、現在、

表示板の作成を発注したところであります。複合施設の外観、町並みの景観などに調和したデザインを考慮しながら、分かりやすい公共サインとなるよう検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、施設利用者からの改善の声等への対応についてのおたただしであります。複合施設につきましては、4つの機能の効果的な連携、施設の管理運営に対する利用者意見の反映と、継続的な検証・評価を行うため、矢吹町複合施設運営会議を設置しております。

令和2年度は、施設利用者を含め9名の方に委嘱状を交付し、12月に第1回目の運営会議を開催するとともに、本年2月には新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、書面にて第2回目を開催いたしました。

また、本年度は、先月8月に第3回目となる運営会議を開催し、これまで委員の皆様から貴重なご意見をいただいていたところでもあります。中でも、委員の皆様からのご提案により、運営会議の進め方として2つの考え方を挙げて取り組んできたところであります。

1つ目には、意見が言いやすい環境整備と多様な意見の集約として、複合施設内にアンケートボックスを設置し、誰でも気軽に意見が言える環境整備を行いました。また、このほかにも、幅広く意見を伺う機会の検討に努めてまいります。

2つ目には、寄せられた意見に対する検討状況や検討結果等の公表として、要望検討事項の一覧表を作成し、ホームページや複合施設内に掲示するなど公表することで、現在の検討状況や対応状況を確認することができ、利用者の皆様のご意見が施設運営に反映されていることを実感していただきたいと考えております。

議員おただしのこれまでの対応状況につきましては、基本的に緊急性が高いものについては、これまでと同様に早急に対応しております。具体的に例示しますと、複合施設西側駐車場（斎場脇駐車場）から複合施設側道路に車両で出る際に、植え込み等により視界が不良で危険であるとのご意見があり、出入口を視界が良好な場所に移動するため、駐車場内の駐車スペースの位置を変更し対応するなど、利用者の安全・安心の確保に努めてきたところであります。

そのほかにも、未来くるステーションの施設内預かり時間の延長や、現時点で実現までには至っておりませんが、白河信用金庫跡地の駐車場としての確保、さらには、図書館の夜間開館時間の延長についても検討を深め、準備を進めているところであります。

複合施設につきましては、子供から高齢者まで多くの方が多面的に利用いただける施設を目指しており、今後も利用者等の意見を十分に反映しながら施設運営を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、施設運営側から企画された事業計画についてのおたただしであります。令和3年度中央公民館事業として、生涯学習情報提供事業をはじめ、町民講座開設事業、中央公民館企画展示事業、青少年地域活動事業、あゆり祭事業、高齢者いきがづくり事業を計画しております。現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のための国や県、町の対策を踏まえて、各事業の内容を精査しながら実施しております。

各事業の中でも町民講座開設事業は、地域や社会のニーズや課題などをテーマとして、参加者が主体的かつ多様な学びを通してテーマに対する理解を深め、実践化を図っていくものであります。ここ最近での主な事業としましては、社会人を対象としたプログラミング教室や、やぶき寺子屋（歴史）、また高校生を対象に、高

校生セミナーなどを開設してまいりました。プログラミング教室では、デジタル社会のインフラとして不可欠なコンピューターのプログラミングの基礎を学び、やぶき寺子屋（歴史）では、町の文化や歴史を学び、さらに高校生セミナーでは、テーマに基づいた探求学習を行ってまいりました。

とりわけ、高校生セミナーは、これまで「今を感じ、未来を創る」「KOKOTTOで探求学習（複合施設の利活用）」のテーマで取り組んでまいりました。参加した高校生からは、充実感とともに、次の機会にも参加したいとの希望も聞かれ、高校生が校外での新たな学びを求めていることを感じたところであります。

今年度のテーマは、「SDGsの探求学習（理解と実践）」です。幅広い視点から持続可能な開発目標について理解を深めるとともに、社会貢献や生き方を考える講座として実施するなど、他の町民講座同様に、矢吹町の将来を担う人材の育成に努めてまいります。

これからも、中央公民館は複合施設の機能を生かし、地域人材や資源を活用した学びの機会の提供はもとより、地域の伝統文化、芸術の振興発展、そして地域課題の解決に寄与できる存在となれますよう、施設環境と開催事業の内容や実施方法等の充実に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） ご答弁ありがとうございます。

再質問ということで、まず大池公園の整備計画、この中身を見ますと、大体は景観維持、その管理が中心ではないのかなど。しかし、利用者側、そういった方からの声、例えば、さらに専門的な知識を持った方、自然観察において大池を調べたりしている方もいらっしゃいます。

このように、利用者の声、そして専門的な知識を持っておられる方の声、これを取り入れて、そして整備計画の中でも、そういった項目もありますから、これを今後どういうふうに進めていかれるのか、お考えをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

今後の大池公園の整備に関しまして、専門家の意見であったり、そういったものを今後どのように取り入れていくのかというような再質問かと思いますが、大池公園につきましては、とにかく自然をしっかりと保全してほしいという多くの方の意見がございます。そういった意見を踏まえて、平成30年度に整備計画を策定いたしました。

その後、様々な方からいろいろな意見をいただいておりますし、あとは、今回のコロナもあって、例えば、キャンプ場などは、相当利用者が増えているという状況がございます。ですので、そういった社会の変化であったり状況の変化に応じて、計画というのはやっぱり見直していく必要があると思います。こちらの計画につきましては、平成30年度に策定しておりますので、今後10年間の計画ということでございますけれども、そういった意見も踏まえながら、計画の進捗に合わせて、もう一度見直す必要もあるのかなと思います。そういっ

た部分で、そういった皆様の声を少しでも反映した中で、今後の公園整備を進めてまいりたいというふうを考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） コロナ禍ということもあって、なかなか事業のほうも進んでいないと。そんなことから、整備計画のスケジュールなどを見直すというふうな答弁であります。

その具体的に見直すというのは、今まで大池公園整備計画を策定した、あの進め方で改めてやっていくのか、どういうふうに見直すのか、そこいら辺の具体的な考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

今後のスケジュールの見直しということでございますが、見直しにつきましては、当初予定しておりました、答弁にもありましたが、短期計画、中期計画、長期計画とある中で、特に、令和元年、2年、3年で行います計画が、コロナであったり、災害であったり、そういったもので取り組めていない部分がございますので、基本的な考えは変えない中で、年次スケジュールを若干見直すということでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） 単なるスケジュールの見直しだよということかなと思われまして。

ともかく、すばらしい大池公園整備計画ができておりますので、迅速に進めていただければと思います。

それで、大池公園を見たときに、公園を利活用している関係機関という言葉も答弁の中に入ってきておりますが、どういった方なのか、役職を持っておられる方なのか、そこら辺、具体的にお聞かせ願えればと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

関係機関とはどのような団体かということでございますが、関係機関としてリスト化されているのは特にありません。大池公園に関わる全ての住民の方であったり、その団体であったり、活動されている方全てが含まれるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） 関係機関として、リストアップされていないと、具体的なものを聞けなかったんですけども、ちょっとそこいら辺具体的なものがぱっと出てくるようになってほしいなとも思います。

ところで、アンケート等々、また、この計画を策定するに当たって、要望等がありました。そうした、その要望の中で、自然保全というのがあります。そして、答弁では、アカマツの病害虫防除対策、大賀ハスの繁殖や再生に関わる対策ということもあります。それから、ヨシ、草ですが、その根っこを抜いてしまうという処理、恐らく抜根というのでしょうか、処理なども実施しているところでもありますということなんですけれども、例えば、ヨシの場合ですと、希少種のチョウトンボが止まる必要な草なんです。こういうのもあります。それから、桜といえば我々の心に、日本人であれば誰もすばらしい木ということで受け入れておるわけですけども、桜にしろ、花桃にしろ、あそこには、幼虫アメリカシロヒトリとかそういったものが、たかりやすい樹木です。たしか、ワークショップの中で、防虫剤、これをやらないほうがいいんじゃないのかと、抑制したほうがいいんじゃないかという意見も、この計画書の中には入っております。

さらに、例えば、大賀ハス、一時すばらしいあの風景というんでしょうか、花の姿を見せてくれました。今は、恐らく茶室の前の小さな池で細々と生きています。そして、もう既にご存じのように、スイレン、これは駆除された。しかし、これ、すごい繁殖力なんです。そして、恐らく大賀ハスまでも食い尽くしたというか、覆って駄目にしてしまったのではないかと、専門家の方がおっしゃっております。それから、本当、大池公園の自然というのは豊かです。そういった中で、あそこにはカワセミもすんでおります。しかし、ほかの公園とかにあるところと比較すると、数的には少ない。なぜか。止まり木が、大池には少ないと。それから、ドブ貝というのがあります。これは大池の水をきれいにする、そういう生き物です。それから、白鳥、今は、数が制限されて餌づけとかできない状態であります。しかし、それが幸いして、あれが多過ぎるとふん害が生じると。

このように自然を保全するといった場合には、我々が感じる、利用者が感じるものとはまた違った自然の自然保全、生態系の保全があると。それをしっかりと受け止めて、大池公園のこれからの整備計画の中に盛り込む必要があるのではないかと、その点を私は強調したいなと思っておりますけれども、その点、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

自然保全ということで、まさに富永さんがおっしゃったとおり、やはり生態系といっても、動植物であったり、そういった部分での、今ご指摘いただいた内容について、ある程度しっかりと見識がないと、専門家でないと、なかなか判断ができない部分というのが多々あると思います。

そういった中で、例えば、ヨシの伐採については、当初からありましたけれども、相当、池全体を覆うような広がりを見せてきた中での、景観の部分を配慮した中での伐採でございます。それはそれで、そういった生態系に関わってくる部分がございますので、やはり一般的な自然保全というだけではなくて、そういった動植物も含めた専門家の意見などをしっかりと、やっぱり取り入れた中で、景観も大事ですが、そういった生態系の継続といえますか、そういったものも大事だと思いますので、そういった方々の意見も踏まえながら、今後、

見直し等を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） まさに、大池公園、景観、四季折々すばらしい風景を我々の目を楽しませてもらえる、そういった維持管理、どっちかというそちらの方面が優先されがちですけれども、今答弁があったように、生態系のほうも考慮しなければならないと。ぜひ、そのような取組を進めていってもらえればと思っております。

続きまして、周辺、農道整備にさらなる大池公園の魅力を創出できないかなんですけれども、大池公園の駐車場を離れて、道路を隔てて、そして町道大池1号線、ちょっと高台にあります。そこから、高台から眺める西側、那須連山、夕日とかになったときにはすばらしい風景、今はやりのSNSで発信したくなる、そういう風景であります。ちょっと前まで、春先になると菜の花、それからスイセン、そういったものを眺めることができました。規模が広いです。だから、その分、非常に我々があそこを通っただけでも、その花風景が飛び込んでくる、ああ、すばらしいなと、ちょっとあそこの中に入りたいな、入ると私有地ですから、なかなか所有者にとっては甚だ迷惑ということで、そういうことで、そこら辺で巻き込んで観光資源とか、そういったものまで広げることができていないのかなとは思っております。そういった中でも、答弁でもなかなかそういったもので、周辺地区を入れた策定というのは、ちょっと考えていないということですが、「モノ」というのは目の前ではっきりして分かります。しかし、それが「コト」、関係するもの、いわゆる観光などもそうなんですけれども、人の心に訴えるもの、そういったものが「コト」だとすると、さらに延長すると関係人口、こちらのほうにも火をつける可能性も十分あるなど、そう思っております。

そういった中で、町道大池1号線、あそこを舗装なり、整備することによって、その魅力というのが、大池公園を含めて、また、この町も含めて大いに広がっていく可能性は大だと私は思っておりますが、優先順位等考えて何がネックになってしまっているのか、そこら辺お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

大池1号線、あの高台にある道路、農道ですが、そちらの整備が何か進まない、ネックといいますか、そういったものなのかというご質問でございますが、答弁にもありましたように、まずは現時点ではエリア全体の計画というのはございませんが、答弁にもありますように、今後の大池あのエリア全体の集客であったり、そういった部分にはそういった仕掛けになるのではないかなというような答弁をさせていただいておりますので、まず、このエリア全体の地域資源の利活用も含めて、再度、調査検討を深めていきたいというふうに思います。

そのエリアは大池公園の中であれば、町の施設ではあるんですが、エリア全体となりますと、どうしても私有地の問題、私有地が絡んできます。ですので、そういった私有地の土地の所有者の理解も必要ですし、理想は、その土地の所有者にとっても、地域にとっても、訪れる方にとってもメリットがある、そういった仕組み

といたしますか、そういった計画ができれば、より具体的に、次はこれを整備していこうとか、いうことができると思いますので、まずはそのエリア全体のランドデザインといたしますか、具体的に農道整備ということではなくて、エリア全体の面的な取組といたしますか、大池公園からちょっと拡大した中での計画についての調査検討について進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） ご答弁ありがとうございます。

ぜひ、優先順位を上に乗けるくらいの気持ちで、計画策定を検討していただければなと思っております。

続きまして、2つ目の複合施設の利活用状況についてであります。

中央公民館とか、矢吹町図書館、こういった分かる表示、これをメインエントランスとかそういった入り口に置いてはどうかということで、大分前にこの議場でも私自身質問をしております。そして、今、答弁の中では、作成を発注ということで、前向きに進んでいると。ただ、これ時間がかかるからと、そういう私の印象なんですけれども、ここら辺、どうして今、発注と。随分、あまりにも時間がかかっているなという私の印象なんですけれども、なぜそうなっているのか、お尋ね申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

議員からあった要望というか、提案については、教育委員会としても、必要なものとして考えておりました。

今年度ちょっと予算を取っておりますが、ちょっと言い訳になってしまうんですが、2月に起きた災害復旧等の対応で、ちょっと手がいっぱい状況があります。複合施設の修繕と併せた形で、看板の設置については、検討はしていたところですが、今回はちょっと、あまりにも時間がかかり過ぎたというところで、先に発注させていただきました。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） ご答弁ありがとうございます。

質問がちょっととげとげしかったかなと思って、私も反省します。

矢吹町複合施設運営会議に関して、質問させていただきます。

これは、9名ほどが委嘱されているということなんですけれども、どのような役職の方が就いておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 富永議員の再質問のほうにお答えいたします。

複合施設運営会議のメンバーですが、まずは、その複合施設での各機能、公民館であったり、図書館であったり、子育て支援機能であったりとか、そういったところの利用者、代表の方ですね。あとは、各施設の代表としまして、中央公民館長、図書館長、あとは、その事務局側としまして教育振興課長、子育て支援課長等が出席しております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） そして、その審議運営会議、3回ほど開催されておまして、そのニーズ、また要望に対して緊急性があるものということで、改善しているという答弁がありました。

そういった中で、町民、利用者からの意見を聞く、そのツールといたらいいんでしょうか、アンケートボックスによる、答弁の中では、私はこれだけかなという。このアンケートボックスだけなのか、アンケートボックスでこれらの意見があったのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

アンケートについては、答弁のとおりボックスを設置して意見をいただいておりますが、そのほかに、複合施設の整備に当たりまして、定期的に利用している団体の皆さんに意見をいただいております。そういった部分について、ただいま検討しているところもあります。

あと、当然、直接電話等でいただいた内容であったりとか、あとはその運営会議の中でも、利用者の代表の方からご意見をいただいたりしておりますので、そういったところでの意見について、ただいま検討しているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） そうしますと、アンケートボックスもニーズを把握する一つであると。

ほかにも担当課のほうへの電話等で把握しているということだと思っておりますけれども、これ、一般の人が扱ったとき、例えば、管理になるかな、町の展示会があったと。そうしますと、そこに展示するとパネルで壁を作りますね。そうすると、その後ろには大滝清雄先生の展示物があると、それが見えなくなってしまう。そういったものを、ふと改善したほうがいいのではないかなというのをいただきますけれども、そういった点で、そういった意見を聞くわけですけれども。それに、誰となったとき、あそこで、中央公民館の事務所に館長がおられて、あそこだとすごく、ぱっと言いやすいのかなと思っているんですけれども。意見を受け入れるということで、そういったあそこの事務所といたらいいんでしょうか、そこで言った意見も、またそこで集めていますよと、何かあったら言ってくださいと、そういったふうに分かりやすくなっているのかどうかという

点で、ぜひそこら辺、分かりやすいように、気楽に意見なり、改善点が指摘できるようにあってほしいなと思うんですけども、その点どうなのかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、国井淳一君。

傍聴席、静かにしてください。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

事務室等での住民、利用者からの意見しやすいような環境ということですね。

館長も当然その運営会議の中で出席していただいて、いろいろ意見をいただいておりますが、今後もそういった相談しやすい環境にしていくように調整しながら進めてまいります。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） そういった町民のニーズをも含めて、また講座の開設とか、言われている事業、そういったものを立案して計画にのせていくと。いわゆる、事業側、運営側が積極的にそういったものを提案すると、そういったシステムに運営会議はなっているのか。また、その中に、そういったものに詳しい専門家がいますのか、いわゆる教育指導主事とか、指導員とか、そういった形の役職を持っておられる方が入っているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会としましては、ニーズ調査を行いまして、その調査結果に基づきまして、様々な講座を開設したりとか、あとは受講者の意見も吸い上げながら、講座の見直しを行っております。

そういった講座につきましては、全て文化振興審議会のほうにかけまして、委員の中にはそういった専門的な観点で講座等をチェックしていただく方もいらっしゃいますので、そういったところでアドバイスをいただきながら、講座については計画しております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） 今の話ですと、立案とか計画の中に大きく関わるのは、文化振興審議会であるというふうに理解したつもりでありますけれども、いろんな講座においては、プログラミング教室とか、歴史的な寺子屋とか、高校生のセミナー、そして、そういったことから、将来を担う人材の育成、そういった実に専門的、多岐多用であります。そこにおいて、専門的な知識、またそれで研修を受けた人材、そういったスタッフがいないとでは、我々町民にとっての社会教育のレベルアップにつながるつながらないに、つながっていく

と思うわけでありまして、そこら辺、そういった専門的知識を持った方、そういった方が運営会議なり、また、中央公民館の窓口の中にスタッフとして配属されているのか、そういったものを含めて、この町の社会教育レベルアップを目指す上で、そこら辺の考えをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

現在の中央公民館長につきましては、社会教育主事という資格をお持ちです。そういった専門的な部分で、講座のほうをいろいろ検討していただいているところであります。

コーディネーター的な部分で、何かアドバイスを聞けるような体制づくりについては、こういった方がふさわしいのかは、これから検討いたしますが、そういった体制づくりについても、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○7番（富永創造君） 以上です。ご答弁ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、7番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は2時5分からです。よろしく申し上げます。

（午後 1時51分）

---

○議長（角田秀明君） それでは、再開しますが、先ほど傍聴者の方から、マイクの使い方が悪いぞと言われたものですから、質問者はマイクを近づけて質問をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

答弁の方も、そんなことでよろしく申し上げます。

（午後 2時05分）

---

### ◇ 三 村 正 一 君

○議長（角田秀明君） それでは、通告4番、8番、三村正一君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席においでの方皆さん、傍聴ありがとうございます。

まず初めに、新型コロナウイルスにより亡くなられた皆様にお悔やみを申し上げますとともに、現在罹患され、治療されている皆様にお見舞いを申し上げます。また、日夜感染防止、治療に当たっておられます医療関係者の皆様、そしてワクチン接種等に当たられております皆様に敬意と感謝を申し上げます。

私の通告した質問は3つでございます。

1つは、新型コロナ感染対策についてでございます。

8月に入り、新型コロナウイルスの感染者が爆発的に増加しています。概数で言いますと、全国で146万人、

福島県で8,700名、死亡者数が国全体で1万6,000人、県では165人となっております。矢吹町においても、9月12日時点で66名の感染が確認されております。このうち33名、半分の方が8月以降に発生した、8月、9月で発生した分ということで、非常に大きな波が、この町の町民をコロナウイルスが襲っているのかなというふうに思われております。

感染症の診断は、PCR検査や抗原検査等でウイルスの存在を確認する検査によって行われておりますが、基本的には保健所の指導により実施されていると伺っております。発症された方や濃厚接触者等はPCR検査により感染が確認されますが、多くが無症状の感染者と伺っております。無症状ですのでPCR検査を受けなければ、本人の自覚がなく感染拡大につながると思います。

町民の間でも、新聞情報では今日は矢吹何名というようなことで重大な関心事になっております。さらに、最近では、感染した場合に入院治療ができるのか、自宅療養になってしまうのではないかという不安の声が聞こえてきます。

そこで私は、無感染の確認、いつでも誰でも気軽に受けられるPCR検査の実施などが必要であると考えます。また、感染予防の点で、町民の皆さんが矢吹町で安心して暮らすためにも、希望する方々のワクチンの接種を進めること、そして感染後の対策として、感染してしまった場合、万が一感染しても安心して治療ができるような臨時の医療施設の設置が必要であると考えます。

このような点から、1番として、感染者、濃厚接触者に対する対策について、町の現在の感染者の数と入院治療者数、自宅療養者の数と、感染者に対してどのような対策をして、どのような支援がなされているのかの状況をお尋ねいたします。

続いて、2番目として、臨時の医療施設の設置について、限られた医療資源を効率的に活用することにより、自宅療養中の感染者を入院可能にすることで、家庭内の感染や医療従事者等の負担を減らすことができ、町民の生活も安心感が増幅すると考えます。そこで、県南地域等で臨時の医療施設の設置を求める考えはないかをお尋ねいたします。

3つ目でございますが、感染症防止対策として、接触機会を減らす人流抑制対策を町及び町内の飲食店、町内企業に対してどのような防止対策を行っているのかをお尋ねいたします。

大きな質問の2番目でございますが、公共施設の維持管理についてでございます。

平成28年3月の計画では、公共施設全体の更新費用について、今後40年間で967億7,000万円、1年当たり整備額が24億2,000万円の費用がかかるとして、これを長寿命化により維持管理コストの縮減、財政負担の平準化を図る計画が、本年度に公共施設等総合管理計画の見直しスケジュールが示されております。経営・財務マネジメント強化事業に対する活用もされるというような予定に入っております。

公共施設は、学校教育系の施設、公営住宅、社会教育・体育系の施設、行政コミュニティ施設、保健・福祉施設、上下水道の施設、道路橋梁施設等不特定多数の住民の皆様が使う公の施設であります。言い換えれば、住民から行政が預かっているものであります。この維持管理計画の策定については、住民の声を十分に反映させる必要があると考えます。

そこで、1番として、総合管理計画の個別計画の策定状況についてお尋ねをいたします。

2つ目として、今ある施設を単に長寿命化するのではなく、将来の人口予測や利用状況の予測が把握できな

いと効率的な計画策定ができないと思いますし、利用者である住民の考えも反映させるべきだと思います。そこで、人口予測、利用状況の予測、利用者住民の考えはどのようになっているのかをお尋ねいたします。

3つ目でございますが、旧中央公民館、旧図書館の今後の利用について、住民の声を聴きながら進める考えはないかをお尋ねいたします。

大きな3つ目でございますが、健康センターの運営についてお尋ねします。

本年5月より新たな指定管理者により運営されておりますが、コロナ感染防止対策により利用者の減少が見受けられますし、最近では給水管が故障したということで休業なされたりしておりますので、当初計画との変更が見受けられると思います。そこで、当初の利用者及び収支計画と現在までの実績との対比についてお尋ねをいたします。

2番目でございますが、減収による収入補填、収支計画の差異の補填について、その契約はどのようになっているかをお尋ねいたします。

3つ目でございますが、指定管理者へのコロナ対策費用について、どのようになっているかをお尋ねいたします。

以上、大きな項目で3項目でございますが、ご答弁のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、8番、三村議員のご質問にお答えします。

初めに、本町の新型コロナウイルスの感染者数等のおただしでございます。

本町の9月12日現在の感染者数は66名であります。福島県内の入院治療者及び自宅療養者の人数につきましては、9月1日現在、入院治療者が335名、宿泊療養施設入所者が106名、自宅療養者が350名、療養先調整中の方が62名となっております。

福島県県南保健所管内の市町村ごとの入院治療者及び自宅療養者人数は、個人情報を含む情報となるため、昨年4月の矢吹町新型コロナ感染1例目発生時より、県南保健所は各自治体に対して、矢吹だけでなく各自治体に対してもほとんど情報提供をしておりません。そのため、本町の各人数を、福島県内とかそういうことでは捉えることはできるんですが、本町の各人数を答弁することができない状況であります。

この保健所の個人情報保護法への大変厳しい取組姿勢によりまして、新型コロナ感染者につきましては、性別や年齢のみでありまして、年齢の公表も10代あるいは20代ということで、言わば、個人の特定に少しでも近づくものは出さないということで、それ以上の情報は基本的にはほとんど知らされておられません。

自治体では、その家族の学校や会社等の所属、住所や勤務先等の個人情報が知らされていないことから、感染者の差別からの保護や行動制約される不便の解消、抱える悩みに対して、逆に自治体サイドからの感染者へのサポートも困難な状況になっております。

個人や家族を特定することにつながるものでなければ、最前線で町民の安全・安心に取り組む町への保健所からの情報提供についてはもう少し共有すべきではないかとも考えますが、現状ではなかなかそれは困難な状況が続いております。

昨年の4月の本町の感染者1例目発生時より、町としても様々な働きかけを県関係部局、県南保健所長等に行っております。その結果、実は運用上で、内々とか若干の改善は見られますが、個人情報保護に厳しくこだわり、情報提供を自治体にもほとんどしない姿勢は基本的には変わっておりません。ですから、この情報を多少いただいたとしても、公的には使えないということです。

この難しい条件下であるため、矢吹町をはじめとする自治体は、感染者とその家族等への対応を現状ではほとんど公的にはしていないという立場なんで、まさに行い得ない現実について、またそれについて、後述いたしますが、それを何とかしようとする努力を続けていることについて、何とぞご理解をお願いいたします。

三村議員おただしの感染者に対する対策及び支援方法につきましては、このような状況から、県南保健所が、陽性者または濃厚接触者等で自宅療養となる方のご自宅に、二、三日分の食糧及び血中の酸素飽和度を測る、いわゆるパルスオキシメーターですね、最近非常に病状急変等を知らせるということで、特に在宅療養者なんか大変大事だとされておりますが、このパルスオキシメーターを無料で配布しております。

この二、三日の期間に、県から依頼された医師の資格を持ったコーディネーターが自宅療養者へ電話連絡をし、食事等のサポート体制として、親戚等の身内、または勤務先等の支援の有無などの調査を行っております。仮に、こういった親戚等の身内がない、勤務先のサポートが受けられないといった方でありますと、自宅療養者への支援の必要性が判断されるということで、福島県保健福祉部から10日程度の日用品、それから食糧が無料で届けられるということになります。

県南保健所管轄におきましては、これまでに福島県保健福祉部からの支援を受けた件数は少なく、自宅療養者の大部分は親戚等の身内、勤務先からのサポートを受けて対応しているという状況と聞いてございます。

現在の福島県、特に県南地区の感染拡大、特に皆さんよくお感じになっておられるとおり、大変県南地区がここに来て、前は県中、県北、いわき、そして一時期会津だったんですが、ここに来て県南地区が非常に増えております。こういった非常に増えている中で、大変県南保健所としてもマンパワーの限界に近づき、さらに踏み込んだ自治体との連携が必要になるのではないかとこのように考えております。

本町といたしましては、町民の皆様の感染リスク、及び自分と家族が感染した場合に適切な治療が受けられるのかと、これが大変不安なところだと、三村議員ご指摘のとおりですね、だと思いますが、等の不安が少しでも軽減できるよう県との連携を深め、情報共有の改善、役割分担の見直し等検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、お話が出ました県南地域等における臨時的医療施設あるいは中間医療施設とかそういったものについてのおただしでございます。

初めに、福島県では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、限りある病床を重症者や中等症の患者の対応に充てるため、無症状者や軽症の方が宿泊施設で療養できるよう宿泊療養施設を設けており、県内各地に277室用意しておりますが、先月の感染者数の増加により、県の緊急対策として、60室増加し337室用意することになっております。

ただ、ここが問題なんです、現在、この臨時的医療施設として運用が可能な宿泊療養施設につきましては、福島市に60室、郡山市に193室、会津若松市に24室、いわき市に60室となっておりますが、県南地域にはありません。ここも、先ほどの課題がやはり急ぎ検討される場所かと思っております。感染症の予防及び感染症の患者

に対する医療に関する法律では、宿泊施設の確保については、必ずしも保健所を設置している市の区域の単位で行うことが効率的でない場合、県知事が感染症の患者の病状、蔓延の状況を勘案して、必要な宿泊施設の確保に努めなければならないとされております。

本町としましても、感染が増加している県南地域への臨時の医療施設の設置は大変重要であるというふうに認識しております。最近の事例では、白河厚生病院のコロナ病棟のベッドが満床となりまして、矢吹町の感染者が遠隔地の病院に行って、ちょっと言えないんですが大変遠隔地なんですね。大変遠隔地の病院に入院するなど、既に県南地域の医療体制は大変逼迫しているという状況かと、このところは大変、県南地区は公表されているとおり、おとといは白河9人であったり、矢吹も出ていたり、県南地区が非常に増えておりますので、医療体制が非常に逼迫している状況に瀕しているということで、この負担を軽減するためにも本来中間医療施設等で軽減する必要があるのではないかというふうに考えております。

中間医療施設の設置については、9月6日に、せんだって開催された西白河地方市町村会、西白河郡の鈴木和夫白河市長ほか首長の集まりです。泉崎、中島、そして西郷、矢吹、それに県南のそういった県の出先のトップとして県南振興局長が入っております。県南保健所との情報共有がなされており、会議では新型コロナウイルス感染症の今後の感染爆発などに備えた体制について協議がなされております。

この中で、協議事項の中で私から2点を提起してございます。

1点目は、県南地域において、いわゆる野戦病院、または、そういった本格的な医療関係がなくとも中間療養あるいは医療施設等の必要性和設立に関する具体的な検討について、さらに2点目は、これまで個人情報保護を理由に自治体にほとんど情報提供がなされてこなかった県南保健所に対して、自治体に新型コロナ陽性患者に係る対応に必要な情報提供、要は患者に様々な対応が必要になってきた場合に、先ほどのマンパワーの逼迫も含めて、保健所と連携しながらやることも含めて、必要な情報提供をということで提起いたしまして、西白河地方市町村会において賛同をいただいたところであります。

この協議によりまして、西白河地方市町村会として1点目、これは西白河郡として野戦病院またはその中間療養施設を設置するということですね、これについて前向きに検討すること。

それから、2点目、これは県南保健所から自治体へのコロナ患者に係る対応に必要な情報提供を行っていただくことに、もっと前向きになっていただくということです。これについて、福島県に対して県南地方振興局長から西白河地方市町村会の意見として伝えることとしております。

これを受けまして、早速9月8日には、西白河地方市町村の担当課長による新型コロナウイルス感染防止対策会議が開催されております。県南地域の住民において、若年層への感染力が強く重症化懸念もあるデルタ株の急拡大によりまして、万が一の感染リスクから、もう今や、これは本当に、ぜひ町民の皆さんにもここはしっかりとご理解いただきたいんですが、万が一の感染リスクだったんですが、誰でもうつるよ、だけれども万が一だよ、それから誰でもかかり得る、本当にそこにある身近なものになってきたと。本当に今見ていると身近な、特に家族で例えばウイルスが入ってしまいますと、特にデルタ株入るとほとんど全員が感染します。

それが今の感染が非常に増えている状況のところでありまして、その辺につきましては、先ほどの学校の問題であるとか、学校は非常に私は大変防御しにくくて、それが一番、しかもワクチンは打っていませんから、そこがこれから非常に大変だなというふうに思っています。

とにかく、このデルタ株を何とか水際で止めて広げないということが大変大切ですが、もう今や誰でも本当にかかり得る、身近にある感染リスクというふうに状況は大きく変化していると考えております。その対策として、町民の皆様が感染した場合には、家庭内感染等を回避してというのは、これは基本です。家庭内でマスクする、消毒する、換気をどんどん行うということで、改めて今そういったことをきちんとやるということをしかりして、自分と大切な人を守り、適切な治療を確実に受けられる安心を確保するためにも、本町としては他の市町村と連携して、現在議論を始めました県南地域に臨時の中間医療施設が設置されるよう、これはちょっと、また付言するという形になりますが、別に西白河郡として設置しなくても、これをこの声を上げたことによって県のほうで、今まで県南地方には一つもないそういった施設がちゃんと設置されればいいと思っております。ですから、これが一つの大きなきっかけになってくれればという思いもあります。設置されるよう、今後とも引き続き主体的に県、医療関係者等に強く働きかけをしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それから、次に、接触機会を減らす人流抑制対策など、感染防止対策についてのおただしでございます。

まず、接触機会を減らすための人流抑制をする対策といたしましては、町や実行委員会主催のイベント等について、新型コロナウイルス感染症の状況及び人と人が密になってしまうこと、これは密になってしまうといえますか、言わば祭りのようにみこしを担ぐように、あるいは、いわゆる裸祭りのようなああいうもみくちやになってしまうようなイベントは、もうリスクが高過ぎて実際は困難だということですが、行動のコントロールができるかとか、できるかできないか、これを十分に考慮し、イベントごとにその性格や内容、そのリスク、それを見極めながら中止や延期の判断を行っております。

具体的には、例年7月に大池公園で開催しております「真夏の夜の鼓動」であります。これは遠方から多くの人が集まる、そして入場者の制限やその把握、そして、その行動のコントロールが極めて困難だということで中止としたということでもあります。

また、例年9月に開催しております「やぶきフロンティア祭り」につきましては、変異株による全国的な感染者の増加を考慮し、11月以降に開催時期を延期することや、各ブースなどを設置したこれまでの運営から、人数制限をした上で十分な間隔を取った座席での歌謡ショーと書いてありますが、これ歌謡ショーにまだ決めたわけはなくて、今ちょっと申し上げますと、具体的には、例えばフロンティア祭りなので、矢吹で第1回、第2回フロンティア大賞を差し上げておりますが、その第1回目は光南高校のチアであるとか、そういったところ。第2回が地元出身の歌手の津吹みゆさんが、PR大使もやっておられますが、なので、こういったフロンティア大賞を受賞された方にステージに出ていただいて、矢吹のことを伝えていただくということであるとか、ちょっと今まさに企画段階であります。

ただ、考えているのは、例えば文化センターの中に入っても800人収容であります。あそこに半分かそれ以下の人間で入って、あとはネットの動画配信を活用して矢吹のPRを行うと。昨年から今まで全国でこういったイベントがどんどん中止になってきておりますので、逆にこういうのを発信するとかなり見てもらえるということもあまして、ぜひ、なかなか人を集めるというのは難しい、そうであればもう舞台上でそういったイベントをやってもらって、それを800人収容のゆったりと入ってもらって、そこではもしかするとワクチンを接種した方とか、これは感染防止のためですね、それでワクチンを打っていない方はPCR検査か抗原抗体検

査の簡易なものやっていたとか、いろいろやり方はあると思います。

何を言いたいかというと、これからのウィズコロナの時代でどういう形であればイベントができるかと、そういうことを、この間の成人式もそうですが、何かの形で取りあえずトライアルを続けていきたいということでもあります。ですから、どんどん見直しを行っていくということですね。

次に、町内企業への感染防止対策については各事業者にご協力をいただいておりますが、感染者の全国的な増加傾向を受け、企業訪問や通知により、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策をさらに徹底するよう依頼したところであります。

また、町内の店舗等に対しましては、昨年に引き続き矢吹町店舗応援キャンペーンを実施しており、入出店の際のアルコール消毒、アクリルパーテーションやビニールカーテンを設置した飛沫感染防止対策、客同士の密を避ける座席制限等の対応、窓の開放、換気装置の設置による換気、従業員や客のマスク着用、お客様のマスク着用、そして検温などの感染防止対策の徹底を依頼しましてご理解をいただいております。

なお、現地審査により認定した店舗につきましては、感染防止対策に必要な経費の一部として1店舗当たり3万円を上限とした助成金を交付しております、8月末現在の認定数は92店舗であります。

町といたしましては、特に飲食店等での徹底した感染防止対策を講じた上で飲食店の利用を促すというふうには、ちょっと今付言しましたが、現場は講じることで地域経済の停滞抑制に努めておりますが、変異株による感染が広がっていることから、今後も新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、国、福島県から発令される感染拡大防止対策、それから補助金などの情報等について、企業や事業主との情報共有を図りながら感染防止対策に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公共施設等の個別施設計画の策定状況についてのおたしでございます。

施設類型ごとに取りまとめた個別施設計画の策定につきましては、平成28年3月に策定した矢吹町公共施設等総合管理計画に基づきながら、重点的かつ計画的に順次、策定を進めてまいりました。

本町のこれまでの策定状況につきましては、国のインフラ長寿命化基本計画に基づきまして、平成25年度に公営住宅、公園及び農業集落排水施設、そして平成28年度に公共下水道施設、平成29年度に庁舎施設、学校教育施設及び橋梁、橋です。令和元年度に保健福祉施設、令和2年度に集会施設、社会教育施設、体育施設、幼稚園施設、産業系の施設、道路及び水道施設を対象に策定に取り組んできたところであります。

このように、個別施設計画の策定につきましては、おおむね完了しておりますが、産業系施設である矢吹駅につきましては、施設を共有するJR東日本と修繕等の時期について協議を進めておりますが、現時点においては未確定な部分がございます、計画の決定に至っておりません。当該個別施設計画につきましては、協議が調い、内容が決定次第、お示しをさせていただきたいと思っております。

なお、今年度はこれらの個別施設計画を反映した総合管理計画の見直しを実施しております、見直しに当たり、総務省及び地方公共団体金融機構の支援事業である地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を活用し、公共施設マネジメント等に関する専門的な知識を有する人材の派遣によりアドバイスをいただく等、専門家のノウハウを最大限に活用しながら進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、人口や利用状況の予測、利用者の意見等についてのおたしであります、本町の人口につきましては、国勢調査において平成7年の1万9,074名をピークに減少に転じておりまして、直近の令和2年国勢調査

では1万7,307名という調査結果でありました。

また、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計では、これは全国こういった傾向の数値が出てまいります。そしてまた、今後人口減少対策を行わなければならないということ、言わば無為に過ごせばということでもあります。令和42年には1万1,694名まで減少するとの推計がなされております。人口構成は、生産年齢人口が減少する一方で、高齢人口が増加し、少子高齢化が一層進行するということが示されております。逆に言えば、何かをしなければならぬということだと考えられますが、町ではこのような人口の変化に対応するため、子育て支援、雇用の確保、デジタル社会への対応等、特に若い世代に選んでいただく町を目指して様々な施策に取り組んでおります。時代の要請に的確に応えつつ、将来世代に対する責任もしっかりと果たしていくためには、公共施設の老朽化対策等をはじめとし、中長期的な視点に立った行財政運営が必要不可欠であります。

議員おただしのとおり、人口推計、少子高齢化の進展、人口の低密度化等から、地域ごとに必要な公共施設の総量及び種別につきましても需要の変化などを検討しなければならず、人口の動きから見た公共施設マネジメントの必要性を強く認識しているところであります。

公共施設マネジメントの取組により、安全で安心な施設利用のため、老朽化対策を推進しながら、施設の複合化及び多機能化、統廃合、機能集約、転用、広域連携、空き家対策等の様々な対策について、民間施設の活用等を含めた検討を図る戦略的な施設経営を目指し、今後の人口推計や人口構造の変化に対応した住民サービスの提供、安全・安心かつ魅力ある公共施設サービスの提供に努めてまいります。

また、町民ニーズを十分に把握しながら、子供からお年寄りまで利用しやすい、利用者視点での施設運営をしていくことが行政運営では重要であると考えております。

今回の計画見直しに当たりましては、町民アンケートやパブリックコメント等を実施するなど、議会をはじめ、学識経験者、各種関係団体、施設利用者等、多くの町民の皆様からご意見を伺い、検討した結果について公表し、計画に反映していくように見直しの検討を進めてまいります。

なお、現在、使用されていない旧中央公民館等の施設の在り方につきましても、町民アンケートの項目に現況及び維持管理に要する費用などをお知らせしながら、町民の皆様からのご意見を頂戴したいと考えております。

今後、その意見結果を踏まえた上で、教育財産から町の財産、普通財産に種別を変更するなどの検討を行ってまいります。

いずれにしましても、町民の財産である公共施設の持続可能な在り方を示し、安全・安心な施設運営、利用者の求める機能を兼ね備えた施設の整備を図り、財政負担の軽減、平準化を踏まえた計画策定を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、次に健康センターにおける利用者及び収支計画と実績の対比についてのおただしであります。

健康センターの新たな指定管理者につきましては、本年4月の臨時会での可決を得て、5月1日付で矢吹町健康センターの管理に関する基本協定書を締結しまして、本協定に基づき5月22日にあゆり温泉及び温水プールの営業を開始したところであります。

しかしながら、政府による緊急事態宣言が発出されるなど、新型コロナウイルス感染症が全国的に猛威を振

るっている状況から、営業開始に伴い、健康センターにおける感染防止対策のための一部制限について、町より要請を行っております。

営業開始時の一部制限の内容としましては、あゆり温泉では、同時入館者を男女各30名程度までに制限しまして、おおむね60分以内の1回入浴のみに加えて、大広間、個室、休憩所、食堂の利用を休止しております。

また、温水プールでは、同時入館者を男女各40名程度までに制限し、加えて採暖室、トレーニング室、観覧ホール、多目的室等の利用を休止しております。

なお、あゆり温泉の大広間、個室、休憩所につきましては、必要な間隔を確保するためテーブルの数を少なくし、ソーシャルディスタンスですね、利用時間の制限を設けるなど感染防止対策を行った上で、7月22日より利用を再開しております。

また、5月22日の営業再開から8月31日までの入館者数は、あゆり温泉で9,843名、温水プールで1万2,257名となっております。現在の利用実績ベースにおける年間利用見込者数は、あゆり温泉で3万9,400名、温水プールで3万3,400名となる見込みであります。

議員おただしの指定管理者による今年度の収支予算では、施設使用料収入を2,015万3,000円で計上しておりますが、8月31日までの施設使用料収入の実績は、あゆり温泉が185万3,000円、温水プールが238万1,000円となっており、現状のまま推移いたしますと、施設使用料の年間収入見込額は、あゆり温泉が約750万円、温水プールが約590万円となり、収入予算に比べ約666万8,000円、率にして約33%の減少となる見込みであります。

ちなみに、この試算はコロナの影響というのをそもそも含んでいない試算でございます。ちょっと付言しておきます。

なお、指定管理料の算出につきましては、新型コロナウイルス感染症による利用者の減少等は考慮しておらず、通常の営業を行った場合の積算内容となっております。今後、指定管理者と基本協定書に基づき、必要に応じ内容の協議、精査を行ってまいります。

今後も、県の新型コロナウイルス感染対策に合わせた拡大防止に努め、施設を適切に管理し、まずは健康センターが安全で安心して利用できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センター運営の減収による収入補填等の契約内容についてのおただしでございます。

新型コロナウイルス感染症に起因する利用控え、あるいは一部制限を設けた営業によりまして、あゆり温泉では例年の約54%、温水プールでは例年の約74%の入館者数となっており、入館者数減少による収入の減少は、先ほど答弁しましたとおり、年間で約33%の減収となる見込みとなっております。

議員おただしの、指定管理者との補填に関する契約内容につきましては、指定管理者との締結しております矢吹町健康センターの管理に関する基本協定書の第28条におきまして、町と指定管理者との責任の分担について規定しており、同基本協定書「別記4」にて、「町の指示による休業等（新型コロナウイルス感染予防対策等）や、町の料金収入の試算に比べ20%以上の減収となった場合、別途協議の上補償する」と規定しております。

指定管理者におきまして、各施設における消毒や換気の徹底、職員の体調管理など、コロナ感染対策を実施し、施設利用者の安全・安心に十分配慮した営業を継続しておりますが、新型コロナウイルス感染症は全国的な流行下にありまして、福島県独自の非常事態宣言等により営業時間の短縮が求められるなど、健康センター

の運営が大変厳しい状況となっております。

このような状況下ではありますが、県で実施しております新型コロナウイルス感染対策等の効果により感染者数の減少が見込めるような状況が確認でき次第、人数制限の緩和や、それから利用休止している食堂やトレーニング室等の利用再開について検討しまして、施設利用者の利便性向上を図り、集客に努めるとともに、町としては、町民が安心して施設を利用することができるよう、ワクチン接種等のコロナ感染対策を推進することで利用者の増加を図ってまいります。

また、指定管理者による様々な経営努力に加え、基本協定書に基づく減収補填等により運営の安定化を図ることで、施設の設置目的である、まさに設置目的でありますね、これが大事な、町民の健康増進、教養の向上及び老人の福祉向上を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、指定管理者へのコロナ対策費用についてのおただしでございます。

令和3年2月に行った健康センター指定管理者の公募におきまして、矢吹町健康センター指定管理者募集要項の中で、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための経費、新型コロナウイルス感染症に起因する入館者数の減少による施設使用料収入の減少等については、別途協議の上補償する」と規定しておりまして、募集を行っております。

なお、健康センターにおける新型コロナウイルスに関する費用としましては、消毒用アルコール、飛沫防止用パーティション等の消耗品費や施設内の除菌、清掃等を行う人員の人件費、コロナに起因する施設使用料の減収補填などの費用であります。

5月22日の営業再開から8月31日までの支出の状況であります。消耗品費が約8万円、人件費が約21万1,000円となっております。人件費につきましては、年間で約68万7,000円の支出見込みとなっております。

消耗品費につきましては、今後、支出の状況を確認しながら指定管理者と協議し、指定管理料の精算と併せ調整することとし、人件費及び施設使用料等につきましては、協議の上、指定管理料とは別に補填を行う考えであります。

今般、新型コロナウイルスの新たな変異株が現れるなど収束の気配はいまだ見受けられず、健康センターの運営は大変厳しい状況が続くものと思われれます。しかし、健康センターは町の健康増進施設として町民のファンも多く、また、町の観光資源としてなくてはならない施設であると認識しております。

本年5月1日からの新たな指定管理者においては、コロナ禍の中、町の要請により、営業開始時からの入場制限や一部施設の利用を休止していることから、コロナの影響を想定していない当初の事業計画や収支計画どおりの運営が大変困難な状況となっております。

今後も、町と指定管理者が互いに知恵を出し合い、町が運営面や財政面で支援することで安定した施設運営を図り、ひいては、先ほどの、そもそもの目的である町の健康増進施設としてよりよい住民サービスを提供していくと、安定して提供していくと、こういったことについて推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） 8番、三村議員の質問にお答えいたします。

旧中央公民館、旧図書館の今後の利用についてのおたかしであります。当該両施設は、昨年度、施設の劣化状況調査を行い、将来の改修にかかる費用の平準化、費用削減に向けた取組等を明らかにする矢吹町社会教育施設・社会体育施設長寿命化計画を策定いたしました。

長寿命化計画の調査結果では、旧中央公民館については、老朽化や耐震性の課題、施設内のアスベストの問題等があり、施設の再利用は困難と判断されました。

一方、旧図書館については、長寿命化計画に基づく維持管理を適切に行うことにより、再利用することができる施設であると判断されたところでもあります。

このような施設に関する客観的な調査結果に基づき、社会教育施設を所管する各種委員会・審議会や利用団体等の皆様からも広く意見を伺いながら、教育委員会として施設の利活用についての検討を行ってまいりました。

初めに、旧中央公民館につきましては、施設を活用しての利活用等の意見はなく、反対に、万が一地震で施設が倒壊し、アスベストが飛散しては危険なので早急に取り壊してほしいとの意見が多数ありました。教育委員会といたしましては、これらの意見をはじめ、社会教育施設全体の稼働状況からも施設は充足しているものと考えており、旧中央公民館を教育委員会施設として再利用する予定はありませんので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

また、旧図書館につきましては、維持管理を適切に行うことにより再利用することができる施設であると判断されており、現在、歴史民俗資料館としての活用や福祉施設としての活用の要望がありますので、町として何を優先すべきか十分に検討し判断することになりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） まず、今ご答弁いただいた公共施設の維持管理についてのご答弁の中で、町長答弁と教育長の答弁にそこがあるように私は感じたんですが、ありませんか、そういう点は。同じ意見となっているのでしょうか。教育長にお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

町長答弁で、現在使用されていない旧中央公民館等の施設の在り方につきましても、町民アンケートの項目に、「現況及び維持管理に要する費用などをお知らせしながら、町民の皆様からのご意見を頂戴したいと考えております」という答弁でありました。

教育委員会としましては、旧中央公民館としての役割、今までその役割については、今現在、複合施設のKOKOTTOのほうに移っておりますので、教育委員会としては旧中央公民館を教育施設としての利用として

考えていないというようなことでございます。よろしいでしょうか。

以上で答弁といたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 町長の答弁では、皆さん現在使用されていない旧中央公民館との施設の在り方につきましても、町民アンケートの項目に、「現況及び維持管理に要する費用などをお知らせしながら町民の皆様からのご意見を頂戴したいと考えております」と。「今後、その意見結果を踏まえた上で教育財産から町の財産に種別を変更するなどの検討を行ってまいります」というようなご答弁でございました。

そういった中で、今、教育長のほうからは、「旧中央公民館については、老朽化や耐震性の課題、施設内のアスベストの問題等があり、施設の再利用は困難と判断されました」というようなことで、使えないというような判断と、町長は意見を聴いてからそういったものを検討していくと、教育財産から一般財産に替えますよと。

もう一つは、後のほうに出てきたんですが、「施設を活用しての利活用の意見は出なかった。反対に万が一地震で施設が倒壊し、アスベストが飛散しては危険なので早急に取り壊してほしいとの意見が多数あった」というようなことでございます。そういったご答弁いただきましたが、内容が少し、ちょっと町長の答弁と変わっているんで、その辺、どちらがどういう方向でいくようなことなのか、ちょっと流れを決めてもらわないと、私質問できないんです。よろしくをお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど町長が答弁申しましたとおり、これから来月になるかなと思いますけれども、アンケート調査を実施したいと考えております。そこで、教育委員会のほうでは、これまでの検討の中で教育財産としては必要ないというところの判断がされております。ただ、町全体として旧中央公民館の在り方を考えていく中で、財産的に現在教育財産となっておりますので、そこはアンケート調査というところも踏まえた上で、町の財産というところで、普通財産にするなどの変更をまず行って、それで今教育委員会のほうで検討された結果は答弁しましたので、その後、町のほうとしてどういうふうにするかというところについては、町側できっちり所管替えをした上でこれから諮っていくというところで考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 教育財産から一般財産というか普通財産というか、そちらの財産に移すというようなご答弁いただきましたが、この教育財産からの用途替えというか、そういった管理部署を変えるということについては議会の議決の必要はあるのか、ないのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

議会の議決は必要かどうかというところのご質問だったでしょうか。

財産の所管替えについては町長決裁となっております。その後、議会に報告するということは規定上はないというような状況でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 今ご答弁いただいたように、町長決裁で管理所管替えができるということであれば、早い段階でそちらに移すべきだったのではないのかなというふうに私は思っております。その上でもう一つ、この公民館の解体の計画で予算が上がってきたりということであったんですが、今年の3月の議会で修正で500万の解体費用の計画が否決された、と、取下げされたというような経過がございます。そういった中で、また9月に、情勢変わっていないのにまた上げてきたということは、実際から言うと、議会で議決して、そういうことで進めてほしいというようなことになっていても、一度決めた計画はそのまま進めなきゃならないというような考え方になると、何かこう、人の意見を聴かないでどんどん進めるというのは独断専行というんですね、四文字熟語で。そんな感じが浮かんできて、何かこう、戦争になった、第二次世界大戦になったときのあの軍部の横暴みたいな感じが見受けられるんで、やはり民主的な議会、民主的な町政運営をするためには、やはり……

〔「議長、あまり長い、コメント」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 今注意しますから、ちょっと待ってください。

○8番（三村正一君） 説明したんだけどね、独断専行については。

ですから、そういった面で、やはり聞く耳を持ちながら町政を進めていただきたいというふうに思います。

○議長（角田秀明君） 三村議員ね、通告にありませんが、通告に従って質問していただきたいと思います。今、いろんな人からそれ、いろいろありましたけれども、やはり注意して質問していただきたいと思います。

○8番（三村正一君） そういったことで、ぜひそういった面、聞く耳を持ちながら民主的に運営していただきたいということで、私はそういった町政を望んでおります。

続きまして、コロナウイルスに対して本当に質問いたしたいと思います。本当にコロナ関係では、毎日毎日新聞めくるのが、新聞読んでいくのが大変なような状況の中で、ワクチン接種なり、そういったことで対応されているということで感謝申し上げたいと思います。

また、町長さんの答弁と私の考えとほとんど同じような考えで取り組んでおられるんだということが理解ができております。

ただ、町民の中で、先ほどの答弁にありましたように、県のほうで情報を流さないだけでなく、県全体ではというようなことの報告の中で、非常に驚くべき数字があったんですね。県内では入院治療者が335名、宿泊施設の利用者が106名、自宅療養者は350名、療養先調整中が62名となっておりますということで、853名の

罹患者があつて、入院治療、宿泊治療を受けた方が412名ということで、約半分の方が自宅で、または病院じゃないところで治療に当たっておられるということで、これは県平均で、福島市とか郡山市とかいわき市とか多く出たところがそんな状況でございますので、やはり矢吹町に住む我々にとっては、コロナにかかったときに家庭の人たち、家族の人たちに病気をうつしたくないというような思いからすれば、本当に町長から言われましたように野戦病院、これ検討じゃなくて実施に向けて、ぜひもう一押し、二押し頑張っていたきたいと、このように思いますが、今後のもし具体的な活動計画があればお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 三村議員のほうから、今の中間療養施設なり野戦病院についての今後の見通しと申しますか、という話があつたんですが、率直に言つて見通しはなかなか難しいです。ただし、先ほど申し上げたように、福井でそういった試みをして体育館の中にならぬ被災者が段ボールでベッドがあつたり、そういったところでお医者さんを置いて、とにかく家庭内感染を広げないと。家庭に1人入つてしまうと全員、本当にほとんど全滅になってしまいます、見ています。だから、家庭内に置かないでということと、容体急変の場合に往診ではなかなか難しいので、1か所に集めるという、この2つ。

そして、あと、やっぱり医療機関への今、先ほどの白河厚生病院とかは病床増やしても追いつかなくて、どんどん満杯になつて遠隔地に行かなくちゃいかんという状態ですので、ただ、あまりこれ言うとも町民が非常に不安になるので、ちょっとお控えいただければなというふうに思ひます。

私、だから口頭で言つているんですけども、ただ、それだけ相当緊張感を持ってやらなくちゃいかんなど。中間療養施設も造りたいと、それを今検討、現に白河の鈴木市長をはじめとして西白河郡の首長と県南振興局長のほうで話して、そういうことを申し上げているんですが、造られれば本当にいいんです。具体的にどんどん進めていきたい。

ただ、先ほどのように、どうしても県南地区については、やっぱりこれまであまり出てこなかつたということで、対応がやはりどうも、なところがあるんですね。だからホテルが2つあるのも、須賀川のところに2つあつて県南地区にはありません。ですから、白河でも、あるいはもしかしたら矢吹でもいいからホテルでもいい、それから体育館にそういったベッドを並べてという形で作つてもいい。

ただし、それについて県のほうを動かしたいと。そして、何らかの形で中間療養施設に、あるいはそれに準ずるものを確保できればいいなというふうに思つております。何も動かなければ何もできません。ですから、そのところで、現在のところはどこが着地点かを見ているところであります。

これから、課長会議がまた近々開かれるということで話がありますので、それをそういったところの中で具体化していくのではないかと申しますが、何とか期待すると同時にぜひ動いて、何らかの形で勝ち取つていきたいとは思つております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） ぜひそういった働きかけをして、実現に向けて努力をしていただきたいと思います。

それから、保健所関係で、情報が全然来ないんだというような話がございましたけれども、学級閉鎖や学年閉鎖等については、どのような経路で情報が入ってきて、そういった対策をなさっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） ちょっと通告、三村君、ないんですけれども。

○8番（三村正一君） そうですか。

○議長（角田秀明君） ええ。

○8番（三村正一君） じゃ、いいです。

○議長（角田秀明君） 申し訳ないです。

○8番（三村正一君） じゃ、これも通告ないと言われるかな、感染対策の関係で入院治療は、1番の項目の関連で質問したいと思いますが、矢吹町で、前の同僚議員からも質問がありましたように、ワクチンが非常に来ていないというような形の中で、一部の町民の方から聞いたんですが、矢吹町に来たワクチンが職域接種のためにほかの市町村で使われているというようなことで、私は矢吹のワクチン接種対策は非常にうまくいっていると思っていますが、そういった面でほかからちょっと、中学生とかの対応がちょっと矢吹は遅れているよと言うんで、よく聞いてみたら、職域接種の分がほかの市町村のほうとプラスマイナスどんなふうになっているのかなと。逆に言えば、矢吹の分が近隣市町村で職域接種で使われてしまったとすれば、その分の補填はどうなっているんだろうというようなことが、意見がございましたので、ぜひその辺のことについての情報がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

言葉で申し上げますと、職域接種に矢吹分のワクチンが回ることは全くございません。

ただし、集団接種あるいは個別接種の中でほかの市町村の方が接種することは可能となっております。ですので、例えばの例ですけれども、個別接種の中である医療機関のかかりつけになっている方が町民でない方、その方がそこのかかりつけのお医者さんでワクチンを打ちたいということでお話しあったときに、打てませんということではできないというふうに私どもも判断しておりますので、できれば町民の方は半分以上お願いしたい、ほかにかかりつけ、町外から来る方に対してはやっていただいても結構です。そういうお話をしているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 結局、矢吹には結構病院とか医院が多くて、近隣の市町村から患者が多いと、そこでワクチンの注射という形で打たれている部分は矢吹の持ち出しになっているよというような答弁、そういった理解でよろしいのかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

そういったことですが、ほかの例を取りますと、市町村立学校の教職員につきましては、市町村立学校のある住所のところでほかの市町村の住居がある先生方、優先して打つようにということもありまして、そういったものも入っているということでご理解いただきたいと思います。

ただ、それはほかの市町村、本数に差はありますけれども、必ずあるものというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 今度は、あゆり温泉について通告しておりましたので、あゆり温泉についての再質問をさせていただきます。

あゆり温泉の中でご答弁いただきましたが、健康センターですね、その中で、私この質問なぜしたかというのと、私、利用者の立場であゆり温泉に行った際に、非常に以前より利用者が少なくなっている。こんなことで大丈夫のかなというようなことで、このあゆり温泉、新しく指定管理者が替わられて、それが計画どおりいっているのかどうかについてということでお尋ねをさせていただいたところでございます。

そういった意味で、事業計画の収入に比べて大体660万、計画で約33%減収になる見込みだというようなご答弁いただきましたが、これ支出計画はどのようになっているのかということをお尋ねしたいと思います。指定管理者からの支出の計画はどんな形で上がって、実績がどのような形になっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 三村君、質問の内容がちょっと理解できない。

○8番（三村正一君） 質問が、私の通告で、当初の利用者及び収支計画と現在までの実績との対比について何うということ通告をいたしましたので、利用者、あと収入と支出ということで、収入のほうは利用者が減っていますんで、これ収入が減るのは当たり前だと思ったんですが、費用のほうの削減状況というのが表されていないんで、例えば食堂関係とか、そういったところで働く予定だった人が、今ずっと食堂関係やっていませんので、これについて契約上はどのようになっているのかということと、自宅待機でやっけていてもお金払っているのかどうか、その辺のことについてお尋ねしたいなと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

今具体的にお話しありましたのは、食堂というお話しがありました。食堂については、町として指定管理業務に含めておりませんので、食堂に係る経費は指定管理上にはございません。変更は全くありません。

ただ、全体的な支出については、施設そのものの運営をしている上では、入っていただく人数が少なくても多くてもほぼ同様にかかります。利用者が少なくなった分だけ消耗品類は少なくなるであろうというふうには見込んでおりますけれども、基本的にはかかる経費については町が全て負担するというように考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 内容的には前回、ずっと以前の健康センターの運営と変わりがないというようなところだと思います。その中で、町長からも繰り返し答弁ございましたけれども、施設の設置目的、町民の健康増進と教養の向上及び老人福祉の向上を図るための施設だということでご答弁ございましたが、現在、あゆり温泉、2日間、火曜日と水曜日が休みとなっております。そのほかにも時短ということで、そういった契約で進んでおられると思いますが、これで非常に町民の方から、この2日の休みはちょっと多過ぎるんじゃないかと、今まで1日でやったんだから、1日での対応はできないのかというような意見がございますので、その辺についての考え方ございましたらばご答弁いただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

2日の定休日を1日にすることは可能かということであれば可能でございます。

ただし、今回の指定管理の協定につきましては、その仕様書の中で2日定休日ということで、町のほうで募集段階で提示をして、それを前提に協定を結んでおります。ですので、変更する場合には協定の変更、あるいは指定管理者のほうから自主的に定休日1日減らしたいということであれば、申出があれば町長の決裁で定休日1日とすることも可能というふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 町民の人の声が、1日休みで、何とか2日の休みを1日に前に戻してくれというようなこととお話ございますので、ぜひそういった面を検討して進めていただければなというふうに思っております。

それから、大広間等の開放についてですが、現在中止されておりますが、周りの泉崎やきつねうち温泉、それから長沼のほうの温泉等では、そういった大広間を開放しながら、食堂もやりながら、こういった温泉施設の運営を行っておるところでございますので、その辺についても早い時期にそれらが、コロナの状況を見ながらというようなご答弁でございましたが、それも、いつでも状況が改善され、状況的には周りの温泉施設も同じ状況の中で運営してございますので、ぜひそういったことをご協議いただけるかどうか、ご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） じゃ、課長のあれで了解していただきます。

○8番（三村正一君） いや、ちょっと質問の内容、変えます。

大広間の再開というのは一部条件付きの再開なので、全面再開が可能になるように検討をお願いできるか、検討というか協議をする考えはあるかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

町長も先ほど答弁申し上げましたけれども、このコロナの状況では、現状でやむを得ないのかなというふう  
に考えておりますが、コロナの状況が回復し次第、多くの町民の皆さんに利用していただけるように開放して  
まいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○8番（三村正一君） 以上で質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、8番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議をいたします。

再開は3時35分からです。よろしくをお願いします。

（午後 3時24分）

---

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 3時35分）

---

### ◎会議時間の延長

○議長（角田秀明君） ここでお諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思いますが、よろしい  
でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認め、時間を延長させていただきます。

---

### ◇ 安井敬博君

○議長（角田秀明君） 通告5番、13番、安井敬博君の一般質問を許します。

13番。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。また、傍聴にお越しの皆さん、いつも大変あり  
がとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問、大きな項目で3点質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問であります。公共施設等総合管理計画個別計画についてであります。

先ほど同僚議員からも同じような質問がありましたけれども、私なりの観点で質問をさせていただきますの

で、ご了承お願いいたします。

まず、公共施設等、道路、橋梁、上下水道等のインフラ資産及び庁舎、図書館、校舎等のいわゆる箱物資産、その他の老朽化に対して、その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等と費用の増加に対してどのように対処していくべきかを企画することを目的に、矢吹町公共施設等総合管理計画が平成28年3月に策定されました。そして、その後、平成31年3月の改定を経ています。この公共施設等の総合管理計画によりますと、この全ての公共施設、またインフラ等を保有し続けた場合には、今後40年間で約970億円、年平均では約24億円が必要とされております。三村議員のほうはもうちょっと小数点のほうも含めておりますので、若干違っておりますけれども、四捨五入の観点でこういう数字となっております。

これまでの更新費用と比較して、これは約2倍とされております。住民サービスを維持しながら、こういった費用の縮減を図るための具体的な計画として、個々の施設、建物ごとの維持管理計画である公共施設等総合管理計画の個別の計画が議会のほうに先頃示されたところであります。

そこで、質問に移らせていただきますけれども、まず1つ目といたしましては、この個別計画によると、それぞれの施設について大規模改修を行っていく、そして使用できる年数を延ばして費用の縮減を図るものというふうに読み取れます。そのように思われますが、これについて、個々の施設についての必要性や住民の利便性、関連する施策の実現との関連性など、具体的にどのような検討の下、この結論に至ったのか、お答えいただきたいと思っております。

また、2番目としましては、この個別計画について、住民説明会やパブリックコメントなどを実施するということ、これについても、今後の実施のスケジュールとして全員協議会に示されたところでありますけれども、この住民説明会やパブリックコメント、この内容とか実施方法ですとか、そういったもの、具体的にはどのような内容、規模、回数で実施するのかお答えをいただきたいと思っております。

3番目としましては、先ほども同僚議員からも質問ありました、同じような質問になりますが、旧中央公民館や旧図書館、複合施設の供用開始に伴って、今利用が休止されておりますけれども、こちらのほうの活用を要望する住民の声をはじめ、個々の施設について、三鷹市や埼玉県瑞穂町、これは議会でも、今の議会メンバーでは言っていないけれども、以前のメンバーの中でこの公共施設等の調査特別委員会というものがありまして、その中でこの計画の策定について検証を行ったところが瑞穂町でありますけれども、こういったところで行っているように、こういった中央公民館や旧図書館も含めてですけれども、全部の個々の施設について、利用者や住民も入って計画に反映させなくてはいけないと考えますが、どのように町では考えるか、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、大きな項目で2番目の質問に移らせていただきます。

森林開発を伴うメガソーラーなどの建設による災害防止、環境保全についての質問であります。

皆様ご承知のように、7月の熱海市の伊豆山地区で起きた豪雨による土石流、これによって多くの人命が損なわれ、まだその復旧もされていないという状況にあります。そういったことから、この原因についてはまだはっきりした結論が出されていない状況でありますけれども、報道等によりますと、このメガソーラーの開発に伴った残土が山地に積まれていたと。こういったものの処分が不適切であったのではないかと報道の指摘もありました。

当町においても、令和元年の台風災害の際には、南町地内、分かりやすく言いますと滝八幡の公園の史跡公園、ここの隈戸川を挟む対岸のほうに当たります森林、ここが大規模なメガソーラーの開発が行われたということで、この開発途中であったものですから、町道のほうにこの敷地のほうから土砂が崩れた、そして町道が塞がって通行止めになったということがありました。

このときには、幸い通行している方もおられなかったので、人命等は損なわれなかった。また、その後開発業者によって復旧工事もされてきたところでもありますけれども、ここの開発に当たっては、工事の途中で岩盤を切り崩すような工事が行われていて、それによる騒音で、対岸に当たります滝八幡地区の住民の方々、大変騒音による迷惑を被ったといった、こういったことも以前もお話しさせていただいたところでもあります。

このような、全国でもこの伊豆山地区だけでなく、ほかのところでもこういった災害、土砂崩れ等起きている事例は、ネット等を調べればたくさん見受けられます。

このような状況を踏まえまして質問させていただきますけれども、1番目といたしましては、開発中や稼働中を含めて、現在、町内におけるメガソーラー等の大規模林地開発の状況、災害防止や近隣環境悪化防止等への事業者の対応について、町はどのように把握して指導や規制等をしているのかお尋ねしたいと思います。

2番目といたしましては、災害発生時や建設中や稼働中の環境悪化対策、稼働終了後の設備撤去や用地の原状回復等について、誰が責任を取るのかをお伺いしたいと思います。

3つ目としては、再生可能エネルギーの推進は、原発依存、これからの脱却や地球環境保全、CO<sub>2</sub>削減のためには必要なものであるとして、これは推進するべきものであると私も考えてはおりますけれども、これが災害や環境破壊を伴うものであっては本末転倒であります。そういったことはあってはならないと思います。

そこで、環境に配慮した再生可能エネルギーの推進と環境破壊や災害等の防止を図る、こういったものの両立を図るような条例制定が必要だと考えておりますが、どのように町では考えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

3番目、大きな項目最後の質問になりますけれども、道路等の破損に対する対応についてであります。

今、道路舗装の破損や除草、草が伸びていたりするのに通りに支障があるということ、また街路灯の設置や不点灯などの不具合に対する住民からの通報や要望が恒常的に寄せられている状況にあると認識しております。実際に町民の方からも、町の中を歩いておりますと白線が消えていたり横断歩道のかすれがある、また草が、夏だから今は特に多いのだと思いますけれども、草が伸びているので通行に支障を来したり、視界の妨げになって危ない、こういったことが寄せられています。

こういった要望を常に寄せられていて、町でも予算等組んでおると思います。対応にも追われている状況と申しますけれども、個々のケースによると思いますけれども、住民から対応が遅いという話も一方では聞かれていますところでもあります。

そこで質問ですけれども、1番目といたしましては、要望や通報が寄せられる件数、年間でどれぐらいの件数が寄せられるのか、また、対応完了までに要する日数はどのようになっているか、お聞かせいただきたいと申します。

2番目といたしましては、破損の状況等によっても違うと思います。軽微な破損、小さな穴等とか、もしくは大規模なクラック等、そういったものによっても違うと思いますけれども、補修や除草などに対する予算は

どのように手当てをされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

3番目といたしましては、この住民課の通報とかそういったものに対する対応、そういったことへのレスポンスですね、そういったものを東京都や塩尻市などでは、スマホの位置情報、GPSが入っておりますので、写真を撮ればその位置情報も同じようにデータとして入っていきます。そういったものを活用して、道路等の不具合を見つけた住民の方が通報するアプリというものがあります。これ、MyCityReportというアプリでありまして、スマホ方式、iPhoneであったりとかアンドロイド端末であったりとか両方ありますけれども、どの端末でも対応できるというものになっておりまして、住民が道路の破損箇所などの不具合を、先ほど言いましたように写真を撮って投稿をする。そうすると、しかるべき担当課のほうで「受付をしました。今対応状況であります」ですとか、あとは終わった時点で、「対応完了しました」というのは写真もまた掲載されるということで、とても便利であって、対応する町の職員の負担軽減にもつながるのではないかなと考えております。

また、補修完了までに、その場所が危険な場所であるということが、このサイトのアプリをインストールしている方であれば、ほかの方も認知することができますので、通るときに注意を促せる、そういったことにもつながっているということで、この通報者にとっても対応状況が分かって、問合せや町の対応の手間の軽減などのメリットもあると思います。こういった、このシステムを導入する考えはないかお伺いをいたしたいと思います。

以上、3点になりますけれども、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、13番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、個々の施設についての具体的検討と結論についてのおただしであります。個別施設計画につきましては、国のインフラ長寿命化基本計画及び矢吹町公共施設等総合管理計画を踏まえ、策定を進めてまいりました。

その内容は、総合管理計画の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的方針に基づき、個別施設ごとに具体的な対応方針を定める計画として、点検、診断によって得られた個別施設の状態や維持管理、更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用等を定めたものであります。

また、全ての施設について、予防保全型とする維持管理の考え方を前提とした概算費用の算定や方針等を明記することで、施設の維持管理、更新等に係るトータルコストの縮減、平準化を図り、限りある財政状況の中での計画的な投資を推進するものであります。

なお、今年度は、これらの個別施設計画を反映した総合管理計画の見直しを実施しており、個別施設計画の策定に伴い実施した点検、診断や計画に記載した対策の内容等を反映し、中長期の維持管理、更新費の見直し等を精緻化するとともに、適正管理に取り組むことによる効果を具体化してまいります。

次に、個々の施設の必要性や住民の利便性、関連する施策の実現との関連性については、総合管理計画、個別施設計画、さらには、矢吹町まちづくり総合計画に基づく実施計画に関連性を持たせ、各計画の取組、評価、

効果検証、反映、見直し、そして実施について、ローリングをしながら計画の実現に努めていくものと考えております。

このような考え方の下、個別施設計画については、各施設の種別ごとに検討し、計画書を策定した経過でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、住民説明会やパブリックコメント等の実施についてのおたただしであります。本計画の見直しに当たりましては、財政運営、経営の質の向上を図るため、総務省及び地方公共団体金融機構の支援事業である地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を活用し、公共施設マネジメント等に関する専門的な知識を有する人材の派遣によりアドバイスをいただく等、そのノウハウを最大限に活用することとしております。

住民説明会につきましては、町長就任以来、これまで様々な場面において、行政に関する説明会の開催を模索してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、その多くを開催することができませんでした。本来であれば、直接お会いしながら町民の皆様にご説明し、ご意見をいただく機会を設けたいと考えておりますが、コロナ禍の状況下、開催については、町民の安全・安心を確保するため、感染拡大状況を十分に見極めながら慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、本年10月頃に予定する町民アンケートを通じて、町民のニーズや意向を把握、反映し、さらには、庁内組織として各施設を所管する担当者等で構成する庁内検討会議等での全庁的な検討、議論を経て、計画の見直しを進めることとしております。

なお、計画案作成後の来年1月頃に、パブリックコメントを実施する予定であります。内容は計画案の公表、公表方法は広報、ホームページへの掲載及び公共施設での閲覧、期間は約1か月、意見の聴取方法は郵送、電子メール、ファクシミリ、窓口提出等による受付を予定しております。

このように、パブリックコメント制度の活用により、町民の町政への積極的な参加を促進し、政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、町民との協働によるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

町民の皆様幅広く周知を図り、多くの意見をいただき、それらの意見を踏まえて意思決定を図るとともに、意見等に対する町の考え方を公表することで、町民の意見を町政に反映させる機会を確保しながら計画の見直しを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、メガソーラー等の大規模な林地開発の状況把握及び事業者への対応についてのおたただしでございます。森林を開発する場合、開発事業者は森林法に基づき、1ヘクタール未満の場合は町へ小規模林地開発の届出を行い、1ヘクタール以上の開発の場合は福島県へ大規模林地開発の許可申請をする必要があります。これまで、太陽光発電所建設に係る1ヘクタール未満の小規模林地開発の町への届出は35件ありまして、事業が完了しているものが31件でございます。1ヘクタール以上の大規模開発の県への申請は8件あり、事業が完了しているものが5件であります。

町は、現在工事中の太陽光発電所の現地確認については、熱海市の土砂崩れが発生する前より定期的な確認を行い、特に降雨の前後には必ず現地確認を実施し、その結果に基づき開発業者への指導や助言を行っております。

また、大規模林地開発の許可権者である県は、その工程ごとに中間検査等を実施しており、計画どおりの内

容であるか、また、適正な造成等が実施されているかなどについて、立入検査により開発業者に指導しております。

直近では、現在工事中の太陽光発電所の現地確認を7月26日と8月31日に町と県、そして請負業者の立会いのもとで実施し、改善点について指導、助言を行ったところであります。

現在、県では、熱海市の土砂崩れ事故を受け、森林法の手続により盛土を行っている箇所を調査し、盛土が確認された箇所について、今後現地調査を行う予定をしております。

また、本町におきましては、矢吹町太陽光発電設備設置指導要綱を制定しておりまして、計画区域の面積が5,000平方メートル以上を開発する事業者は、要綱により設置に関する届出を提出することとし、さらに地元説明会を開催するなど、地域に対して理解を得るものとしております。

要綱制定以降、11件の申請を受け付け、事業完了が7件、事業中が4件となっております。地域との合意形成を図りながら工事が進められております。

今後も引き続き、豪雨等による土砂の流出等を未然に防ぐため、県と連携し現地調査等を強化してまいります。太陽光発電を含めた再生エネルギーは、安全・安心なクリーンエネルギーであり、地球温暖化対策として必要不可欠な事業であるため、森林環境の保全を図りながら推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、災害発生時等の環境悪化対策や稼働終了後の原状回復等の責任についてのおただしであります。

現在建設中の太陽光発電所につきましては、災害が起きた場合には事業主で責任を負うこととなりますが、災害を未然に防ぐため、森林法に基づき町と福島県が連携し、現地を定期的に確認しております。特に降雨の前後には入念な確認を実施し、その結果に基づき開発業者への指導、助言を行っております。

また、現在稼働中の太陽光発電所につきましては、災害が起きた場合には設置者が責任を負うこととなりますが、土砂崩れ等を未然に防ぐため、町では定期的にパトロール等を行い、さらに、ゲリラ豪雨等発生の前後には施工状況の安全確認を実施しております。

さらに、稼働終了後の太陽光発電所につきましては、太陽光発電に使用する太陽光パネルの製品寿命が約25年から30年とされておりまして、稼働終了後に、太陽光発電設備から太陽光パネルを含む廃棄物が多く発生するということが予想されております。

また、太陽光発電事業につきましては、借地で行われている場合と設置事業者が土地を所有している場合がありますが、両者においても、設置した当時は会社が存続し責任の所在が明らかであります。将来的にその会社が存続するのか、そのことは一般的な太陽光発電は25年とか30年とか、言わば超長期にわたりますので不明瞭であるということで、稼働終了後の太陽光パネルの廃棄等につきましては責任の所在が曖昧となることが懸念されております。

このような課題があり、現在、国では稼働が終了した太陽光パネルの廃棄等につきまして、適正な処分が行われるよう再生可能エネルギー制度変更の検討が進められております。具体的には、事業者による廃棄などの費用に関する積立ての計画、お金の積立てです、積立ての計画、進捗状況の報告を義務化し、また、その状況を公表するとともに、必要に応じて報告徴収、指導、改善命令を行うことなどが検討されております。

町といたしましても、太陽光発電を含めた再生可能エネルギーは安全・安心なクリーンエネルギーであり、

地球温暖化対策として必要不可欠な事業であるとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害の払拭にもつながることから、有益な事業であると考えております。

今後も、太陽光発電の設置につきましては、事業者への適切な指導を十分に行いながら、自然と共生した環境にやさしいまちづくりを推進してまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、再生可能エネルギーの推進と環境破壊・災害等の防止を図る条例制定についてのおたけであります。

現在、国では、東日本大震災での東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に再生可能エネルギー法が策定され、低炭素化社会に向けた脱原子力、脱化石燃料の取組が行われ、自然エネルギーを主とした再生可能エネルギー施設の設置が進められているところであります。この再生可能エネルギーにつきましては、代表的な太陽光発電設備におけるメガソーラー施設の設置が全国的に進んでいる状況であります。

今後、本町としましては、メガソーラー施設設置に関し、開発計画の段階から、町が福島県及び事業者と十分に協議できる県との連携強化に加え、事業者による地域住民との合意形成の確保、さらに、自然環境の保全及び災害防止における必要な措置を講じることなどにつきまして、事業者の責務の明確化及び町が法令等に基づく指導ができるよう、他市町村の条例等を参考にしまして、本町に適した条例制定に向けた検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道路等の破損に対する対応についてのおたけであります。

町では、年間を通して道路や街路灯などの維持管理を行っており、万が一破損や不具合等が確認された場合、状況に応じて応急的に修繕や工事等を速やかに実施する対応を図っております。不具合等の確認方法としては、職員によるパトロール、他の課からの情報、また行政区長や町民の皆様からのご連絡等、多方面から情報提供を受けておまして、昨年度は348件の連絡を受けております。

昨年度の道路等の修繕件数は、側溝の修繕が11件、舗装補修が13件、道路のり面の復旧が1件、それから、その他が13件で、合計38件実施しておまして、職員による直営の道路修繕については320か所実施しております。また、道路などの除草等の業務委託につきましては26件実施しておまして、職員による直営での除草等につきましては208か所実施しております。

次に、街路灯です。街路灯につきましては48基を新設しまして、故障等の修繕対応については、管理委託先と連携を図りながら随時対応しております。

議員おたけの対応完了までに要する日数につきましては、町民からの要望及び通報等があった場合、現場を確認し、そして状況に応じ緊急対応として応急措置を実施し、業者手配後に工事着手する進め方を行っております。

なお、軽微な場合は職員が直営で対応し、特殊な工事や規模の大きい修繕等が必要な場合につきましては、測量設計等の実施後に工事に着手するため、完了までにどうしても時間を要する場合があります。軽微な道路の穴埋め等であれば1日から2日、業者対応の工事については、その規模にもよりますが1か月程度の日数を要しております。

なお、対応に時間を要する場合は、要望者へその旨を連絡し、対応が難しい場合につきましても、その理由について回答しております。

また、内容によっては県道及び国道に関する要望もあり、その際には現地の状況を確認し、道路管理者に連

絡して速やかな対応を依頼しているところであります。

今後も、通報や要望等があった場合、早急に現地確認を行い、対応の可否及び実施時期等について、連絡をいただいた皆様に報告し、安全確保のため対応に遅れが生じないように努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、補修や除草等に対する予算についてのおただしであります。道路補修等に係る予算額につきましては、今年度は予算額が約1,200万円であり、8月末時点での工事発注件数26件、約850万円の実施額であります。令和2年度の実績につきましては、工事発注件数が38件、約1,300万円の実施額となっております。

次に、除草等の業務委託費予算額については、今年度は予算額が約600万円であり、8月末時点での業務委託件数12件、約240万円の実施額であります。令和2年度の実績につきましては、業務委託件数26件、約500万の実施額となっております。

近年、地球温暖化等の影響により全国各地で異常気象による長雨やゲリラ豪雨等が頻発している状況であり、本町においてもゲリラ豪雨等により、特に通行量の多い舗装道路の損傷被害や未舗装道路の砂利の流出等が多発している状況であります。その対策として、直営による道路の穴埋めや補修工事、砂利の敷きならし等を実施しまして、適切な維持管理に努めております。

また、町道沿い等の雑草等の繁茂による交通の支障につきましては、町内各所において交差点周りを中心に除草作業を連日のように実施しているというところでございます。

道路は、住民の生活基盤の基本となるインフラであり、重要なライフラインであることから、今後も引き続き日常の道路パトロール等の徹底を図るとともに、町民の皆様から寄せられた要望につきましてもできるだけ早期に対応し、限られた予算を効率的、有効的に活用し、適切な維持管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、スマートフォンの位置情報やカメラ機能を活用した道路の不具合などを通報するアプリ導入についてのおただしでございます。

現在、道路の不具合等につきましては、職員によるパトロールのほか、町民の皆様からの電話やメール等により通報を受けまして、現地確認後、穴埋めや補修工事等の対応を行っております。議員おたしのとおり、位置情報やカメラ機能を活用したスマートフォンアプリの導入や、既存のSNSアカウントと連携したサービスの提供など、アプリ等の利用者が自治体へ通報する仕組みを導入している市町村は全国的に増加傾向にあります。

このようなシステムを導入することのメリットとしましては、今まで電話やメールにより連絡を受け、場所を図面上で確認した後に現場対応となっていたものが、SNS等で位置やそれから現場写真の情報が速やかに確認できるということから、現地確認が容易になり、適切な判断と迅速な現場対応が可能となっております。

今後は、本町におきましても、町民の皆様と協働によるまちづくりを進めるために、導入に向けたメリットや先進地への聞き取りなどを行い、各サービスの特徴、費用対効果について十分に調査・検討を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、安井議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） それでは、13番、安井議員の質問にお答えいたします。

旧中央公民館、旧図書館の活用を要望する住民の声についてのおただしであります。三村議員への答弁と重複いたしますが、昨年度に策定した矢吹町社会教育施設・社会体育施設長寿命化計画による客観的な調査結果に基づき、社会教育施設を所管する各種委員会・審議会や利用団体等の皆様からも広く意見を伺いながら、教育委員会として施設の利活用についての検討を行ってまいりました。

初めに、旧中央公民館につきましては、施設を活用しての利活用等の意見はなく、反対に、万が一地震で施設が倒壊し、アスベストが飛散しては危険なので早急に取り壊してほしいとの意見がありました。教育委員会といたしましては、これらの意見をはじめ、社会教育施設全体の稼働状況からも施設は充足しているものと考えており、旧中央公民館を教育委員会施設として再利用する予定はありませんので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

また、旧図書館につきましては、維持管理を適切に行うことにより、再利用することができる施設であると判断されており、現在、歴史民俗資料館としての活用や福祉施設としての活用の要望がありますので、町として何を優先すべきか十分に検討し判断することになりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） では、教育長にご答弁いただきました点について再質問させていただきますけれども、旧中央公民館につきましては、施設を活用しての利活用等の意見はないということ、反対に、万が一地震で施設が倒壊し、アスベストが飛散しては危険なので早急に取り壊してほしいとの意見があったということでありますけれども、この意見はどういった方から得られたんでしょうか。具体的に言いますと、社会教育施設を所管する各種委員会・審議会や利用団体等の皆様から広く意見を伺ったということでありますけれども、そういった方たちからの意見ということによろしいんでしょうか。確認をしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

地震等で倒壊してアスベストが飛散しては危険だという意見ですが、こちらにつきましては、矢吹町複合施設運営会議の中でそういった意見が出ております。各施設の利用者の代表の方から意見を伺いましたが、そのような意見がありました。運営会議の総意として、旧中央公民館は早期に取り壊すべきではないかというような意見が出ておりました。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 複合施設の運営会議の中から意見が出たということでありました。この運営会議から意見ということですが、運営会議では、町民から広聴を行った結果での総意なのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、意見の取りまとめを行ったわけではございません。その会議の中で教育委員会として意見を伺ったところ、各代表として意見をいただいたということでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 運営会議の方たちが広聴を行った結果であれば町民の意見を十分酌んだということも考えられるのですが、どうもそうではないように私には思われるところであります。この点につきましては、ほかの質問とも関連しますので、ここで再質問はしませんけれども、町民の意見をやはり聴いた上で、この旧中央公民館の活用について、取り壊しをするのかどうかということについては決定するべきではないかなと私は思っているところであります。

そこで、ちょっと次の質問に移らせていただきます。

同じように、公共施設と総合管理計画についてでありますけれども、この個別計画策定の中で、全ての施設について予防保全型とするという大前提というものが示されたところでありますけれども、この全ての施設について予防保全型というのは一体どういったことなのか、ちょっと町民の方にとっても分かりにくいと思いますので、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

予防保全型とはどういうことなのかというところでございますけれども、これは施設、建物でございますので、当然、年数がたつ上で修繕が必要だったり大規模改修が必要となることとなります。それを、大規模改修が始まる時期を多少前倒して、ある程度壊れている箇所というところを修繕していくというところで、延命措置が幾らか図られるものと思っております。そういった中で、建物の面倒を見ながら修繕していくというところで、予防保全型としております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） まだちょっと分かりづらかったんですけども、つまり、全ての施設について、先ほ

どの旧中央公民館はどうやら施設として廃止していくという方向かもしれませんが、ほかの施設については、修繕をしながら耐用年数を延ばしていくということ、新設等はないという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

全ての施設がというところでしたが、当然、必要な施設については修繕で対応できないというものもあります。それについては今回見直し作業行っておりますので、そこの中で整理を図っていきたくて考えているところがございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 当然使えない施設も出てくるかなと思います。そういった見直し作業を行っていくことでありましたけれども、それが先頃、8月27日の全員協議会で示されました矢吹町公共施設等総合管理計画の見直しについてというスケジュール表、こういったものが示されたわけですが、このことを言っているのかなと思います。この1年間、パブリックコメントや、来月、10月頃に実施を予定している利用者アンケートなんかを踏まえながら、この1年間で決めていくということでしょうか。そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

全員協議会の中でも説明いたしましたとおり、3月までにこの見直し作業を完了させたいと思っております。国からも技術的な助言として通知いただいておりますけれども、それも今年度中というところで示されておりますので、年度末の完了を目指して進めてまいります。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 今のお答えで、今後の矢吹町にある施設ですね、町の施設がどうなっていくかが決まっていくということかなというのが、スケジュールが分かったところでもあります。

この中で、10月にはアンケート調査をする、そして1月にはパブリックコメントを実施するという、前後はあると思いますけれども、そういったことも示されておりますけれども、これだけで本当に町民の意見、260ある施設、学校の中のいろんな建物とかもありますので、学校は学校で1つにまとまってもうちょっと少なくなると思いますけれども、こういったものの町民意見が十分に反映できるのかどうかということで、ちょっ

と危惧するところでありませぬけれども。

アンケート実施については、先日の全員協議会の中でも3,000名程度を抽出していくと。各年代層、10代から20代、30代、40代と、そういった中から選んでいくようなことを言われましたけれども、それが本当に町民の意見を酌むことになるのかなと、ちょっと危惧しているところではありますが、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。アンケートについてどう考えているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

アンケートについては、3,000名というところで今も考えております。先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、本来だったら住民説明会、開催したいと思ひています。ただ、このコロナの状況というところは慎重に見据えなくちゃいけないかなと思ひておまして、そこで住民説明会をやる、やらないの判断はただいましておりませぬ。その中で、できればやりたいというところで考えておりますので、その辺は今後の検討かなというところでござひます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ござひますか。

13番。

○13番（安井敬博君） コロナ禍ということで、いろいろ説明会、本来実施したいということでした。それも当然のことだと思ひております。コロナ禍でどのように実施していくか。本当は、三鷹市さんでごみ処理施設をつくったときみたいな住民交えて、月に1回ぐらいの頻度で、個々の施設ごとにどうしていったらいいかということ、費用とかもちゃんと示したりとかしながら考えていくべきだと思ひますね。そういったことからいったら、コロナだからやらないということではなくて、コロナであればコロナなりの開催の仕方、オンラインで開催したりとかして周知を図っていく。

これ、4月にもう将来の町の公共施設の命運を決めてしまうのではなくて、その先にやはりそういった機会、オンライン活用したワールドカフェという形式で個々の施設の意見聴くということもあると思ひますし、またZoom等を活用してこの説明会を実施する、質問を受け付けていく、そういったことも必要かなと思ひます。

また、インターネットを使えない高齢者の方、高齢者に限らずインターネットを使えない環境の方もおられると思ひますが、そういった方にはまた工夫をしていく、そういったことも、私も一緒にその辺は提案したいと思ひます。これ、なんでかんで4月にはもう決めてしまうのかどうかということ、もうちょっと延長はできないのかということをお尋ねしたいと思ひます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

年度末に一度、計画書として定めたいと考えてはおりますが、社会情勢、このような状況もありますので、

計画としては策定した後、必ず毎年度見直しであったり、ローリングとか検証作業というところは、計画できたから終わりというところではなくて、その先のことも見据えた計画としたいと思っておりますので、その点で、その後に出た意見とかも年度ごとに反映させていきたいという考えは持っております。そのような考えで進めさせていきたいということが現段階での考えであります。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 今年度で決して決定するものではないと、見直しもかけていく、町民意見も取り込んでいくということでしたので、ぜひその辺は進めていただきたいと思います。

それ、同様に旧中央公民館の解体に関してとか、それから旧図書館の利活用、これ案も何か委員の方は示されたということですが、また町民から広く聴けば違った活用の方法も出てくると思いますので、それも併せて検討していただけるのかどうか、見直しを図っていただけるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

中央公民館、図書館、現在使われていない施設となっております。その中で、今の現状というところは当然お知らせしながら、どういった使い道がいいのか、今後の在り方ということについてお尋ねしたいということで、町民の皆さんから意見をもらうということで、ただいまアンケートの中の項目にも含めておりますので、その辺は、そこで出た意見というところは重要視したいなどは思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） ぜひ、旧中央公民館については委員の方から意見は出なかったということです。危険なんで解体してほしいというような意見だったと思いますけれども、実際には住民の方からは、集会施設の無い曙町地区ですとか、それから八幡町地区の集会所としても活用してほしいですとか、今、KOKOTTOのほうでコロナで利用人数が制限されている、そういった中で活用できないか。もちろん耐震状況とか、そういったものも踏まえないといけませんけれども、そういった要望もありまので、ぜひ意見が出た場合も、必ず出ると思いますので、私のほうには寄せられておりますので、そういったことも踏まえて計画の見直し等も図っていただきたいと思います。

では、次の質問に移りますけれども、森林開発を伴うメガソーラー等建設についてであります。

この事故の状況とかは国会等でも取り上げておられますし、ほかの町村でも同様な危惧する声ありますので、認識は同じことかなと思っております。それで、雨が起る前後などには、現在建設中の現場のパトロール等も実施しているというところでもありますけれども、これ実際に指導した内容とかというのはどのようなことが

あるのでしょうか。それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

県のほうと合同でパトロールなども実施しておりますし、町独自でもパトロールのほう実施しております。施工会社のほうに指導した内容としましては、細かい内容につきましてはちょっと説明できない箇所もございますが、区域外に若干ではあります土砂が流出している箇所などがございましたので、そちらのほう撤去するような指示ですとか、あと調整池のほうからため池のほうに流出しておりますが、そちらについても若干の土砂の流出が認められましたので、そちらにつきましても土砂の撤去などを指導したところでございます。

現在、調整池につきましてはおおむね完成しておりますので、区域外への大量な土砂の流出等はないかと考えておりますが、今後も県などと連携しながら現地の確認などを実施してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 今、課長からご答弁いただきましたように、実際に土砂の流出等も起きているというところを今確認できました。これ、先ほどお示した南町地内でのメガソーラーの建設のときにでも調整池完成していたんですね。ただ、あのとき大変な災害、豪雨だったということで、見込めなかったというのもあるんですよ。

今回もやはり、何か規定上というんですか、当然降雨量ですとか、そういったものを想定しながら、それに安全率等を掛けて何倍とかというような、1.何倍とかというような のようなことをやっていると思うんですけども、それに対して対応できなかった事例もありますので、ぜひその辺も踏まえながら、今後もパトロール等、また指導等を行っていただきたいなと思います。

盛土の確認された箇所について、今後現地調査を行う予定をしておりますということですが、これはいつ頃、どういったことを行うのか、お聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

県のほうで今現在、盛土箇所の点検をしております。そちらのほうで、抽出した箇所につきまして、今後現地のほうで確認をするという予定となっておりますが、具体的な日程についてはまだ示されておられません。今現在、国土地理院の地図などを県でも活用しまして、1990年代と現在でどれだけの地表の変動があったかというのを参考にしまして抽出しているところでございます。

今後、盛土の箇所につきまして、県と合同で確認作業に当たるようになるかと思えます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） いつやるのかまだ未定ということですが、これ県との調整もあると思うんですが、実際に台風シーズンになっていますね、もう9月で台風も発生していて。まだこちらには来ていませんけれども。そういったことも想定される。そして近年、やはり豪雨の状況、今までにない状況になっていますので、それを踏まえて、いつか分からないということではなくて、スケジュール、なるべく早く調整していただいて、日程等もお知らせいただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

今、県で抽出作業行っておりますので、こちらが終了次第、早急に着手するようになるかと思いますが、具体的な日程等がお決まりしましたらお知らせしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 県の調整が済まないとお公表はなかなか難しいとは思いますが、実際にこういったところに住んでいる方とかは心配だと思いますので、そういった方に対する周知ですとか、今こういった調査を行っていますよですとか、天気、災害予報等も活用しながら、ぜひ避難等に遅れないようにしていただきたいなと思います。

次の質問に移らせていただきますけれども、再生可能エネルギー、メガソーラーの建設、これ今、法的には規制するのが、お答えいただいたとおり、森林法に基づく届出というものでしか規制できないんですね。また、もっと大規模になりますと、環境アセスメント等にも引っかかってきますけれども、今、業者さんたち、なかなか賢くなっておりまして、それに引っかからないように規模を小さくしてやっていますところがありますので、そういったことも踏まえながら条例制定、早急にしていただきたいと思うんですが、議会でも以前提案して、まだ時期尚早ということで、それがかなわなかった経緯がありますが、その辺はどうお考えなのか、いつ頃制定の見込みがあるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 安井議員の再質問にお答えします。

ソーラー関係についての条例制定ということですが、これからかなり材料を集めたり、それから、各、同じような条件に置かれた市町村等の情報収集等をして、その上でと思っています。条例制定は何らかの形で、この今の状況を見ると、乱開発等につながることは何とかしてと思っていますので、やる方向には間違いはないと。ただし、もう少し時間かかるかなと思っています。それで、また皆さんのほうにお知らせをしたいと思っています。

ので、よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 全てのほう、前向きにさせていただけるものと思います。

南相馬などでは、実際にそういった条例、かなり前向きな条例もつくっておりますので、ぜひ参考にさせていただきたいなと思います。

次の質問に移らせていただきますけれども、道路の破損についてですが、補修費用、大体1,200万円ぐらいということ、そして除草等については600万円ぐらいということですが、これ足りているんでしょうか、率直に聞きますけれども。足りているのであれば、すぐに町民から言われたことに対応できて、そして対応も終わって満足度も高まると思うんですけども、やはりまだ実際には白線が消えていたり、横断歩道もほとんど見えないところもかなり残されている状況にあります。その辺、お聞かせいただきたいと思います。実際に足りているのかどうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

維持補修費であったり、除草の費用、足りているのかというようなご質問でございますが、当初予算として、本年度は1,200万の道路補修費、あとは除草の予算が600万でございますが、こちらについては例年、年度後半にやはり不足してきます。要望を受けた中で不足した部分については、毎回12月補正であったり3月補正であったり、補正予算を組んで対応している状況でございます。

あわせて、その予算の枠もあります。人的な体制もございまして、予算があれば全てできるのかということもなかなか難しい部分もありますが、それは優先順位であったり緊急性を優先していく中での予算執行と、あと不足した場合については補正予算での対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） ちょっと苦しいのかなというところ、感じました。やはり足りていない状況にもあるのかなと思うんです。実際に足りていれば、白線が消えていたら、これ事故につながります。そして、止まれ文字がかすれていたら、慣れている人は分かりますけれども、その道に慣れていない人は止まらないで進んでしまいます。横断歩道のかすれがあれば、この近くに児童が通っている通学路なんだなとかということも意識できて、徐行したりとかする方もいると思いますけれども、それが実際に、今の状況でかすれていたり、草が、いろいろ対応は職員の方、一生懸命やっておりますけれども、それがなかなか進んでいないということも寄せられるのが事実かなと思いますので、ぜひ、これ予算を倍ぐらいにしないといけないんじゃないかなと、補修維持管理費用。基金の積み増しも行ったりとかと、そういう状況もありますし、それから決算書なんか見ますと、道路維持費の不用額として439万円が計上されていたりとか、そういったこと。単純に

そこに結びつくかどうか分かりませんが、そういったものを考えると、町民から、危険箇所があればそこをすぐ直していくということが必要なと思います。その辺を、予算についてもうちよっと考えがないのか、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 安井議員の追加質問にお答えします。

必要性については非常によく分かるんですけども、これはもう、さすがにすぐ倍にするとか、そういうわけにもいきませんので、個別に詰めていきながら、その必要性を十分に詰めて、学校、先ほどの白線も含めて様々なことを詰めていかないといけないと思いますので、その上で検討させていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。あと10秒。

13番。

○13番（安井敬博君） ぜひアプリなんかも、サイト見ますと試行に必要な必要も載っておりますので、こういったもので費用の捻出もできると思いますので、ぜひその辺も含めてご検討お願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、13番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

あしたまたよろしく申し上げます。

（午後 4時47分）



令和 3 年 9 月 1 4 日（火曜日）

（第 3 号）

## 令和3年第429回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和3年9月14日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願の付託

議案第37号・第38号・第39号・第40号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

請願第2号

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	富永創造君	8番	三村正一君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	安井敬博君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	藤田豊君
教育長	鈴木健生君	企画総務課長	佐藤豊君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	税務課長	小磯剛君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	阿部正人君

農業振興課長  
兼農業委員会  
事務局 長

鈴木辰美君

商工推進課長 佐藤浩彦君

都市整備課長 福田和也君

上下水道課長 柏村秀一君

教育次長兼  
教育振興課長

国井淳一君

子育て支援  
課 小椋勲君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏家康孝

副局長 加藤晋一

---

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより昨日に引き続き、一般質問を行います。

---

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（角田秀明君） 通告6番、11番、青山英樹君の一般質問を許します。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、おはようございます。

傍聴においていただきました傍聴者の皆様におきましては、敬意を表するとともに改めてありがたく感謝の意を述べたいと思います。

それでは、早速、通告に従いまして質問を行いたいと思います。

大きくは3点ございまして、1つには、さきの台風19号によって甚大な被害をもたらされたことよっての関連する遊水地整備に関する問題です。そして、2点目としましてはコロナ対策、そして3点目としましては財政について、令和2年度の収支決算について主にお尋ねをしていきたいと思います。

まず1点目としまして、遊水地整備計画についてでございます。

国の直轄事業である、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの一環として、三城目地区に遊水地を整備する計画が進められております。甚大な被害をもたらした東日本台風（台風19号）を受けた阿武隈川の治水対策として、多くの地域住民の皆様がご先祖様代々受け継いできた広大な土地を手放すこととなる見込みでございます。歴史上大がかりな水がめ建設事業となるように思われます。この事業が災害による対策、いわゆる被災によるもの、これによって家屋や土地等を手放すという被災者の犠牲ばかりが強調されるものであってはならないのではないかとの思いを有する地権者が、多数見受けられます。景観的に、また広大な面積がゆえにも、単なる災害による犠牲だけが強調されるのではなくて、地域創生として地域づくり貢献の一つとして資する事業として将来を志向した、発展的に地域のために役に立つ事業になればとの思いを抱く地権者の方々が多くおります。

このようなことから、以下の質問をお尋ねします。

3点ほど小さい質問として行います。

町はアンケート・意向調査を行いました。遊水地整備事業に対して町としてどのように取り組むか、姿勢をお尋ねしたいと思います。

次に、2点目として、治水対策事業として、当町並びに鏡石町と玉川村にわたる事業であります。3地区においては個別的な差異があり、国による用地買収などへの不安を多く地権者の皆様方は持っております。地権者が有する不安、懸念などに対してどのような対応を取られているのかお尋ねいたします。

3点目としまして、多くの田んぼや畑が減少することとなり、皆様ご存じのとおり面積的にも大がかりな一つの集落が丸々水がめになるような、そのような巨大な計画であります。地域住民の生活や収入等も影響を受けることになりまして、景観やその地域づくり、田畑の作付減少による収入の減とか、その他の影響などへの対応をどう考えるのかお尋ね申し上げます。

大項目の2点目としましては、コロナ感染症防止対策について伺います。

新型コロナウイルスの変異が次々と確認されております。この株合わせれば12株ぐらいになりますでしょうか。また、シンガポールではワクチン接種完了率81%にもかかわらず、連日500名以上の感染者が出ていると。人口比で日本に合わせれば、連日1万人以上の感染者がワクチンを接種したにも増えている状況です。この状況を見ますと、やはりワクチンが全ての特効薬にはなり得ず、やはり感染者が出たということにおきましては、これからも予断を許さない長い付き合いになってくるのかなというふうにも考えるところでございます。

このように、感染・発症防止軽減等の効果があるワクチン接種でございますが、まだまだ変異株等の出現によりまして、不明な点が多くございます。専ら各人、各店舗等、それぞれが感染、発症への予防に努めなければならないといのは、今後も継続して、なおかつ倍化の対応が必要になってくるものと思われております。

町としての感染予防や感染後の自宅療養などへの町独自の対応、支援策等を具体的にお尋ねする次第でございます。

その点につきまして、1番目として、新型コロナの感染に関しましては、空気感染ということは明白でございます。町内の飲食店等に対して、換気、外気との入替え、換気設備設置の支援、補助事業を望む店舗が多くありますが、これらに対しての支援等どのように考えるのかお尋ねします。

なお、オゾンガスによるコロナウイルスの不活化というものが示されております。町内においても、補助率100%の下に、オゾンガス発生清浄機を設置した店舗が数件ございます。地域感染防止、経済活性化のためにも必要ではないのかということでお尋ねを申し上げます。

次に、これまでのコロナウイルスに感染しにくいとされた子供への感染が、デルタ株の影響で広がっております。変異をし、変容を遂げるコロナウイルス禍、今後とも、中長期の付き合いになる。先ほども申し上げましたが、これらに対して、特に、幼児、児童が感染した場合、入院治療、自宅療養に関しては、親や親族が付き添う必要等があり、さらなる支援が必要になるものでございます。実際に、過去において当町からも感染した方のお話が聞ける機会がございました。付添いの方も子供さんと一緒に隔離されるんですが、弁当の支給等は感染した子供さんだけで、付添いの親にはお弁当の支給とかそういったものはない。それでいながら、外にも一向に出られない。外部との接触は絶たれるわけでございまして、そういう方の付添人の会社を休んだ休業補償とか、あるいはお弁当なり、あるいは着替え、そういったものの課題が指摘されております。このような状況下での町独自の弱者への支援策というものはないのかお伺いします。

また、3点目としまして、マスクや抗原検査キット、パルスオキシメーターといった感染予防、感染対応に関する備品等の供給支援補助についてお尋ねをしたいと思っております。

同僚議員からも、同様の質問がございましたが、私なりにお尋ねを繰り返していきたいと思っております。

3点目、最後の大きな大項目の質問ですが、財政についてお尋ねをしていきたいと思っております。

令和2年度の収支決算は、実質的にはおよそ2億8,700万円の黒字でありましたが、その収支の状況です。収支の状況における単年度収支は2億5,500万円の赤字、そして実質単年度収支、これは約3億300万円の赤字でありました。

特に、単年度収支に着目しますと、令和元年度の単年度収支が3億7,000万円の新たな剰余金ができる財政運営、つまりプラス、黒字であったわけですが、これが黒字から令和2年度は赤字に転じたわけですが、令和2年度は過去の剰余金を使い切ってしまうくらいの財政運営であったと、この数字の移行からは読み取れるわけですが。

そこで、まず1点目、令和2年度において、歳入の繰越金は過去に例を見ない約9億3,200万円を計上されております。9億3,200万円という多額の繰越金があるにもかかわらず、単年度収支、実質単年度収支が赤字であり、そして赤字であればかなりの支出があったのかと思っておりますが、経常収支比率におきましては83.2%と、単純に言えば17%もの余裕、ゆとりがある財政運営というふうに確認できるわけですが。

ここでコロナ禍の中、臨時的な経費、これに関しては国や県のほうから補助金や交付金として、支給され穴埋めされるわけですが、経常収支比率が17%の枠を残しながらも単年度収支、実質単年度収支が赤字になるというこの財政運営がどのようなことであったのかをお尋ねするところでございます。

最後に、令和2年度におきましては、総合運動公園用地に関して繰上償還を実施しております。当然、財政的には黒字の要素としての繰上償還でございます。数字的にも財政的にはよくなるということでございまして、当然、将来負担比率は格段に凌駕しております。これに関しては、給食費の半額助成の原資にするとの意向の下に、繰上償還がなされたわけございまして、いわゆる債務負担行為額が減少したというのが大きな結果だと思っておりますが、これが今申しあげました将来負担比率やそうした指標に、どのような影響があったのかお尋ね申し上げます。

以上、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。傍聴に来られた皆さん、ご苦労さまでございます。感謝申し上げます。

それでは、11番、青山議員のご質問にお答えします。

初めに、遊水地事業についてであります。町はアンケート・意向調査を踏まえまして、どのように考え取り組んでいくのかというおたがでございまして、今回、町が実施した意向調査につきましては、国が治水対策として計画している遊水地整備事業において、今年度6月に遊水地整備の予定エリアが地域の皆様に示されたということを受けまして、実施したものであります。

8月5日付で関係地権者155名の皆様に、調査書の提出依頼を行っておりまして、事業の実施に向けた様々な意見や要望等を確認し、いただいた意見等について、検討や課題の洗い出しを行うことを目的としておりま

す。

主な調査項目につきましては、令和元年の台風第19号の被災の有無、対象農地についての耕作状況、農地の代替地希望、こういったところの有無等であります。

意向調査につきましては、集計中ではありますが、現在、回答率は約70%を超える回答をいただいております。

また、未回答の地権者の方につきましては、9月7日付で再度ご通知申し上げたところでありまして、回答がない方につきましては、意向調査の趣旨を説明しながら、実際に回りながら回答をいただくことも考えております。特に、地区説明会でも質問があった遊水地内の利活用につきましては、地元の意見を十分に取り入れながら、遊水地事業が三神地域にとってプラスとなるように町としても国と協議を深めてまいり所存であります。

なお、地域住民の皆様の声を広く拾い上げられるよう、現在、地権者会等の立ち上げについて、地元行政区と協議を進めているところであります。今後、町といたしましても体制を整備し、国と地域の調整役として積極的に関わりながら、地域住民に寄り添った事業が展開され、要望等が最大限に尊重され、実現するよう引き続き国に働きかけを行ってまいります。

本事業は、長期にわたる大規模な事業計画のため、事業の推進に向けて、同じプロジェクトの対象エリアとなっております鏡石町、そして玉川村と緊密に連携を図りながら、水害に強いまちづくり、そして住みよいまちづくりの実現を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地権者の不安や懸念などへの向き合い方についてのおたたくでございます。これまで国では、令和元年の台風第19号により、甚大な被害を受けた阿武隈川流域の再度の災害防止のため、地元住民に対し、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの策定に伴う説明会や、本町を含めた鏡石町、そして玉川村の3町村における遊水地整備計画の説明会等を実施しております。

今後、意向調査の結果を踏まえ、地権者の皆様等が不安や懸念を抱かないよう意見交換会や説明会、戸別訪問等を国と連携しながら実施してまいります。6月に開催された国の説明会では、用地の提供等、協力が得られたエリアより、令和5年度から一部工事に着手したいとのスケジュールが示されたところであります。地権者の皆様の住宅移転や営農活動、こういった意向を十分に踏まえながら、本事業の目的を理解いただきますよう努めてまいります。

なお、国では改めて今年10月にスケジュールの考え方や、意向調査の意見や質問等を受けて説明会を開催し、同時に意見交換会も開催する予定であります。町としましても、本事業の実施に当たっては、地権者や地域住民の皆様のご理解、ご協力が最も重要であると考えておりまして、事業者である国に対して、丁寧で、分かりやすい、安心できる説明を要請しておりまして、関係者の不安や懸念の解消に努めながら、本事業に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、阿武隈川の遊水地計画に対する町の対応についてのおたたくでございます。

遊水地計画内にある農地につきましては、全体で約100ヘクタールがありまして、その内訳は、水田が約40ヘクタール、畑が約60ヘクタールでございます。町の農業振興地域整備計画の農用地区域として位置づけられた優良な農地となっております。

また、農業者の現状につきましては、全国的に農業従事者の高齢化や後継者不足により農業者は年々減少し

ている傾向にあり、本町におきましても、遊水地計画のある三城目地区におきましても同様の状況にあります。

当該地区の農業の特徴は、水田を中心に、野菜や畜産等の複合経営が多く見られまして、特にナスやキュウリ、肉用牛につきましては品質もよく、市場でも高い評価を得ているところであります。

遊水地計画のある地域の今後の農業振興につきましては、地域の担い手や認定農業者、新規就農者等から意向を確認するとともに、農地が減少することにより、ほかの地区に農地を求める農業者については、耕作放棄地の有効活用であるとか、農地中間管理機構の制度を活用するなど、様々な対応を検討し、耕作意欲のある農業者に対する支援を行ってまいります。

田畑作付の減少、この影響につきましては、現在、計画区域に直接関係する、夢みなみ農業協同組合では、農業生産額の減額見込みを試算しておりまして、同様に矢吹土地改良区につきましても、賦課金の減額、減収見込み及び地区除外決済金等について試算をしている状況であります。

本事業は、阿武隈川流域全体の住民の生命・財産を守る重要な事業であるとともに、地域づくりに貢献する事業であるということから、関係団体や同じプロジェクトの対象エリアとなっております鏡石町、玉川村と連携を図りながら、水害に強いまちづくり、住みよいまちづくりの実現に向け、未来に誇れる景観を残していけるような事業となるよう、国に働きかけを行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、コロナ感染症防止対策についてのございます。

特に、1問目は、町内の飲食店等に対する換気設備設置への支援、補助事業についてのおたただしでございます。

三村議員への答弁と一部重複いたしますが、町独自の感染防止と経済活性化の支援策といたしましては、昨年に引き続き矢吹町店舗応援キャンペーンを実施しまして、入出店の際のアルコール消毒、そしてアクリルパーティションやビニールカーテンを設置した飛沫感染防止対策、そしてお客様同士の密を避けるということで座席制限等の対応、また窓の開放、換気装置の設置による換気、従業員や客のマスク着用、そして検温、こういった感染防止対策の徹底を指導し、現地審査により認定した店舗に対し、感染防止対策に必要な経費の一部につきまして、1店舗当たり3万円を上限とする助成を行っております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している中小事業者や飲食店等に対しまして、新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金を創設しまして、10万円の給付支援を行っておりまして、8月末現在で46件の給付を行っております。

なお、青山議員がおただしのオゾンガス発生清浄機に対する補助金ではありますが、先ほどご説明いたしました矢吹町店舗応援キャンペーンにて交付する助成金により、オゾンガス発生清浄機購入費用の一部とすることができると考えております。

また、感染防止対策につきましては、国や福島県のガイドラインにのっとり進めているところであります。

今後も商工会等関係団体と連携を図りながら、飲食店の方に対する支援策の検討を行い、感染防止、そして地域経済の活性化を進めてまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、コロナ感染症防止対策についての子供さんのコロナ感染における町独自の支援策についてのおたただしでございます。

初めに、県内でのコロナウイルス感染者の状況についてであります。9月1日現在、若干古くなりましたが、陽性者数は8,857名となっております。そのうち10歳未満の方は552名で全体の約6.2%、10代の方は816名で全体の約9.2%で、感染者の約15.4%は、19歳以下の未成年者となっております。これらの数字は、問題のデルタ株が、変異株が、子供さん若年層に感染しやすいことであるとか、子供さん同士の感染も非常に増えているということで、日がたつにつれて比率が増えているということも推定されるかなというふうに思っております。

本町におきましても、9月6日現在、陽性者数は59名となっております。これは直近9月12日で皆さんご存じのように66名まで、このところ急激に増えております。大変要注意な状況かと考えております。そのうち10歳未満の方は7名、10代の方は3名、これは9月6日現在の話ですね、県全体とほぼ同様の割合であります。感染者の約16.9%は、19歳以下の未成年者となっております。

細かく分析いたしますと、町内の10歳以下の感染者数7名のうち6名が、家庭内での感染が想定されるものであります。

青山議員のおただしとおり、現在、蔓延している新型コロナウイルスの変異株であるデルタ株は、特に若年層には従来のウイルスよりも大変感染しやすい、また心配されるのは重篤化リスクもあるということで、非常に感染力が強いウイルスと言われております。

そのような中、新型コロナウイルスのワクチン接種は、感染症の発症や重症化を予防するとされ、首都圏では高齢者に限って言えば、感染者数や重症化の割合の非常に顕著な減少、そして低下など、接種による効果を実態として認められているというふうを考えておりますが、本町としましてもコロナの感染拡大防止対策の切り札として、積極的にワクチン接種を進めております。

しかし、さきの答弁でお答えしましたとおり、8月頃から国のワクチン供給に65歳以上のめどがついた、あるいは終わったあたりから、ワクチン供給に急ブレーキがかかっておりまして、若年層へのワクチン接種が予定より遅れていること、12歳未満は接種対象とならないこと等が大変心配しておりますのが、若年層もさることながら夏休み明けの学校、小学校・中学校、中学校は実は若干申し上げますと、付言しますと、実はクーポンは12歳以上の接種対象年齢には7月から全部配っておりますので、実はそれを気になされる方は中学生は結構来ているんですね。ただ、小学生のほうは12歳未満ということであれば5、6年生だけで、あとは制度として受ける、受けない状況ではありませんので、小学校・中学校、特に小学校におけるやっぱりどうしても学校は密になるし、子供さんがいっぱい集まっていると。その中で夏休み明けと。その夏休み明けの中でちょっと見ておりますと、どうしても夏休み中によくいっているんですが、お父さん、お母さんがお仕事に郡山やら都市部に出て行って、そしてお兄ちゃん、お姉ちゃんのほうが高校に行っていると、そこで家庭内でうつって学校に持ってくるということが非常に心配されておまして、かつお子さん方が大半はワクチンを受けていないということで、今後ここの対策が最大の課題の一つかなというふうに思っております。

今後、子育て世代の方々、子供たちに感染が蔓延するという不安、家庭内で感染した後の生活への不安などが生じることが想定されます。

町としてこれにどう対応できるかを考えると、まさに隔靴搔痒の大変歯がみする思いですが、三村議員への答弁と重複いたしますが、現状では県南保健所からの感染者とその家族の情報提供については、厳しい個人情報

報保護の壁によりまして、情報がほとんどシャットアウトされていると、感染者とその家族の詳細が分からない。ほとんど感染者の年齢、例えば10代、20代、30代、50代、こういったものと性別がせいぜい分かるぐらいで、そのほかの情報は基本的には一切知らされていないと。これはどこの自治体でも同じでございます、この改善を今、別の答弁で、三村議員の答弁でしたがお答えしておりますが、現在、保健所のほうに県を通じて働きかけを西白河郡としてもしているところでございます。

そういったことで、情報がほとんどシャットアウトされているということから、氏名、住所、その他もろもろが全く分からない状況でありますので、これでは最前線にいる自治体はその状況打開への、あるいはその家族を、あるいは本人をサポートするというのができないということが最大の課題だと私は思っております。現在、その働きかけをしているところでありますが、大分長い働きかけをして、実は実態としては少しずつお知らせいただいているところもありますが、町は一応知らないということになっておりますので、公式には動けないという状況であります。これは、要改善のところかと思っております。

福島県のコロナ感染者等への対策といたしましては、福島県県南保健所から、自宅療養となる方のご自宅に食糧、日用品及びパルスオキシメーター、よく自宅療養され、最近テレビによく出ておりますが血中酸素濃度、これが96より下がるとか、そうすると肺が非常に問題のある状況になってしまっていて、それは重篤化するサインということでよく使われておりますが、こちらが配布されまして、療養中のサポートを行っております。

また、本町では、子育て世代で収入が減少し、住民税が非課税となった方の生活の支援を行うための特別給付金として、1名につき5万円が支給される子育て世帯生活支援特別給付金制度を運用しているところであります。

子育てしやすい町を目指し、子育て支援施策を積極的に進める本町としましては、子育て世代の方々が、身近に迫るデルタ株感染リスクと感染した場合の生活上の不安を軽減できるよう、また医療逼迫の中にあって、適切な治療を受けて療養できるのかという不安に応えて、感染者とその家族をサポートするためにも、西白河地区市町村会の中で、私のほうからも提起申し上げました、芳賀議員の質問のときに申し上げましたが中間療養施設、これらの設置に向けた検討を現在進めていると、壁は厚いと思われませんが現在進めている。それから、保健所との先ほどの情報共有の在り方の改善については、検討も現在話しているところでございますが、これらは非常に重要と思われれます。しっかりと検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、感染予防や感染対応に関する備品等の供給支援補助についてのおただしでございます。

初めに、コロナウイルスの感染予防のために、これまでに医療機関へは医療用N95マスク及びガウンを配布し、学校、高齢者施設、障がい者施設へは不織布マスクを配布し、感染対応に努めてきたところであります。

また、芳賀議員への答弁と重複いたしますが、国に先行した町独自の取組といたしましては、各学校に抗原検査キット、これは非常にやりやすいものでありまして、鼻腔に綿棒を突っ込んでという子供に非常にやりやすいものではなくて唾液でできると、かつ8分ほどで判定が出るということで、PCR検査より確度は若干劣るかと思いますが、取りあえず子供さん、あるいは先生方皆さんに何らかの形で不安な材料が出てきたときにこれを行うということで、感染が疑われる教職員や児童生徒がすぐに検査できるような体制を整えております。感染が疑われる教職員や児童生徒がすぐに検査できる体制を整えております。

現在、本町には、感染予防用品として不織布マスク 2万5,000枚、抗原検査キット649セットを備蓄しております。この抗原検査キットは今品薄で、なかなか入手しにくいんですが、そのうち500セットにつきましては、特に若年層に感染しやすいデルタ株対策として、町内の小中学校に100セットずつ配布を完了しております、新型コロナウイルス感染者の早期発見、なかなか子供さんは、特に若い人と子供さんは症状が出ない、いわゆるサイレントキャリアとして無症状な方が多いものですから、何らかの形で不安要素がある方は、早くこの検査をしていただいて、そして仮に陽性が出た場合はすぐ対策を講じていくと、そういった形でとにかく早い対応をしないとすぐ広まってしまうということがありますので、それをしてございます。

そして、さらにこれからのことを考えますと、さらに備蓄と配布を充実する予定であります。

さらに、パルスオキシメーター 4台、アルコール消毒液140リットルを備蓄しているところでありますが、現在のコロナウイルスの感染拡大状況及び今後のデルタ株によるさらなる感染拡大や新たな変異株の発生等を想定し、迅速かつ的確に感染対策を講ずることは、とても重要であると考えております。

町内での感染者数の大幅な増加などによる本町の非常事態に備えて、町民の皆様安心していただけるよう、これらの感染防止のための備品等を前広に購入及び備蓄し、集団感染の発生、拡大、ここが一番心配なところであります。これらも矢吹だけでなく県南地区のほうでも大変広がっているところでございますので、抑止できるようにこれらの備品等を積極的に使用してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政について、財政運営についてのおただしでございます。

令和2年度一般会計決算は、形式収支が5億3,764万円の黒字、実質収支は2億8,688万6,000円の黒字であります。なお、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額でございます。年度ごとの実質収支の相対的変動を示す指標である単年度収支、これが単年度収支であります。一般的の単年度収支は若干趣を異にしております。単年度収支は、令和元年度決算の実質収支5億4,222万8,000円との差引きによりまして、2億5,534万2,000円のマイナス、単年度収支から実質的なプラス要素である財政調整基金の利子積立額及び地方債の繰上償還額を加えまして、マイナス要素である財政調整基金の取崩し額を差し引いた額ということであります。収支だけでは捕捉できない財政運営の実態を見る指標でありまして、実質単年度収支は3億320万6,000円のマイナスであります。これは先ほど申し上げましたが、赤字、黒字の話と若干違って、これがプラス・マイナスだから、いい悪いという話ではないということでございます。

また、経常収支比率は、令和2年度83.2%となりまして、令和元年度85.2%から2.0%の改善となりました。

比率が改善した主な要因は、経常経費の一般財源は同規模で推移したということに対し、経常収入の一般財源である税収の維持とともに、普通交付税及び地方消費税交付金が増加したということと分析してございます。

令和2年度は、令和元年度東日本台風の災害対策、新型コロナウイルス感染症対策、福島県沖地震の災害対策と、まさに複合的災害の対応に追われた1年でありました。この中で、行財政改革大綱の理念の下に職員一丸となって取り組んだことにより、主な財政指標である経常収支比率とともに、健全化判断比率や財政力指数についての一定の改善、地方債残高等の将来の公債費負担、この低減、財政調整基金等の積み増し等が図られたところであり、おおむね適正な財政運営であったというふうに認識してございます。

さて、財政運営におきまして重要視されている実質収支については、その用途や規模などを的確に捉える必要がありますが、実質収支である決算剰余金の用途につきましては、地方財政法第7条におきまして、2分の

1以上を基金へ積み立てるか、地方債の繰上償還の財源に充てなければならないということとされております。

このことから、令和元年度実質収支の5億4,222万8,000円につきましては、そのうち2億7,222万8,000円を財政調整基金へ積立てをいたしまして、残りの2億7,000万円につきましては、令和2年度への繰越金といたしました。なお、繰越金につきましては、矢吹町公共施設等総合管理計画に基づきまして、実質収支の10%以上となる5,500万円、これを公共施設等整備基金への積立てとしまして、2億709万4,000円を旧総合運動公園の用地に係る繰上償還、これを実施するなど、将来負担の軽減と新たな政策の財源確保を目的に、有効活用したところであります。

次に、実質収支の規模については、指標の性質上、単純に黒字が多ければ適正であるとするものではなく、一般的に標準財政規模の3%から5%程度が望ましい数値とされております。

令和元年度に一時的に12.1%と大きく上昇しましたが、令和2年度には6.1%ということで、望ましい数値に向けて改善したものと考えております。

現状のコロナ禍において、国の補助金を財源とした緊急的な経済対策等によって、本町の決算規模は大きくなりましたが、財政運営は決算剰余金に係る地方財政法の趣旨に基づきまして、使途と目的を明確にして、有効に活用していくことが重要であります。

議員おただしの単年度収支及び実質単年度収支の赤字の理由につきましては、以上のような決算剰余金の効果的な活用と町税や各種交付金等の歳入の確保、歳出における経費削減の取組など、令和2年度の厳しい社会情勢における適正な財政運営の結果であったと考えております。

今後も、実質収支や経常収支比率等の各種財政指標の性質を的確に捉えながら、住民サービスの向上とともに、将来の財政負担の軽減等、あるいは世代間のバランス等、こういったものを図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、旧総合運動公園用地の繰上償還についてのおただしでございます。

旧総合運動公園用地の債務負担行為につきましては、令和2年度におきまして、当該年度償還分の3,343万3,000円、これが大体単年度このぐらいの償還ですね、それで令和9年度までの将来7か年分、この7か年分の債務の繰上償還、これからずっと償還をしていく予定のはずでございましたが、今回2億709万4,000円、これを繰上償還、前倒しの償還をいたしまして、全ての償還を完了しました。

これは、後年度における財政運営の円滑化を図って、将来における財政運営に対応できるよう、財政収支と、そしてやはり今いろいろ声が出ております世代間、この負担のバランスを図っていくということで、令和元年度実質収支の有効活用の一つとして実施したものであります。

議員おただしの収支や各指標への影響につきましては、収支の面では、繰上償還未実施の場合と比較いたしますと、主に毎年度の歳出額の削減と償還総額の抑制に大きな効果があります。

歳出額の削減につきましては、令和3年度から令和9年度まで計画していた、単年度約3,000万円、この償還に係る歳出が毎年削減されると、そして予算編成における政策の自由度が向上し、主として、学校給食運営事業による給食費の、一応半額ほどの助成と考えておりますが、実際に実施されておりますが、そしてまた公共交通推進事業による「行き活きタクシー」の運行、生活道路整備事業による生活道路の現道舗装、これも大変町民の皆さんからの希望の多いところであります舗装の整備、そして企業誘致促進事業による新規進出企業

の誘致など、他の政策への財源確保の見通しが図られたところであります。

また、償還総額の抑制につきましては、先ほど申し上げました令和9年度最終期限までのものを前倒した早期償還ということで、将来予定されていた利子分が削減された、利子の節約ということであります。それが総額で約1,310万7,000円の利子分のコスト抑制に効果がありました。

これは、例えば先ほど町民の皆さんのニーズの強い現道舗装、これが年間今のところ1,000万円取っておりますが、これを大きく超える額をコスト抑制で出てくるということであります。1年分の現道舗装。

それから、次に、各指標への効果としては、健全化判断比率の改善が図られ、令和2年度の実質公債費比率が前年度比0.5%減少の11.5%とともに、将来負担比率が前年度比14.2%減少と、かなり減少いたしまして89.5%となり、将来世代への負担軽減のために大きな効果があったものというふうに考えております。

今後も、財政運営のバランスを、先ほどの世代間の負担バランス等を含め、バランスを重視しながら、より効率的かつ効果的な手法を取り入れながら、持続可能な財政基盤の確立、まさにこれも持続可能なところが大切だと思います。財政基盤の確立を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、青山議員への答弁とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ご丁寧な説明、答弁ありがとうございました。

まず、再質問を行わせていただきたいんですが、遊水地に関して答弁の中で地域住民の方々の意向を酌み上げてということで、県なり国なり、三神地区にとってプラスになるようなそのような協議を進めて求めていきたいというようなことでございますので、一つの方向としてはよろしかったかなと思っております。

ただ、アンケートがまだ上がっていないということですが、鏡石町辺りでは7月の頭にもうやっているんですね。矢吹町の場合ちょっと遅かったのですが、その意向が決まらなるとちょっと進め方も決まってくないでしょうし、まず住民の意向というものを重視しなくちゃいけないと思うんですが、それはいつ頃まとまる予定でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

アンケートの集計がいつまとまるのかということでございますが、答弁にもありましたように再度の集計をお願いしております。現時点で、直近ですと、約8割の方から提出をいただいております。ただ、あと残りの2割の方がまだ未提出でございますので、再度の回答期限が9月15日でございますので、まだ未提出の方につきましては、やはり集計全て100%の集計結果を得たいというふうに考えておりますので、戸別訪問を行いながら、何とか今月中には全ての集計を取りまとめた上で、そういったアンケートの内容を分析して今後の対応を、町としての対応をそういったものに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） アンケート結果が住民の意向を図るには一番大事なものと思っておりますが、一つお伺いしたいのは、矢吹町と鏡石町と玉川村でございます。やはり、その土地にあつての差異というものがありますけれども、例えば買収する場合の基準値とか、そういったものもどこにどうあるか分からないという不安がございます。そういった不安に対して、町としてどのように応えていかなければならないのかというのが、住民の皆様方の希望であったり期待するところですし、そこが不安であったり懸念であったりしているわけがございます。

こういったものに対して、矢吹町でなくても鏡石町、玉川村でも同じような状況であろうかなとは思いますが、一つ6月22日に鏡石町並びに矢吹町、玉川村でもって町長のトップ会談が行われたはずなんです。そこではどのような話になったかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

副町長、藤田豊君。

〔副町長 藤田 豊君登壇〕

○副町長（藤田 豊君） それでは、今の質問なんです。町長は公務のために出席できませんでしたので、私が代わりに出ましたので、私のほうから報告させていただきます。

そういうことで、3町村連携しながら差異がないように国のほうに要望してまいりたいということでの会議が行われました。具体的に、こうしましょう、ああしましょうというようなお話ではなくて、連携強化を図っていきましょうということでの話の内容でございました。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 遊水地という整備事業ですが、三城目地区、三神地区全体においても、かなりの面積とかなりの景観なり、あるいは経済動向なり変容を遂げる内容でございます。これ、町としてもかなり今後の総合計画等にも影響を及ぼしてくる、そういう内容のものも含まれていたと思うんですけれども、令和5年には工事に着手するという町長からの先ほどの答弁もございましたが、時期的にこれ急いでいかないといけないと思うんです。そういう中であつて、今現在、この遊水地とは別枠でもって三城目のほうでもって太陽光発電でもって動いている業者さんの取組があります。一つには、遊水地の地元住民の方から聞きますと、この遊水地から出る掘り起こしたその残土がかなりの規模でもって、これを活用した中で三城目地区、あるいは三神地区の発展等に寄与できないか。ただ、災害という負の事業といいますか、そういうイメージでなくて、被災者の犠牲ではなくて、前向きにというような部分で考えておられまして、そういったものについて今、非常にナーバスな時期だと思っております。太陽光でもって、30アールを1つの単位、最小単位として虫食い状態にしてあちこちつくられた場合には、その壮大な三神、三城目地区の将来像にはある程度影響を受けてしまう、悪影響を受けてしまう可能性もあるわけがございます。そういったナーバスな状況におきまして、その時期的なものとしては、いつ頃を目安に地権者会のほうを立ち上げていくのか、またその組織はどのように1点ですか、いつ頃立ち上げていかれるのかという目安をお示しいただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

地権者会、いつ頃設立かということでございますが、先ほど町長答弁にもありましたように、現在、三城目ソウ区との協議を行っております。こういったメンバーは役員であったり、あとは組織のつくり込みとして、エリアごとに分けるのかとかかですね、そういったものを今、行政区との調整を図っているところでございますので、できるだけ早急に立ち上げたいというふうには思っております。そういった中で、あくまで地元の地権者の集まりであります、これについてはしっかり町として、事務局として入って、その運営に携わっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ただいまの件に関しまして、ちょっと追加して質問したいんですが、町としましてはただいま申し上げました太陽光等の開発の動きというものは、把握しておられるのかどうかについてお尋ねいたします。

先週の土曜日に説明会が行われているわけございまして、何名の地権者、何名の住民の方々が参加したのか等ですね、非常にナーバスな状況なのであまり詳しく述べることもできないのかもしれませんが、把握の程度をお示してください。

○議長（角田秀明君） 青山君、これ通告外の話なので。

○11番（青山英樹君） 遊水地。

○議長（角田秀明君） 太陽光設置等。

○11番（青山英樹君） いや、だからそこが今非常にですね、お互いに干渉し合うような状況になってきているんですよ。要するに、三城目地区の発展を考えたときには、今、一つの遊水地と大きな事案に新しい要素が加わってきたので、そこの把握はしているのかということを知りたいというだけです。

○議長（角田秀明君） 通告していなかったし、関連と言っても今言ったように、青山君が今言うようにナーバスだということまで質問する人まで言ってくれているのに、執行部側のほうでそれを今ここで公表するというのもまずいかなと思うので、別な機会があったときにでもあれしてください。

○11番（青山英樹君） そうですか、分かりました。

○議長（角田秀明君） 別な質問してください。

11番。

○11番（青山英樹君） 機会を見つけて、またしていきたいと思っております。

今言ったような話の状況で、どこまでという部分も出てきて、多少ナーバスな部分というのは非常にあるかと思えます。今は民間の業者さんも絡んできていることですので、早めにその委員会を立ち上げられることを希望しまして、この件については質問を終えたいと思えます。

次に、コロナ感染についてのお話でございます。

感染を予防しなければならぬという町民の皆様、安心を求めなければいけない。また、経済的なものに関しては、にぎわいを取り戻さなくちゃいけない。安心とにぎわいというもの、2つの両立をしなければならないわけでございます。

その中で、今回、外気との換気をする換気扇とかそういったもの、オゾンガス発生清浄機等を挙げましたけれども、これらに対する補助というもの、あるいは指針というものを、町独自にはちょっと書いてありませんか。つまり、活用の仕方としましては、東京都、神奈川、それから埼玉におきまして、県でもって補助金が出ておりますし、また、二本松市、深川市、喜多方市でも、市独自でもって2分の1補助とかあるいは上限50万円、あるいは東京都のほうでは工事費を含めて200万円とかというものを構築しまして、いわゆるコロナ感染の予防に対して、お店が客が来ても関わらないようにという安心と経済的なにぎわいの部分で計画をして、外気を取り入れていくという換気の機能をお店につけさせようというそういう努力がでございます。

矢吹町でも先ほど申し上げましたように、2店ほどはそのオゾン発生器をつけましたが、改めて今、須賀川とか二本松とか喜多方とかやっておりますので、矢吹町としましてもお店の方々が、もうこの店は外気との換気を徹底してやっていますよというようなところで、安全・安心、感染に対して防止という部分でのメッセージにもなるわけですから、そういう多少の努力かもしれませんが、そう形でもって安心とにぎわいを両立させていくような手法を独自に考えていく姿勢があるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課長、佐藤浩彦君。

〔商工推進課長 佐藤浩彦君登壇〕

○商工推進課長（佐藤浩彦君） それでは、11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

オゾン発生装置に対する補助等について、にぎわいと安心を考えながら町独自のそういった取組をするか、そういった考えがないかということのおたしだだったと思います。

この件につきましては、基本的には先ほど町長の答弁にもありましたように、現在、店舗応援キャンペーンを展開しております、そちらの調整金3万円で、こういったものについてのオゾン発生装置についても、一部を充てることが可能でございますので、町として取り組んでいるというようなことで認識をしております。

ただし、先ほど青山議員からもありましたように、変異株等の猛威等もございますので、近隣町村のそういった状況等も勘案しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 前向きな姿勢と受け止めたいと思います。

金額的に3万円とか、その規模で終わるようなものでないんですね。その辺について、もっと幅広く、何か取り組める補助金とか交付金とか、そういったものを県とか国に飛び込んでつかめるようなもの、そういったものというのはないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課長、佐藤浩彦君。

〔商工推進課長 佐藤浩彦君登壇〕

○商工推進課長（佐藤浩彦君） それでは、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

これらを、オゾン発生清浄機に対する助成とか補助、そういったものでございますが、質問にありました100%の導入のこの助成につきましては、商工会を通じてされているものでございまして、これについては令和2年度をもって完了しております。この質問を受けて、我々のほうにもちょっと情報を探していたんですけども、今のところ具体的なちょっとそういった面では見つかっておりませんでしたので、引き続き商工会、それから関係機関等確認しながら、そういったものがありましたら、また積極的にPRをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） その補助金、交付金というのは、結構あるもので、例えば事例として挙げますと、山形県の酒田市になりますか、いわゆるマイナンバーカードを普及させるということで、デジタル・トランスフォーメーションの補助金を使っているんですね。どういうことかとしたらば、それを普及させるのにくじ引きを行って、抽選でマイナンバーカードを作った人が抽選で3万円当たる。これ補助金使っているんですよ。それで、マイナンバーカードを普及させて、いわゆる申告でもってパソコン等を使い、デジタルでもっていわゆるパソコンを使った申告をさせるというような一つのデジタル・トランスフォーメーションということですね。国もデジタル・トランスフォーメーションということで、ちょっと場違いな補助金じゃないかと思うんですが、関連づけると今のような使い方、前例ができちゃっているわけです。

それで、もう一つ、岐阜県なんかそうですけど、レジリエンス強化、対応を強化するという意味で、二酸化炭素排出抑制対策事業というのがあるんです。ですから、事例としてオゾン発生器と言いましたが、別にオゾンじゃなくていい。オゾンは湿度が高くないと不活化させられないんで、いわゆる外気との換気をするには、今言った二酸化炭素排出対策事業として、二酸化炭素濃度の数値を測る器具を店につけたりとか、そういった補助金等もあるわけです。ですから、そういったものを組み合わせると、かなり補助金、交付金として、お店の方々大きい換気機器をつけるということも可能なんではないかと。特に今、焼肉屋さんとかラーメン屋さん、外気、要するに換気扇の強く吸い上げるところは、感染度合いが少ないというようなことも結果も出ておりますので、そこをそういったものをもう一度何とか調べてやってもらいたいとは思っているんです。

近隣市町村でのそういった取組も参考にしながらというか、幅広くそういった情報をつかんで、町独自としてお店の方々から感謝されるようなそういう施策を、ぜひ実現していただきたいと、こういうふうな思いをお伝えしたいと思います。

次に、なかなか同僚議員のコロナに対する答弁でもございましたが、隔靴搔痒ということで、なかなかどうにもならない部分があると。情報開示が少ないし。これは過去における政治の失態なんだろうが、いわゆる行政機関、保健所とかを縮小してきたりとかですね、そういう新事務主義の政策に基づいてやってきたことが裏目になっているわけですが、そういう中で町長、西白河郡町村会でも努力されていることは重々分かりまし

たし、そういった話をほとんど知らないので、町民の方々はそれを聞けば安心かなと思っております。

そういう中で、ほかの自治体を見ますと、八王子市とか山梨県なんかもそうですが、自宅療養者支援チームとか町市単位でそういうものをつくっていると。市職員が、買い出しなどをして届けているということで、こういうところというのはなぜそういうことができるのかなと思うんですね。

八王子市なんかでも、保健所や県とオンラインで情報を共有しているというんですね。そして、ファーストコンタクトを取ることによって、結局重症化を防いだりとか、ベッドの回る患者の回転が速くなるとか、そういうことをしているんですね。何で福島県はできないんだろうというように思ったりもするわけで、こういったところでもって努力しているのは分かるんですけども、こういった事例をどンドンぶつけていって何とか矢吹町独自のそういう連携の仕方というものをしてみてはいかがかと思うんですが、どうでしょうか。その辺についてはお考えを、前向きな見解等があれば聞かせたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

お話といたしましては、町長申し上げましたように、市町村としては隔靴搔痒の思いであります。皆さんご承知だと思うんですけども、感染症法等で感染された方の療養あるいは医療行為につきましては、都道府県知事あるいは保健所を設置できる中核市に限られております。ただし、今、例として挙げられました八王子市ですとかにつきましては、多分、今年の3月に感染症法が一部改正されまして、市町村と連携してという文言が加わりました。ですから、都道府県によっては、市町村と連携し始めているところも出てきております。

また、先ほど、町長答弁申し上げました市町村としてのやりたいこと、現状では福島県はできておりません。ですけども、白河市、西白河市町村の市町村会の中では、2項目について検討がされております。中間医療施設的なものの設置についての県への働きかけ、あともう1点については、本当に感染者の情報についてぜひ県から市町村に提供していただけるように、この2点を強く要望しておりまして、市町村会としては振興局長に申入れをしているところでございます。

あと、それを受けまして、担当課長会議では、感染者については、あくまでも県の責任になりますので、感染者との濃厚接触者、接触者についての療養施設といいますか、待機施設について、市町村で確保するようなことを具体的な検討事項として取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） なかなか情報等が、県のほうとも保健所のほうとも共有できないという現状、それに対して隔靴搔痒という、そういう思いをしているというようなことだと思いますが、町として例えばもう感染された方、結局66名もの方がおられるわけですけども、そういう方々がその感染症に対して入院なりいろいろな経験をしていると思います。そういう中であって、もっとこうであつたらよろしいなというようなことがあろうかと思うんですね。

先ほども申し上げましたが、幼い子が感染して医者が厚生病院に入院したという場合におきましても、訪問者が全く出れない、お弁当の補償もない、そして着替えも何もできない、家族なり親族がいらないとできない、そういうときにどうしたらいいのか分からない、そういった様々な障害等も出てくると思います。そういったものについて対応するためにも、町として個人情報とか様々なこともございますので、おもむろに公開とかはできないでしょうが、そういう方に寄り添うような、内々でできるようなそういった窓口とか、そういったものを設置することも必要なのではないのかなと思います。

なかなか条件的に厳しい中ではあるかと思いますが、そういったものをつくっていかないといざといったときに、あるいはこれ感染が広まったときに、その感染者に対して何の手だてもできないといった状況になっては困りますので、そういう対応を何とかできないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

今、議員ご心配されているようなことを町長、あるいは保健福祉課としても協議しております。

先ほど、具体的な例としてお話しされました付添いの方に対して食糧の提供がない、着替え等もままならない、それについては本当に事実確認をさせていただきまして、それが事実であれば県でできないとすれば、当然町がやるべきことだというふうに思っております。

今、市町村としての窓口を設置すべきだということで、ご意見ありましたけれども、そういうことがあるのであれば、既に市町村長から振興局長には申出しておりますので、なるべく早い時期にそういったものができるようなことで、今後も努力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 前向きな方向性を示していただきましてありがとうございます。

そしてまた、もう1点ですね、県南地区には、その自宅療養の待機といいますかそういったもの、あるいは入院しているそのホテル等がないということでございます、県南地区には。とすれば同様に、これは町内において幼い子供たちの感染した場合を考えたときに、家庭内感染が広がっている中であっては、小さい子供が感染した場合そのお母さんとお父さんといいますか、そちらのほうの家庭内感染を防ぐためにも、やはりちょっと隔離を別にしなくちゃいけない。一つの屋根の下ではやはり感染の度合いが高くなりますので、そういった場合はやはり町独自として、どちらかに部屋とかあるいはアパートの一角とかそういったものを取られてやることも大事かと思うんですが、その辺についての考えはいかがでしょう。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

先ほども若干触れました市町村会のほうで検討している事項、その一つにおきましてホテル、感染者の療養

施設ではなくて濃厚接触者あるいは感染者が経過観察できるような施設ということで、管内の旅館情報に登録している施設について、これから意向調査をしてはどうかということで、担当課長レベルでは話を進めております。それを進めるに当たっては、県からの補助金等もあるようですので、その辺りも検討しながら事務的に現在進めているところであります。早急に、市町村会のほうに資料等を提出したいと考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ありがとうございます。

そのような話を聞くと、町民の皆様も取り組んでいるなというのが実際に見えてくると思います。

最後に1点だけ、財政についてお尋ねします。

単年度収支と、あと財政調整基金についてお尋ねいたしますが、財政調整基金残高比率、これがたしか21.85%、それからもう一つの実質単年度収支比率、これがマイナス6.46%だと思います。この令和2年度の体制をずっと維持したとすれば、財政調整基金がなくなってしまうのは3.38年なんですね。つまり3年ちょっと4年弱にして、今回の令和2年度と同じような水準でいくと、財調が4年弱でなくなってしまうということです。それについて、どのように考えているかお聞きします。

○議長（角田秀明君） 最後ですけれども、答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

財政調整基金に関するご質問でございますが、財政調整基金、ただいま10億円を超える額の残高となっております。財政調整基金ですので、必要があれば取崩し、剰余金が出た場合には積み増しというところで、運用が関わっていくところの考え方である基金であると認識しております。

そのような中、毎年毎年同じ額で減らしていくとかということではなくて、当然、新規事業が出ればその部分で活用させていただきたいと思っておりますし、余裕があれば積みたいということで町長答弁にもありましたとおり、収支のバランスを見ながら将来負担のための基金としても活用していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 以上で、11番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

---

### ◎総括質疑

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより町長から提出されました議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

8番。

○8番（三村正一君） それでは、議案第39号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）について総括質疑をさせていただきます。

この補正予算の中に、旧中央公民館の解体、設計予算が入っております。そういった中でこの解体、中央公民館のこの今、今後どうしていかうかというような審議がずっと続いております。平成29年6月にも、私が中央公民館、これ今後どうなるんだというような複合施設との関係で、質問をした経過がございます。そういった中で、令和3年3月には安井議員と加藤議員のほうから、耐震の数値を用いた質疑がなされております。Y方向で0.289、X方向で0.544で、S Y値で0.6に達していないので、耐震に問題があるというようなご答弁がなされておりました。そういった中で私がお尋ねしたいのは、この耐震の設計の調査を受けた中で、全部が0.289またはX方向で0.544というような調査地点全部が、そのような方向で危険な建物になっているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。全部ではなくて、調査した中での1本だけ、2階の一部分の柱だけ1本の柱だけが、こういった今申し上げたような数値になっているというようなこともちょっと伺ったものですから、もしそうであれば耐震の安全性に補強すれば問題ないんじゃないかなというような点がございましたので、そういう質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 三村君、議案の内容の中でなので、詳細なことは予算委員会の中で質問していただきたいと思えます。

○8番（三村正一君） 私、予算委員会違いますから、質問させていただいています。

○議長（角田秀明君） いえ、そういう決まりで、そして今のいろいろな細かい数字も出してはいましたけれども、そういうことでなくて、今回は解体、設計の中で補正を出したと思うんです、執行側のほうは。だから、その昨日の質問の中でもありますように、教育委員会、そして執行側と両方の質問を三村さんはもらったと思うんですけれども、質問して。補正の関係で、中央公民館の関係で。そういった中で今、細かい数字を出しましたけれども、解体に向けた予算の執行をお願いしたいというようなことで議会にかかったやつなものですから、詳細な数字の問題では今回はないと思うんですよ。

○8番（三村正一君） 私、今、一般質問と総括質問、議案と一般質問は別だという感覚でただいまの質疑をしたところでございまして、そういった中で確かに今回解体のということですが、解体に向けての基礎資料の基礎の部分でございまして、質問させていただきました。ですので、できればこの耐震の問題とアスベストの問題、1年前まで正常に使っていたので、それが解体しなければならぬのかどうかというような安全性に問題があるのかどうかの点だけでも、これはこの解体についての質問になるのかなと思えますので、その点をお答えいただきたいと思えます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 三村議員のご質問にお答えいたします。

昨日の一般質問の中でも答弁しておりますとおり、教育委員会のほうでは教育財産としての必要性を意見とかがいただきながらなかったというところでもございました。それ以降、今回、普通財産に切り替える、町の所管財産にするというところを昨日答弁したとおりでございます。その中で、今回アンケートなり、町民の皆様からのご意見をいただく、そこで方向性、在り方を決めていくというところの考えを、答弁したとおりでございますが、公共施設等の管理計画とかの見直しの作業も併せて行っている状況でございます。その中で、実際に

その建物自体に危険性が、ご質問受けましたのは耐震性の問題であるとかアスベストの問題、あと老朽化、あとバリアフリー化も実際されていないという建物でございましたので、その辺でどのような現状なのかというところも併せて調査させていただきたい。

それで、解体に当たっては、アスベストの量を量らないとどのぐらい費用が出るのか把握できない。専門的なものもございますので、そういったところで委託費としまして、今回公民館費の中に500万円を計上させていただいたところがございますので、ご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 私、安全性について尋ねたんで、経過の説明は要らなかったんで、安全かどうかだけの点で、今後、委員会でその辺の質疑をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（角田秀明君） そのほか質疑ありますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 認定第1号 令和2年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてお尋ねいたします。

2点ほどお聞きしたいんですが、まず1点目、繰上償還についてお尋ねいたします。

総合運動公園の繰上償還で2億幾らというふうになっておりますが、元金と利息がどのようになっているのかをお尋ねしたいのと……

○議長（角田秀明君） 1つずつにしてください。

○11番（青山英樹君） 1つずつ。3回しかできない。

○議長（角田秀明君） 青山君3回でいいから。

○11番（青山英樹君） 3回足りないです。

○議長（角田秀明君） それ、あと細かくは予算委員会のほうでやっていただいて。

○11番（青山英樹君） 聞けないんですよ。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

○11番（青山英樹君） 議長、繰上償還について1項目でいいですか。

○議長（角田秀明君） 全体で1個。

○11番（青山英樹君） 全体で1個。元金で1つ、利息で1個ということなっちゃうの。いや、それは1つだ。

それは1つじゃない。あと、もう1個あるんですよ。関連して、補償金の有無。これセットですから、元金、利子、補償金の有無。

○議長（角田秀明君） 答弁よろしくお願ひします。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 青山議員のご質問にお答えいたします。

時間がかかってしまい、申し訳ありませんでした。

資料かなり持ってきてしまったので、申し訳なかったです。

元金でございますけれども2億637万4,000円でございます。

利子分でございますけれども、72万円でございます。

以上です。

○11番（青山英樹君） 補償金とか。

○企画総務課長（佐藤 豊君） 失礼いたしました。補償金なしです。

以上です。

○議長（角田秀明君） 青山君、2件以上の事件を一括として議題とした場合でも、質疑の回数は3回までということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

再質問ありますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ただいまの繰上償還についてですが、令和2年度の一般会計財政収支の状況の中にある繰上償還金には、計上されていないんですけれども、これはどのような処理になるのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 青山議員のご質問にお答えいたします。

地方債の、特に入っていないのはなぜかというご質問……

○11番（青山英樹君） 繰上償還で計上されていない。

○企画総務課長（佐藤 豊君） 繰上償還で。

○11番（青山英樹君） 125万3,000円しか、令和2年度。繰上償還では、125万3,000円しか計上されていません。2億幾らの繰上償還、これはどうなっているのかな。

○企画総務課長（佐藤 豊君） 決算書の中の67ページでございますけれども、総合運動公園建設費というところに、公有財産購入費の欄がございます。そこに、備考欄に書いてありますとおり、こちらで決算のほうは計上をさせていただいているところでございます、地方債ではない。こちらのほうでの決算というところで計上となっております。

以上でございます。

○11番（青山英樹君） いいです。数がないので。球がないので。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。最後です。

○11番（青山英樹君） 令和2年決算書の歳入の町民税の部分におきまして、不納欠損金が662万円ほど計上されているんですね。この不納欠損金が認められる、認定される、不納欠損金と判断されるその根拠と申しますか、手続というか、どのような経緯によってこの不納欠損金が決められているのか、いわゆる国税通則基本通達によってくるのか、あるいは町独自、町として延滞税の減免とかそういった本税の減免とかそういう要綱があるのか、その根拠等が分からないのでどのようにして決められたかということをお示してください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

税務課長、小磯剛君。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） それでは、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

こちら不納欠損金の要件でございますが、こちら地方税法のほうに15条の7というところで、滞納処分の手続きの要件の規定がございます。もう一つが、地方税法の消滅時効ということで、こちらが18条の2つの規定があります。

先ほどの15条の7のほうにつきましては、滞納処分の停止の要件ということで、いわゆる一般的に執行停止と言われるもので、生活保護の方であったり、財産を調査した結果ないといった方について執行停止をかけた上で、そこから3年を経過したものについては債権が消滅するといった規定が、こちら地方税法のほうに載っております。18条のほうについては納期限の翌日から起算して、5年間によって、時効によってこちらの税会計も消滅するといった規定になっております。

以上です。

すみません、手続のほうでございますが、こちらのほうについては、システム上で時効管理等やっております。それらについては毎年度末ですね、町長決裁をいただいて欠損の処理をする、改定上の負の欠損の処理をするといった流れになっております。

○11番（青山英樹君） 分かりました。

○議長（角田秀明君） 以上で青山君の質疑を打ち切ります。

その他質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終了したいと思います。

---

### ◎議案・請願の付託

○議長（角田秀明君） これより議案・請願の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第39号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号については、7名の委員をもって構成する第1予算決算特別委員会を、議案第40号及び認定第1号については、6名の委員をもって構成する第2予算決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算決算特別委員会、第2予算決算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をいたしたいと思います。

配付漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ただいま配付しました第429回矢吹町議会定例会予算決算特別委員会構成名簿のとおり指名したいと思います。

お諮りいたします。議案第37号、第38号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

次に、9月1日までに受理した請願は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、常任委員会終了後、全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いしたいと思います。

本日は、誠にご苦労さまでございました。

(午前11時48分)

令和 3 年 9 月 2 1 日（火曜日）

（第 4 号）

## 令和3年第429回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第4号)

令和3年9月21日(火曜日)午前10時開議

日程第1 承認第15号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算(第5号)の原案訂正について

日程第2 議案第39号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算(第5号)

日程第3 議案第37号

請願第2号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第4 議案第38号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第5 認定第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

審査結果報告 第一予算決算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第6 議案第40号

認定第1号

審査結果報告 第二予算決算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第7 同意第3号 副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第8 同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第9 発議第8号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する意見書(案)

日程第10 閉会中の継続調査の申出について

日程第11 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	富永創造君	8番	三村正一君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君

13番 安井敬博君 14番 角田秀明君  
欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	藤田豊君
教育長	鈴木健生君	企画総務課長	佐藤豊君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	税務課長	小磯剛君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	阿部正人君
農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木辰美君	商工推進課長	佐藤浩彦君
都市整備課長	福田和也君	上下水道課長	柏村秀一君
教育次長兼 教育振興課長	国井淳一君	子育て支援 課長	小椋勲君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏家康孝 副局長 加藤晋一

---

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

---

○議長（角田秀明君） 初めに、会期中に町長から、議案第39号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）に係る訂正の承認申出及び訂正内容による議案提案の申出がありましたので、概要説明による全員協議会を、そして引き続き、その取扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議をいたします。

（午前10時00分）

---

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午前10時12分）

---

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） 町長より提出されました議案第39号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）に係る訂正の承認及びその訂正内容での議案の提案についての取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、おはようございます。

傍聴席にお越しの傍聴者の皆様方、ありがとうございます。心より敬意を表し、感謝の意を述べます。

それでは早速、ご報告いたします。

会期中に町長から提出のありました承認1件、議案1件について、企画総務課長から説明を求めまして、さらに日程案については、議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。

その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程を追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。皆様のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、当初予定していた日程を2つずつ順次繰り下げ、議題にすることに決定しました。

なお、変更後の日程表についてはお手元の配付資料のとおりであります。

---

◎承認第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第1、これより承認第15号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）の原案訂正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴に来ていただいております皆様、本当にありがとうございます。

日程第1について説明させていただきます。

令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）の原案訂正についてであります。令和3年9月10日、議会の初日に予算案として提案をさせていただきました内容について、提案した一部を訂正したく、矢吹町議会会議規則第20条第1項の規定により議会の承認を求めます。

このたびの訂正につきましては、今後行う公共施設等総合管理計画の見直しの中で再度検討を進めていくことといたしまして、歳出予算の旧中央公民館の積算業務委託費500万円を減額するものであり、歳入につきましては、これに伴い基金繰入金を減額し、歳入歳出予算の総額を79億5,857万7,000円に改めるものであります。

なお、その他の予算に関しましては訂正などございませんので、申し添えさせていただきます。

ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第15号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）の原案訂正についてを採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第15号は原案のとおり承認することに決しました。

---

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより訂正された議案第39号 矢吹町一般会計補正予算（第5号）につい

てを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第2、議案第39号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億3,629万9,000円を追加いたしまして、総額を79億5,857万7,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳出の主な内容は、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、現在、文化センターで行っておりますワクチン接種会場の運営経費2,185万1,000円を増額するものであり、今後も継続したワクチン接種を行い、11月には希望する町民の皆様の接種完了できるよう努めてまいります。

災害復旧費につきましては4,705万円を増額するものであり、福島県沖地震により被害を受けた各公共施設の復旧工事費等であります。

地方創生テレワーク交付金事業7,807万8,000円を増額につきましては、進出企業、移住者、定住者の増加を目的に実施する事業であり、本町の交通体系の強みを生かした事業であります。

今年度は、大池公園内のふるさとの森にあります創作の館の環境整備及び民間の所有施設を民間の事業者が自ら実施するサテライトオフィスの開設を予定しております。

事業実施により、雇用やにぎわいの創出につながり、地域経済の波及効果も大いに期待できる取組として進めてまいります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの町長説明に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより訂正された議案第39号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。先ほど質疑もなかったようなので、討論もないということで、ただいま町長のほうから提出された39号に対する原案のとおり承認することに異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

承認することに決しました。

失礼しました。採決ということでご訂正を願いたいと思います。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（角田秀明君） それでは、去る9月14日の本会議において、各常任委員会、第一及び第二予算決算特別委員会に付託しました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。

---

### ◎議案第37号、請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案第37号、請願第2号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 皆さん、おはようございます。

総務教育常任委員会審査結果について報告をいたします。

第429回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第37号及び請願第2号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第37号 矢吹町税条例の一部を改正する条例。

本案は、市町村の認定を受け、中小企業が新規に取得した設備等の固定資産税を最大3か年ゼロとする先端設備等導入制度が、生産性向上特別措置法の廃止により中小企業等経営強化法へ移管されたことから、条例において引用している法令名等について、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第2号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する請願書。

本件は、福島県立白河実業高等学校について、埴工業高等学校との統合により新しい統合高等学校として開校する計画であります。その学校名に白河実業の名称を存続させることを求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第37号 矢吹町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択されました。

---

#### ◎議案第38号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより議案第38号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一君。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、産業民生常任委員会審査結果の報告をいたします。

第429回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第38号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第38号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カード再交付手数料に係る規定を削除するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第38号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の委員長報告、質疑、討論、  
採決

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算決算特別委員会委員長、1番、芳賀慎也君。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） それでは、第一予算決算特別委員会審査結果について報告させていただきます。

第429回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

なお、議案第39号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）につきましては、先ほど審議が終了しましたので、お手元の審査報告書から当該議案に係る審査経過及び結果部分を削除願います。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の審査結果は、次のとおりです。

認定第2号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額17億1,458万円に対し、歳出総額16億8,020万2,000円で、差引き3,437万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額5億4,408万7,000円に対し、歳出総額5億3,072万6,000円で、差引き1,336万1,000円の黒

字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 令和2年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額37万4,000円に対し、歳出総額ゼロ円で、差引き37万4,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額3億1,011万円に対し、歳出総額3億116万円で、差引き895万円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 令和2年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額15億5,775万9,000円に対し、歳出総額15億460万7,000円で、差引き5,315万2,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号 令和2年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額1億8,723万4,000円に対し、歳出総額1億8,715万1,000円で、差引き8万3,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号 令和2年度矢吹町水道事業会計決算認定について。

本件は、収益的収支において、収入額3億9,357万5,000円に対し、支出額3億8,190万4,000円で、1,167万1,000円の純利益であります。

また、資本的収支では、収入額6,475万2,000円に対し、支出額1億3,778万1,000円で、差引き不足する額7,302万9,000円は、当年度消費税調整額と過年度損益留保資金で補填する内容であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより認定第2号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第3号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第4号 令和2年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第5号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第6号 令和2年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第7号 令和2年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第8号 令和2年度矢吹町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。  
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。  
本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第40号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより議案第40号及び認定第1号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算決算特別委員会委員長、2番、関根貴将君。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 議場の皆様、おはようございます。また、傍聴席にお越しいただいた皆様、おはようございます。お疲れさまです。

それでは、第二予算決算特別委員会審査結果報告書。

第429回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了いたしましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第40号及び認定第1号の審査結果は、次のとおりです。

議案第40号 令和3年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）。

本案は、収益的収入につきましては、既定の額に126万2,000円を増額し、収入予算総額を4億950万円とし、収益的支出につきましては、既定の額に126万2,000円を増額し、支出予算総額を4億3,040万2,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、営業収益81万2,000円及び営業外収益45万円を増額するものであります。

支出の内容につきましては、営業費用126万2,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 令和2年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額121億2,466万3,000円に対し、歳出総額115億8,702万3,000円で、差引き5億3,764万円の黒字となり、うち翌年度に繰り越すべき財源として2億5,075万4,000円を引いた実質2億8,688万6,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） それでは、認定第1号 令和2年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

まず、この決算における収支の状況についてであります。収支が赤字か黒字かはとても大事な話であります。形式的な収支と実質的な収支ならどちらが大事かといえば、もちろん実質的な収支であることは原則であります。自治体が立ち行かなくなる、つまり破綻することは避けなければならず、収支は黒字でなければなりません。黒字にしなければならないわけであります。

よって、実質収支は赤字にはできないものであり、この収支の健全性を見る基本は、この形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支で表され、この実質収支にあつては当町は黒字であり、収支健全性の最低条件はクリアされていると分かります。

しかしながら、単年度収支と実質単年度収支においては赤字となっていることは、看過できない事態であります。まず、単年度収支が赤字であることを指摘させていただきたいと思えます。

単年度収支とは、繰越金の影響をなくした収支です。繰越金は、文字どおり前年度の実質収支の黒字分であります。前年度の黒字には前年度以前の黒字分も入っていることから、その年の単年度の財政運営の黒字分ではありません。当該年度と前年度のどちらの実質収支にも過去の繰越金が歳入になっているので、この繰越金を差し引いて繰越金の影響をなくしたのが単年度収支です。

令和2年度の決算において、この単年度収支は赤字でありました。この1年で黒字をどれだけ増やしたのかを表す数字ですが、残念ながら赤字であります。当町において、前年度の実質収支が黒字でありまして、単年度収支が令和2年度赤字ということは、過去の剰余金を食い潰したとの分析結果となります。

また、単年度収支が赤字ということで、今年度、令和3年度の歳出に、その赤字分を解消する財源も計上し、その財政運営がなされなければならない負担が増えます。

もう一点、2点目としましては、実質単年度収支に関しても赤字であるということです。

この実質単年度収支は、この年度だけのできるだけ純粋な収支を計算したもので、実質的な黒字要素と赤字要素の2項目によるやりくりが行われていることから、財政調整基金貯金の残高の状況、それから特定目的基金の積立状況、また取崩し状況、そして地方債、借金の返済の状況などが分かります。

結果として、実質単年度収支は赤字であったわけであります。これが何年も続けば、貯金をどんどん取り崩しているということになってきますので、今後も続くものなのか、中止する必要を意味するところであります。

3点目としましては、貯金と借金に関してであります。

貯金であります財政調整基金は増加をしております。8億200万から10億2,500万と、2億2,300万円ほど増加しました。非常に問題なからうというご意見があるかもしれませんが、地方債の残高、これは令和元年度が

78億7,000万から80億800万ほどに、2億800万ほど増加しています。つまり、差引きを見ればほとんど横ばい状態です。このような状況にあって、果たして令和2年度の財政運営はどうであったのかということは疑問に思えるところでございます。

また、公会計の基準で決算書は作られておりますが、財務諸表4表等に見れば、いわゆる現役、過去の世代の状態、いわゆる便益というものが未来世代からの負担によってなされているのかどうか、そういったものを見る指標が財務諸表4表には読み取れるものがございますが、そういった状況については一切説明がございません。まして財務諸表4表に関しては、いまだ令和元年度分も、ホームページにもどこにも公表されていない状況であります。十分な説明がされていないという点でございます。

以上、これらの点におきまして、十分な財政運営がなされたという令和2年度の決算の内容が示されてはおりませんという点におきまして、反対をいたすところでございます。

議員皆様方の判断をよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） そのほか、原案に賛成討論がある方。

10番。

〔10番 鈴木隆司君登壇〕

○10番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、認定第1号 令和2年度矢吹町一般会計歳入歳出予算認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和2年度の一般会計決算につきましては、令和2年度の当初予算にのっとり遂行、執行されたものと考えます。また、令和2年度の予算に関しましては、私は、矢吹町では迅速に対応しなければならないものが何点かございました。その1つが新型コロナウイルス対策防止であります。また、台風被害による水害対策、また地震対策、これら迅速に対応しなければならない予算につきましては、その予算の範囲内において、今現在、矢吹町が持っている力を十分に発揮し行った予算決算であると認識しております。

また、教育行政におきましては、国が推進するデジタル化対策、これにつきましてもいち早く生徒児童にタブレット端末を配付するなど、決められた予算の中で精いっぱいDX対策にも対処したということが認められます。

以上のことから、私は令和2年度矢吹町一般会計歳入歳出予算認定について賛成をいたします。

議場の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） そのほか、反対討論がありましたらば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） なければ討論を打ち切ります。

それでは、採決をいたします。

これより議案第40号 令和3年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第1号 令和2年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで会期中に町長から追加議案及び議員発議がありましたので、提案等の概要説明による全員協議会を、11時10分から全協を行います。取扱いについて議会運営委員会を開催するために暫時休議をいたします。

（午前10時59分）

---

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午前11時38分）

---

#### ◎発言の訂正

○議長（角田秀明君） 再開して、11番、青山英樹君から発言の申出がありましたので、発言を許します。

11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 発言の許可をいただきましたので、申し述べたいと思います。

先ほど行われました認定1号の私の発言中、過去の剰余金に対しての食い潰したという表現がございました。それについて意見をいただきまして、全員協議会でお話ししましたとおり物議を醸すよりはという点で、私のほうから文言の修正を行いたいと思います。

食い潰したという言葉ではなく、使い果たしたというふうに訂正をいたしたいと思いますので、皆様のご判断、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。修正いたします。

○議長（角田秀明君） ただいま、青山君のほうから訂正がありましたけれども、皆さんこれでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

---

#### ◎日程の追加

○議長（角田秀明君） それでは、本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委

員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） それでは、ご報告いたします。

会期中に町長から提出のありました同意2件、議員から発議1件、各委員長より提出のありました閉会中の継続調査の申出及び議員の派遣について、企画総務課長、議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。

その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議とすることに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決定しました。

なお、追加日程についてはお手元の配付資料のとおりであります。

---

#### ◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより同意第3号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、日程第5、同意第3号について説明をさせていただきます。

副町長の選任につき同意を求めることについてであります。

本案は、本年9月28日をもって現副町長が退任されるということから、新たに10月1日付で福島市泉字清水田19番地8、小松健太郎氏を副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

小松氏は、平成13年4月の福島県庁入職以来、20年間、福島県職員として県政発展のため尽力されております。その間、小名浜港湾建設事務所、そして、先ほど全協の場で若干ありましたので、若干言いますと、小名浜港湾建設事務所が13年4月から16年3月、いわき地方振興局企画商工部、こちらが15年4月から16年3月、それから生産流通総室、こちらで水田畑作グループ、後に水田畑作課のほうにおられました、18年4月から22年3月、それから観光交流局、こちらのほうに、23年4月から27年3月まで観光交流局のほうにおられました。そしてその後、知事公室秘書課のほうに、平成27年4月から平成31年3月まで知事公室秘書課、現在は、先日閉幕いたしました東京オリンピック・パラリンピックの福島県総合調整担当ということで、文化スポーツ局オ

オリンピック・パラリンピック推進室に勤務されておまして、県の重要な政策を幅広く担われております。

特に観光、商工業の振興、水田農業構造改革対策と、そして知事秘書、国策でもあるオリンピック・パラリンピックの総合調整等、幅広く重要な任務を歴任されており、卓越した識見と誠実さを有し、人格高く、広く社会の実情に通じた人物であります。

先ほど出た質問ありましたが、国立福島大学行政社会学部行政学科を卒業でございます。

今後は私の補佐役として、また、補助機関である職員の監督者として、豊富な行政経験と識見を生かし、町政運営にご尽力をいただきたく、ここに提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第3号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） 起立全員であります。

よって、同意第3号 副町長の選任につき同意を求めることにつきましては、同意することに決しました。

ここで、ただいま同意されました小松健太郎様を紹介するために、暫時休議いたします。

（午前11時46分）

---

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午前11時47分）

---

#### ◎同意第4号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第8、同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

本案は、本年9月30日をもって現教育委員の任期が満了となることから、矢吹町三城目36番地、佐久間義克氏を新たに任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであります。

佐久間氏は、家業の農業の傍ら、若手農業者等で結成するやぶきぐるぐるノーカーズの会長として、地域の農業活性化や、原発事故に伴う農作物の風評被害の払拭を図るため、様々な取組を行っております。特に首都圏等に向けて、福島県、矢吹町のブランドイメージを回復するため、姉妹都市の三鷹市に本町の農産物を持参

し、市内の地域コミュニティ団体から協力を得ながら地域イベントに出店するなど、矢吹町の情報発信にも大きく寄与されております。

また、子供たちへの教育活動にも熱心に取り組まれ、特に、田んぼの学校等を通じて、米づくりや自然観察などを体験しながら自然の恵みと命のつながりを学ぶ環境教育にも尽力されるなど、地域からの人望も厚い方です。

このような経験を生かされ、引き続き町教育行政の進展に寄与していただきたく、ここに提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第4号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） 起立全員であります。

よって、同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、同意されました佐久間義克様を紹介するため、暫時休議いたします。

（午前11時51分）

---

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午前11時52分）

---

#### ◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第9、これより発議第8号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 発議第8号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する意見書（案）について説明いたします。

福島県では、教育環境の適正化を図るため、各地域で高等学校の統廃合が行われています。県立高等学校改革前期実施計画では、白河実業高等学校は、令和5年度に農業科が修明高校へ集約され、埴工業高校との統合により新しい統合高等学校として開校する計画ではありますが、その再編整備案は大いに疑義が残る内容であります。

この統合により現在の学校名である白河実業高校から新しい学校名に変更しなければならないのは到底受け

入れることはできません。白河実業高校の学校名には長い歴史があり、地域に定着していることや、学校の所在地と教育内容がよく分かることから、学校名変更には断固反対するとともに、現在の学校名の存続を強く望んでおります。

このような理由から、統合高等学校の学校名には白河実業の名称を存続させることについて、地方自治法第99条に基づき意見書を提出しようとするものであります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第8号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号の意見書は、提出することに決しました。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田秀明君） 日程第10、これより閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、議会運営委員会委員長から継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎議員の派遣について

○議長（角田秀明君） これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

---

### ◎副町長挨拶

○議長（角田秀明君） 続きまして、私から、本定例会を最後に今月28日に退任されます藤田豊副町長へ一言お礼の言葉を申し上げます。

藤田副町長におかれましては、1年6か月にわたり蛭田町政を支えていただき、議会運営や審議に多大なるご尽力をいただき感謝申し上げます。今後は健康に留意され、これからの生活を十分に楽しんでいただきたいと思います。

また、町政、議会活動に温かいご支援、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます、お礼の言葉といたします。

最後に、副町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

副町長、藤田豊君。

〔副町長 藤田 豊君登壇〕

○副町長（藤田 豊君） 私、令和3年9月28日をもって副町長職を退任させていただきます。任期中の1年6か月という期間でありましたが、結果として自分の体調不良のため退任することにふがいなさを感じているところでございます。

蛭田町長の下、全職員とともに町民の皆様のご支援とご協力を得ながら行政運営に携わることができたことは、私にとって大変貴重な体験であります。将来に向けた新たなまちづくりを感じさせていただきました。今後とも町政へのご支援と、町のさらなる発展、振興にご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、矢吹町のますますの繁栄と町民の皆様のご多幸を心からお祈り申し上げます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、午後1時から議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願い申し上げます。

これにて第429回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

（午後 零時00分）



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 4 年 1 月 20 日

議 長 角田秀明

署 名 議 員 加藤宏樹

署 名 議 員 鈴木隆司